

43046

教科書文庫

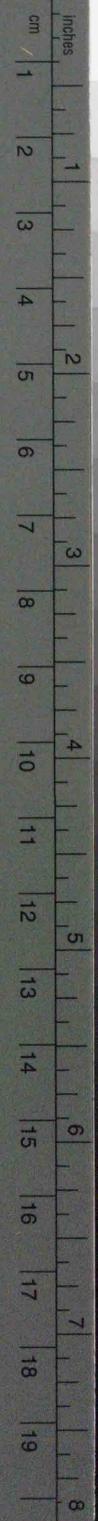
4
210
51-1911
20000 89534

C Y M

© Kodak 2007 TM: Kodak

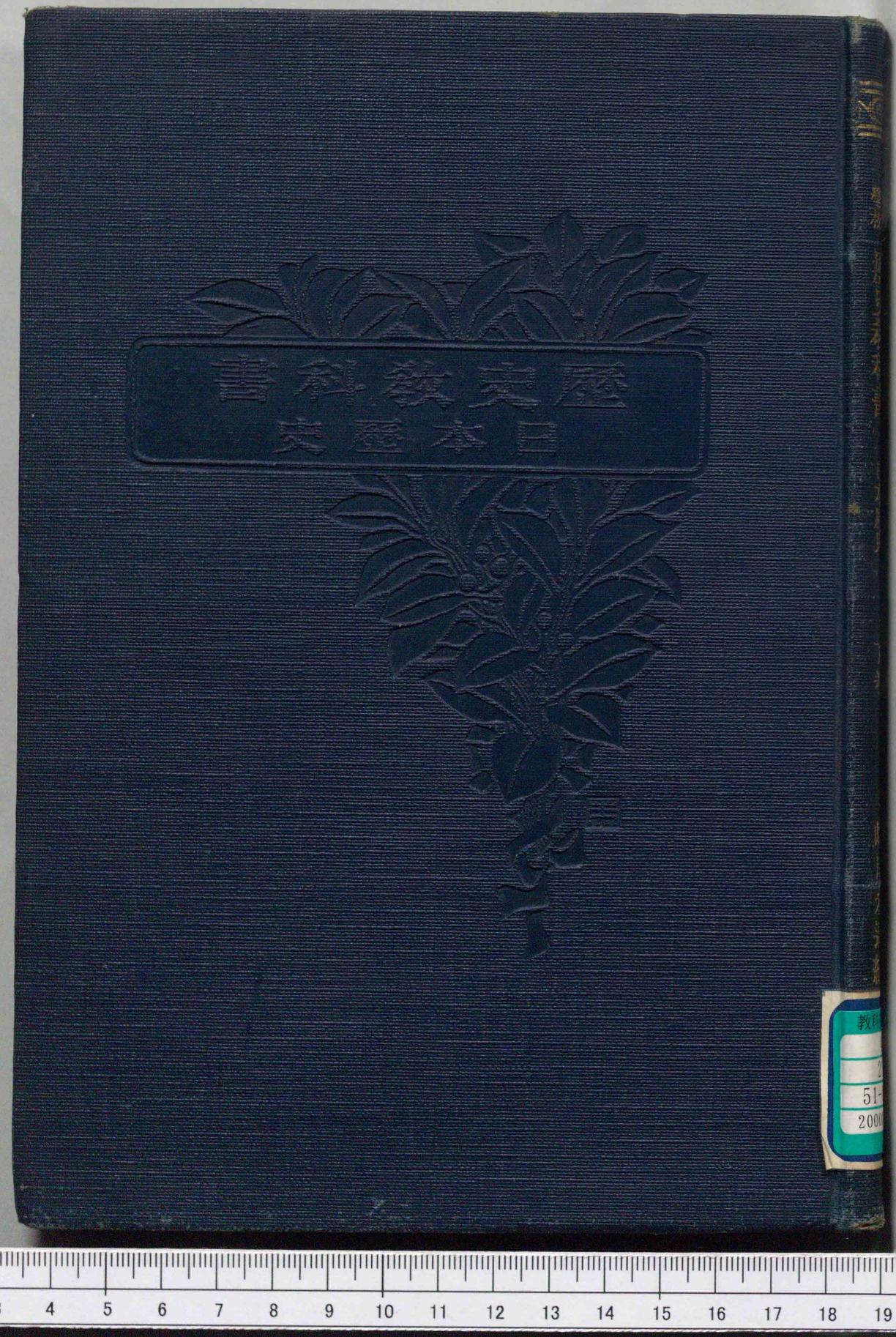
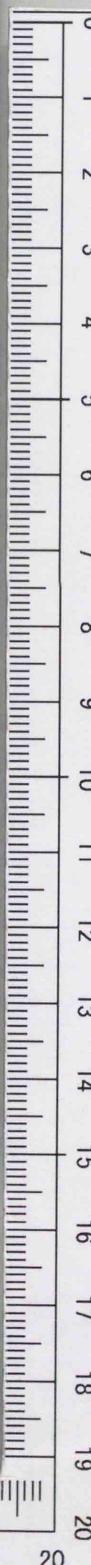
Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

教育学科
資料室



5a
210
明44

四七十二年三月廿四日明

文部省檢定済

東京高師範學校教授

峰岸米造
編



校學範師
書科教史歷
史歷卷下

卷下



廣島大学図書

2000089534



京東

合資會社會六館發行



學校範歴史教科書 日本歴史卷下

目 次

第一篇 關ヶ原の役より明治戊辰の役に至る

自一
至共一

第一章 德川家康 關ヶ原の戦

豊臣氏の滅亡

德川氏系圖

豊臣氏系圖

第二章 江戸幕府 德川家光

第三章 海外諸國との交通 天主教の禁 島原の亂

第四章 德川綱吉

第五章 文教の振起

目 次

第六章 新井君美 德川吉宗	西元四
第七章 寛政の治	元
徳川氏系圖	
第八章 國學の勃興 尊王論	癸
第九章 西洋學術の傳來	壬
第十章 露國人の來航 海防論 蝦夷地の開拓	癸
第十一章 北米合衆國使節の來朝 開港攘夷の論	癸
和親條約	
第十二章 假條約 安政の大獄	壬
徳川氏系圖	
第十三章 長州征伐	壬
第十四章 大政奉還	壬
第十五章 伏見鳥羽の戰 明治戊辰の役	癸
皇室御系圖	
概 括	

第二篇 明治の新政より現時に至る	〔自七至二七〕
第一章 明治の新政	九
第二章 版籍奉還 廢藩置縣	一〇
第三章 外交の進歩 歐米文物の採用 社會及び風俗に及ぼしたる影響	一〇六
第四章 征韓論 朝鮮との修好	一三
第五章 清國との修好 臺灣事件	一六
第六章 北海道の拓殖 千島樺太の交換	一三
第七章 地方の騒亂	一三
第八章 朝鮮の事變 天津條約	二九
第九章 立憲政體の確立	三三
第十章 制度の發達 文物の進歩	四〇
第十一章 明治二十七八年戰役	四五
第十二章 條約改正	五五

- 第十三章 明治三十三年清國事變 日英同盟 一五五
第十四章 明治三十七八年戰役 一五六
第十五章 韓國併合 世界平和の保證 世界に於ける 一五六
日本の地位 一五六

目 次 終

師範 學校 歷史教科書 日本歴史卷下

峰 岸 米 造 編

第一篇 關ヶ原の役より明治戊辰の

役に至る

第一章 德川家康 關ヶ原の戦 豊臣氏の滅亡

慶長三年(紀元二二五八年) 豊臣秀吉薨するや、天下は、自ら德川家康の手に歸すべき勢となれり。徳川氏は新田義重の後にて、もと三河の一豪族なり。家康、初め、駿河の今川氏に依りしが、義元の敗亡後、信長に結び、漸く武名を揚げて、海道一の弓取と呼ばれ、小牧の義舉以來、名望益高まりぬ。つぎて、北條氏の滅

大徳川氏の漸
徳川氏の家

取海道一の弓

封ぜらる

徳川家康

(藏寺導善林館野上)

自時の歳一十七が康家は像のこふいへ傳
とりなのもるせ寫模てしつうに鏡を貌のそ



ほさるるや、そ
の舊領關東に
封ぜられて、居
城を江戸に定
め、よく秀吉に
順事して、ひそ
かに勢力を養

屋根ノ松平信
裏ノ甚子セシ
徳川親氏ナレテ
一子ナキヘ松平
家ノ相渡セム

三河城某
元和元年

徳川氏系圖

源義家—義國—新田義重—徳川義季(十五代略)
松平廣忠—徳川家康

ひ居たり。

秀吉薨後の
形勢

秀吉五大老
事奉行に後老

前田利家

(藏寺禪光中越)



はじめ、秀吉、關白を養子秀
次に譲りしが、故ありて死を
賜ひ、幼年なる實子秀賴を嗣
とし、家康・前田利家・毛利輝元
宇喜多秀家・上杉景
勝の五大老と、石田
三成以下の五奉行
とに後事を托し、心
を協せて、これを輔

家康利家の位置

けしむる事としたり。秀吉薨後、家康は伏見に居りて、政務を視、利家は大阪にありて、秀頼を輔佐したりしが、諸將の間、とかくにをりあはず、既にして、利家病みて薨するに及び、形勢益穩かならざりき。

三成等の陰謀

東西挾撃策

會津征伐及
關ヶ原の戦

伏見落城

軍の敗北

かかる間に、家康の威權、愈々盛んになりて、豊臣氏をも壓せんばかりなりければ、三成、これを憂へ、遂に輝元・秀家・景勝等と結び、東西相應じて、家康を擊たんと謀り、景勝、まづ領地會津に歸りて、軍備を修めたり。

後陽成天皇の慶長五年(紀元二二)家康みづから將として、會津の景勝討伐に向へり。三成、その虛に乘じ、大いに諸大名をかたらひ、輝元を首領に推して、兵を擧げ、まづ伏見城を陥れ、進みて美濃に入る。家康、急報を得て、下野の小山より引還し、西軍と關ヶ原に會戰せり。戰酣にして、小早川秀秋、叛きて東軍

に應じければ、西軍、遂に大敗し、三成以下、或は死し、或は捕へられ、景勝もつぎて降りぬ。この役、天下の大名等、大抵、兩軍のいづれかに屬し、地方にありしものも、また相對峙したり。故にこれを天下分け目の戦とはするなり。

と豊臣氏の處置
有様と諸大名の配置
と豊臣氏の大權を握る

役後、家康、大いに賞罰を行ひ、西軍諸將の地を削り、或は收めて有功諸將に分與し、且、諸大名の配置を改め、要地には、概ね徳川氏の親族または譜代大名を置き、外様大名をば多く僻遠の地に移したり。これより、天下の大權、徳川氏に歸し、豊臣氏は、攝津・河内・和泉等六十五萬餘石を領する一大名たるに過ぎざる有様となり、ただ爵位の比較的に貴くして、朝廷の優遇の他に勝れると、秀吉の餘威によりて、公卿・諸大名等の崇敬の、なほ舊に仍れるとあるのみなりき。

この頃、片桐且元、秀頼の傳たり。意を傾けて、秀頼に奉仕し、

豊臣氏舊業
恢復の企圖

片桐且元太陽君、健トテ駿府。家元も本田正純ト謀ル。
一連君ノヘ復トテ江戸。大久同江戸。冬野ス
ハ秀頼父故城ヲナニ他ノ國ニ送リ。他方おと同一江戸。冬野ス
逃ニ石ノ蘭舟何レカ。奉手幸レバ家康鐘銘事仲ノ羅御定メ且元大阪ノ屏ケ計ヲシテ逢中。秀頼便大藏局家康トノ會見終リテ

第一回 德川家康 関ヶ原の戰 豊臣氏の滅亡

六

方廣寺鐘銘、
事件 大佛の破壊
とその再建

六

第弐ト金ヒ事ナガラ事ア
前帰ヤ且元淀君
讃美且元大坂ノ屏ケ計ヲシテ逢中。秀頼便大藏局家康トノ會見終リテ
其登城セテ
旗地ノ陣ル

家康の態度

力をその輔導に盡しあが、秀頼の生母淀君、徳川氏を憎み、寵臣大野治長等と謀り、いかにもして、豊臣氏の舊業を恢復せんとしけり。家康は、その孫女を秀頼に妻せ、また自ら秀頼と會見するなど、表面頗る無事を装ひたり。

はじめ、秀吉、大佛を作り、これを方廣寺に安置せしが、慶長

豊臣秀頼筆

元年、その像、地震のために破られたり。秀頼、家康の慶長十九年紀元二二將に供養の式を擧げんとする

君臣豊樂

や、家康は、新造の鐘の銘に國家安康等の句あるを怒り、俄かにその式を停止し、百方陳謝せる且元等の言をも聽かざりき。よりて、かねがね、家康の行動に不満を懷ける大阪の人々は、秀頼に勧めて、遂に兵を擧げしめたり。

家康・秀忠、乃ち大軍を發して、大阪城を圍む。城將眞田幸村。

外廓ヲ環ク埋塙ヲ埋没スニ當り内堀ヲ埋メテ大隈ヲ起り、校護ス。金、正純尼ニ崎、出米中ニシテ岸ノ岸ノ全御埋没セシム。
夏陣 山崎合戰 天正二年
五月大阪ニ來り度
外起城
火攻を下す
兵糧食糧
香櫞キリ
野山ニ近キ
六月石林持
トイヒ逃れ未だ
立事キル
井伊直孝鉄
砲ヲ計シテ

家康

大坂方
凡文人浪人
ノミ大名とも
未だ火

十月城包囲

金工後藤
使金
脇と和議
ヲ申エ
香櫞子
開
草極高水
母(淀君・娘)ヨリ
使
使トニテ角
和、申シム
大野治長等
諸スドモ秀頼背セズ
淀君ヲシテ秀頼ヲ説キ遂ニ和ス。

び夏陣

大阪冬陣及

方廣寺鐘銘、
事件 大佛の破壊
とその再建

鐘銘中の句



創立 江戸幕府の

第二章 江戸幕府 德川家光

關ヶ原の役後三年、即ち後陽成天皇の慶長八年紀元二二德川

元和偃武

豐臣氏系圖

木下彌右衛門
秀吉
秀長
秀頼
朝日姫嫁す

第二章 江戸幕府 德川家光

講和條件實行に關する意見の衝突

木村重成、後藤基次等、よく防ぎ、十二月、一たび和成りぬ。然るに、講和條件なる城濠埋塙の事を實行するに當り、かれこれ意見の相違せることありて、翌る元和元年、大阪方再舉せしかば、家康父子、また、これを攻め、五月、全く豊臣氏を滅しけり。前役は即ち大阪冬陣にして、後役は即ち大阪夏陣なり。これより、天下全く徳川氏に服し、兵革、永く熄みければ、世にこれを元和偃武といふ。

正信
三河守・家康
老とも
正純
家康・本多
老とも

家康軍職に就く
家康の退居と大御所政居

開府の元勳

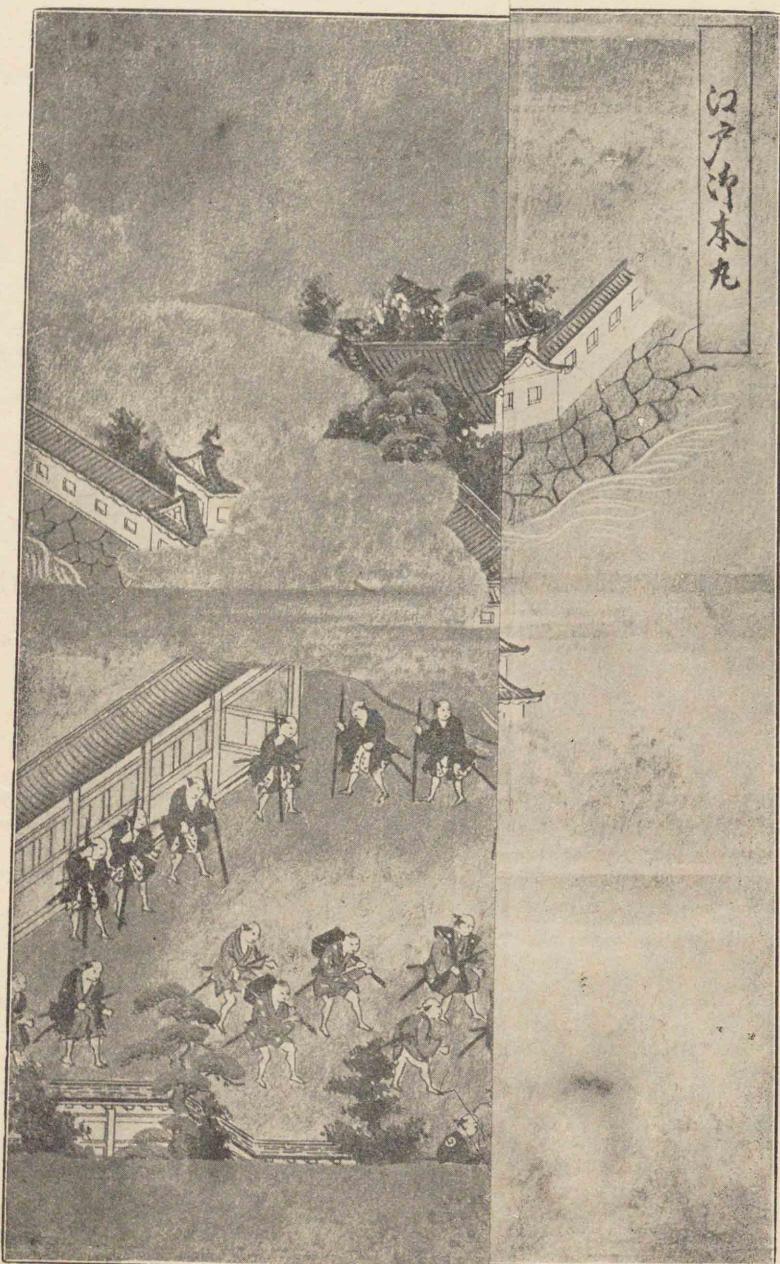
家秀忠の守成去
家光の豪邁成去



光家川徳
(る據に版藏學大國帝京東)

子秀忠に譲り、駿府(今静岡)に退居して、大御所と稱し、大事は、なほ自ら決したり。本多正信及びその子正純、よく家康父子を輔け、實に開府の元勳たり。

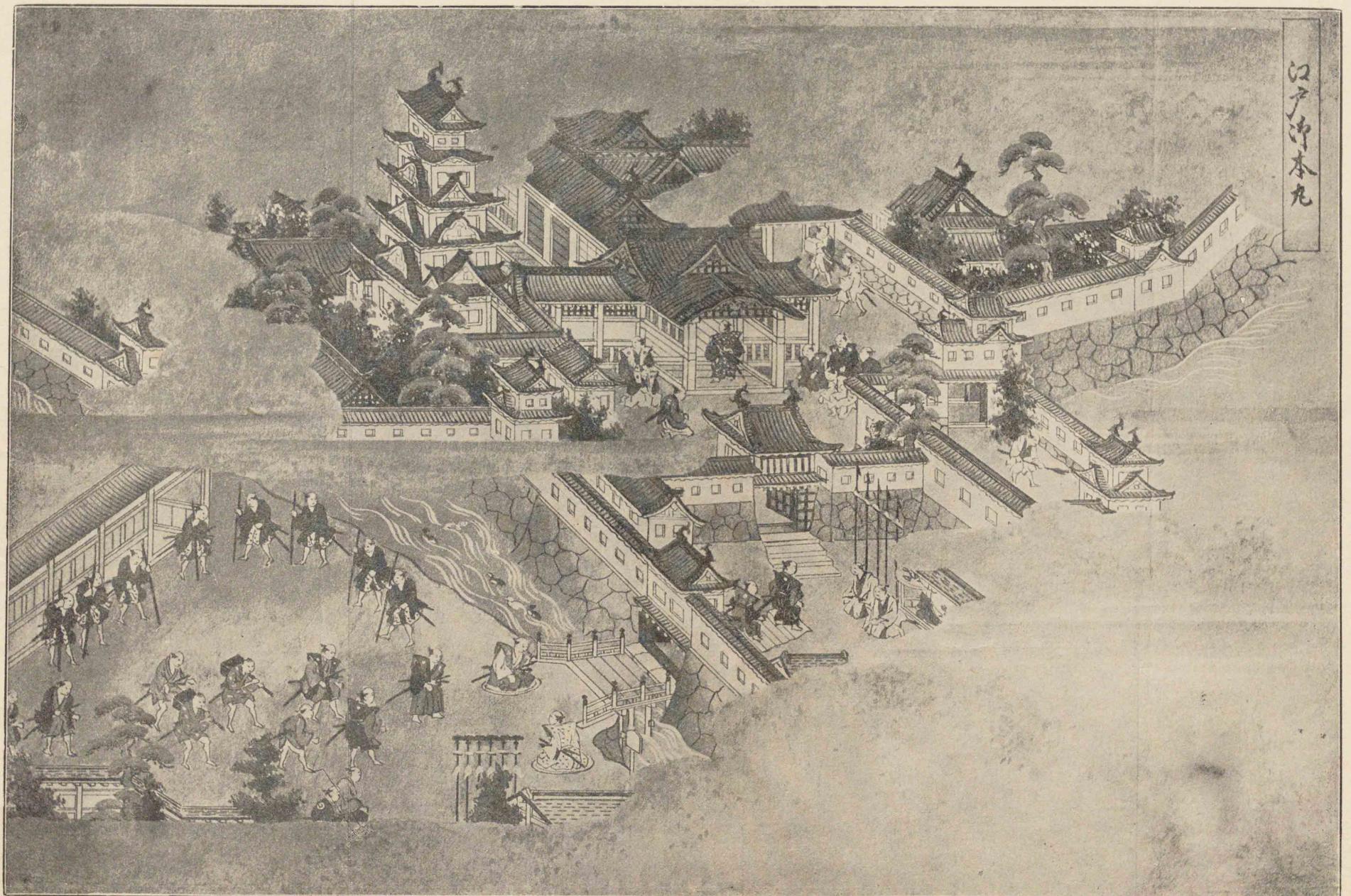
元和二年、家康薨す。二代秀忠、謹厚にして守成の業をなし、子家光に傳へたり。家光は、天性豪邁なるが上に、名臣土井利勝・松平信綱・阿部忠秋等ありて、よくこれを輔



(内) 卷繪道海東 藏朝興元秋爵

をなし、子家光に傳へたり。
家光は、天性豪邁なるが上

高家選
じよさくせん
下文
しもふみ
えほん



(内) 東海道元興朝藏
子爵秋翁

江戸城本丸圖

この繪卷は、やや後世の作にかかる
ものなれど明暦三年(紀元二千三百
十七年、將軍家綱の時)の大歎以前の
本丸天主閣等の有様を推知し得べ
きものなり。

け、以て外様大名を威服し、參勤交代の制をも嚴にし、諸大名
をして邸宅及び妻子を江戸に置かしめ、また、大いに幕府の
職制を整へ、殊に深く民政に心を用ゐしかば、幕府の威權と、

この繪巻は、やや後世の作にかかる
ものなれど明暦三年(紀元二千三百
十七年、將軍家綱の時)の大火以前の
本丸天主閣等の有様を推知し得べきものなり。

老中・勘定奉行・大老・老中・若年寄・
朝定公卿・御内侍・大名・諸侯・外國・諸國・地圖・國小治・執事

若年寄
手事・執事・旗
水道・總監・医者・其・他出
入人・間スルト
米穀・金錢
小走・善通
建築・土木
将軍・下卒
下賜品・取扱

大名統御策
幕府の職制
及び地方の
諸職

大老・老中・
若年寄

付・大目付・目
三奉行

地方諸職

封建制度

け以て外様大名を威服し、參勤交代の制をも嚴にし、諸大名をして邸宅及び妻子を江戸に置かしめ、また、大いに幕府の職制を整へ、殊に深く民政に心を用ゐしかば、幕府の威權と、その民政の大本とは、この時に定まり。

幕府の重職には、大老・老中・若年寄あり。老中、政を執り、若年寄、これに參す。大老は、老中の上に立ち、將軍を輔佐し、政務を總括するものなれど、常に置きたるにはあらず。また、別に監察糾斷を掌るものに、大目付・目付あり。三奉行とて、勘定奉行・江戸町奉行・寺社奉行の要職あり。また、地方の職には、禁裏を守護し、關西を控制せる京都の所司代をはじめとして、二條に在番、大阪・駿府に城代あり。京都・駿府等に町奉行あり。その他、要處に奉行あり、以て各、その地方の政務を扱へり。

すべて封地の一萬石以上のものを大名と稱し、家門・譜代・

老中・勘定奉行
手事・執事・旗
水道・總監・医者・其・他出
入人・間スルト
米穀・金錢
小走・善通
建築・土木
将軍・下卒
下賜品・取扱

若年寄
手事・執事・旗
水道・總監・医者・其・他出
入人・間スルト
米穀・金錢
小走・善通
建築・土木
将軍・下卒
下賜品・取扱

第二章

江戸幕府 德川家光

御徒歩目付
御小人目付
町人百姓・監視

九

外様等の別を設け、家康以来、深くその配置に注意し、大小相交へ、親疎相制するの策を取り、且幕府直轄の地をば、諸大名の領地の間に散在せしめ、郡代・代官を置きて、これを管せしむ。政權の分配にも、

武家諸法度

正純
株道春
之ヲ作ル

一 文武二馬マサニ可道事シテ可相嗜率シテ
尤文名武古マサニ法ハ也ハ不可ハ不ハ並備矣マサニ馬是武マサニ
家ハ要ハ紀也ハ平無ハ爲ハ凶器ハ不得ハ已ハ而用ハ治不ハ
忘亂何不扇ハ代疎乎ハ

一 可制群飲佚遊幸シテ
令條取裁嚴割殊重耽好色業博奕是國シテ
之墓也シテ

を殺き、縁故の近きものは、祿を薄くし、職務の盛んなるものは、位を卑くし、幕府の重職には、主として家門及び譜代の大

度法諸家武
度法諸家武
筆自傳崇
(る據に藏所院地金寺禪南都京)

位高きものは、權勢の強弱互に控制する策に出で、

旗本 廷家康の對朝 政策の表裏

旗本

廷家康の對朝

政策の表裏

知行萬石以下
ギヤウ

名を用ゐ、餘は大抵旗本の士を採用す。旗本は知行萬石以下にして、御目見以上なる徳川氏の家臣なり。

家康は、また朝廷を尊び、皇居及び仙洞御所を修造し、供御の地を獻じ、廢典を興したるなど、一一擧ぐるに違あらず。されど、陰にはなるべく朝廷の政務を削りて、その實權を殺ぎたてまつらんとし、豊臣氏の滅亡するや、僧崇傳等の立案せる武家諸法度を發して、諸大名を檢束せるのみならず、また、公家諸法度を定めて、公家を抑制したり。武家諸法度は、十三條、公家諸法度は十七條より成る。

當時、天朝にては、後水尾天皇、御位にましませり。天皇は、家康が皇室のこと今まで容喙するを憚びたまはさりしが、家康は、藤原氏・平氏等の先例に倣ひ、皇室の外戚となりて、益、幕府の基礎を固めんと欲し、藤堂高虎及び所司代板倉勝重等

水尾は清
和天皇の
一號

藤原氏・板倉
藤堂高虎 近衛家・近レ 江戸幕府 德川家光
給とお元和六年漸々許す
第一章 第二章 江戸幕府 德川家光

此衣事件

和子入內

テ賜フ
幕府府「公家
法度、世有スル
コト、申請
天皇慨嘆セ
世ノ中は上に目
がつくよこに
ほふ
おさまりかに
ト融じテアヌミ
後水尾天皇
の讓位

をして、しきりに宮中に周旋せしめ、遂にその御許を得たり
かくして、家康の薨後四年に、秀忠の女和子^{カズコ}、入内して天皇の
女御となり、つぎて、中宮に立て
られぬ。中宮は、即ち東福門院な
り。

後水尾天皇は、英明にましま
水都京)

袈裟を奪ひ、且、これを罰したるを怒らせたまひ、遽かに位を
皇女明正天皇に譲りたまひぬ。明正天皇は、稱徳天皇以來、は
しが寛永六年家光の時幕府が、大徳寺の僧澤庵等より、恩賜の紫の



皇天尾水後
(藏寺涌泉都京)

天皇天白三十高仁親王ニ讓讓

ニトセラレシガ
親王ハ幼ニレア山崩御せそこカバ
白玉セニ讀衣伝ニ五ノ

後光明天皇

後光明天皇（京都泉涌寺藏）

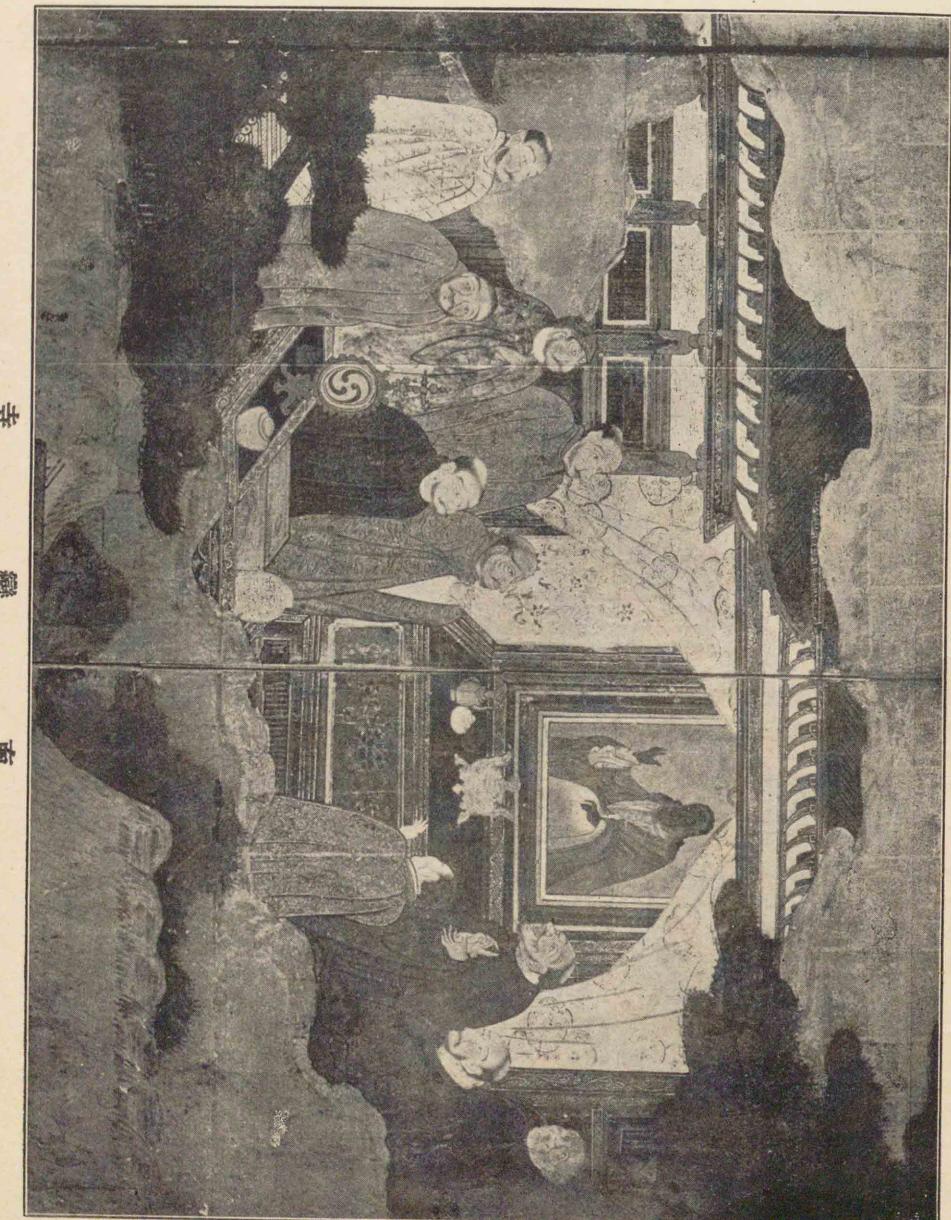
後漢書

剛健

佛敎寒用タ
學テキナリ然
朱子説ニシテ
ニ学テベシト
而ヒチ和歌
津氏柳班伊
ヨ林文
公家輔法源
ヲ好ユル所司代
之ヲ諫ナ奉
月重宗ハ遂
才加腹ニ其
ヘバ天皇莫
可見シトノクス
在住十一年年
二十ニニシテ崩所

第三章

海外諸國との交通　天主教の禁
島原の亂



(大寫りよ料史本日大) 内の風屏着圖來渡入鏡南

西晋立一七年(後裕京永正西年) *Sansei no Sōsho* 来天主教の傳
サビエルハ法皇トヒヨラ使テ西席一五西一年中度ニ来ル
天文十三年印人
天文十八年サビエル來
大友宗麟
細川忠興
黒田如水

宣教師渡來

サビエル
印人ヲ殺害レサ
罪ヲ恐レテ國人
舟ニ乘リテナクル
国人甚テ虚ニ來
叶イチニヲ詛ス
役マラカニミ
ザビエリニ會見ス
サビエリ
蝶モキナヘ
角山口ニ來リ
大道寺ヲ主テ
天文三十年印度
ニ至ル

天主教の禁
島原の亂

章印字マ一口

Jesuits
ニヤといふ
開祖ロヨラの高弟
Xavier
サビエルニア人鹿兒島に來り
スシンラフてけ受を禮洗じ信を教トスリキくやはは麟宗友大
孝父の政長は水如田黒 りな字頭のそは文印りたし名命と
す記を架字十に央申し刻とイスジョンオメシは文印りな高
興忠りなのもるたり綴を名のそて以を字マーロはの興忠川細
るのものもるたで出に事好く全ばれざらあに者信教トスリキは
る足にるす察を況状しければ行の文歌時當くかにとし
て布教せり。これをキリスト教
傳來の始めとす。サビエルは、つ
ぎて、ポルトガル人の貿易場な
る平戸に行き、それより博多・山
口を経て、京都に至り、後、豊後の
府内今分に赴き、到る處、キリスト
教を宣布したり。その我が國
を去りたる後は、他の宣教師代
り來りて、弘教に力めしかば、キリスト教は、忽ちにして、中國・



西晋立一七年(後裕京永正西年) *Sansei no Sōsho* 宗教改革ヲシ新教ヲミテ 旧教ヲシテ復之
サビエルニア人鹿兒島に來り
第三章 海外諸國との交通 天主教の禁 島原の亂

信長	天主教流布	Bartholomeus	ト称ス
義昭	リ屏風ス信者	ハキズカラリスチヨンヲ	スヘル
九州征伐	大村純忠(大村の城主)	永禄五年ヨリ	
優遇	有馬義純		
長崎地方	大友宗麟		
正木冷遇	脇田如水	脇田剛	ト自稱
旅遊	細川忠興	フランセスコ	歐南遣使
秀吉	信長秀吉家		
九州征伐	康對天主教		
外國宣教師	織田信長は、天主教の宣布を許し、京都四條の地に南蠻寺		
而	寺と稱すを建立し、安土にも、その教堂を建てぬ。豊臣秀吉も、初		
せん	めは厚く宣教師を待ちしが、後、その害を察し、天正十五年、南		
さへ	蠻寺を毀ち、令して天主教を嚴禁したり。されど、秀吉は、海外		
かく	との貿易を許しかば、國禁必ずしも國禁とならずして、な		
ほ	ほ私にこれを信奉する者ありき。つぎて、徳川家康、またこれ		
を	を嚴禁し、宣教師を逐ひ、信徒を罰し、以てその跡を絶たんと		
せ	せしが、當時、邦人の海外に往來するもの、甚だ多く、隨ひて、教		

この屏風はもと静岡來迎院英長寺の所蔵にして家康より、同寺に賜ひしものなりと傳ふ。明治二十二年同寺より、公爵徳川家達に獻じ、更に同家より宮中に獻上し、今は御物たり。

禁を犯すもの、なほ絶えざりき。

家康は天主教を嚴禁したれども、外交には開國の方針を執り、まづ朝鮮との隣交を復せんとし、對馬の宗義智をして、専らその事を圖らしむ。義智、大いに力を盡し、百方周旋する所あり。慶長十年六五年、朝鮮の使者はじめて來朝し、交通、再び開けて、親睦舊に復せり。かくて、朝鮮は、元和三年以來、幕府の吉凶毎に、使を遣はして來聘することとなれり。

家康は、また薩摩の島津家久をして、書を琉球王に贈りて、その來聘を促さしめしに、琉球王、その意を諾せざりしかば、乃ちこれを伐たしむ。家久、王尙寧を虜にし、家康の許を得て、永くこれを領することとせり。時に慶長十四年なり。

明國は、遂に家康の勸告に應ぜず、國際上の交通は、また興らざりしかど、商船の往來は絶えざりき。これよりさき、我が

慶長十一年朝 「十三年引見ス」	家康の外交 方針及び朝鮮との修好 義智の盡力
元禄三年日光ノ關在ヤ初ナテ奉朝 朝鮮の來聘	琉球討伐 糧木ヲ送ラシトテ金サテレラシ 職ヲ朝明ト琉球島津氏の附庸となる 尚氏 朝鮮征伐時矢 糧木ヲ送ラシトテ金サテレラシ 職ヲ朝明ト琉球島津氏の附庸とな 尚氏 死レ縊死シ給議起ルヤ 家久ハ尚豊ヲタマテ嗣トナシ 之ヲ藩承はば島津家ニ計ル 而ヒキ尊命府へ謝恩使送ル 島津家ニモトド 慶長使ヲ送ル 半面再許ヲ受 明ヨリ冊封使 支那及びオランダとの通商 支那との通商 商船との通商

家原 本田正純コレ書ラサセ明商周性如ニ託し福建都督致セル 謹謹申

正親町天皇の御代に、オランダ國獨立して、イスパニアの羈絆を脱し、爾來、しきりに通商航海の業を營みて、盛んに東方に出て來り、主としてマライ群島を經略し、ジャバ島にバタビア府を建てて、東洋に於けるその根據地とし、慶長五年には、その船、遂に我が國にまで至れり。家康、乃ちオランダの船長耶楊子ステン及ぶ同船員ウリアムアダムス三浦安針を江戸に召して、海外の事を問ひ、且、永く我が國に留まらしむ。オランダ政府は、ポルトガルを壓して、我が國との貿易を獨占せんとし、やがて使節を派遣せり。その使節、慶長十四年に來著し、國書及び方物を上る。家康、これに復書を與へて、通商を許す。これをオランダと、國書往復並にその通商公認の始めとす。これより、オランダ人は、毎年バタビアより來航し、平戸をその互市場としたり。

イギリス人
との貿易
セーリス來
航
英人、蘭人
との競争に
敗る

慶長十八年、イギリス人ジョンセーリスも、また、その國王の書を齎し來りて、通商を求む。家康、また返書を與へて、その請を許したり。されど、イギリス人は、オランダ人との競争に勝つこと能はず、到底、我が國に於ける商權を保持し難きを察し、後、自ら辭し去りぬ。

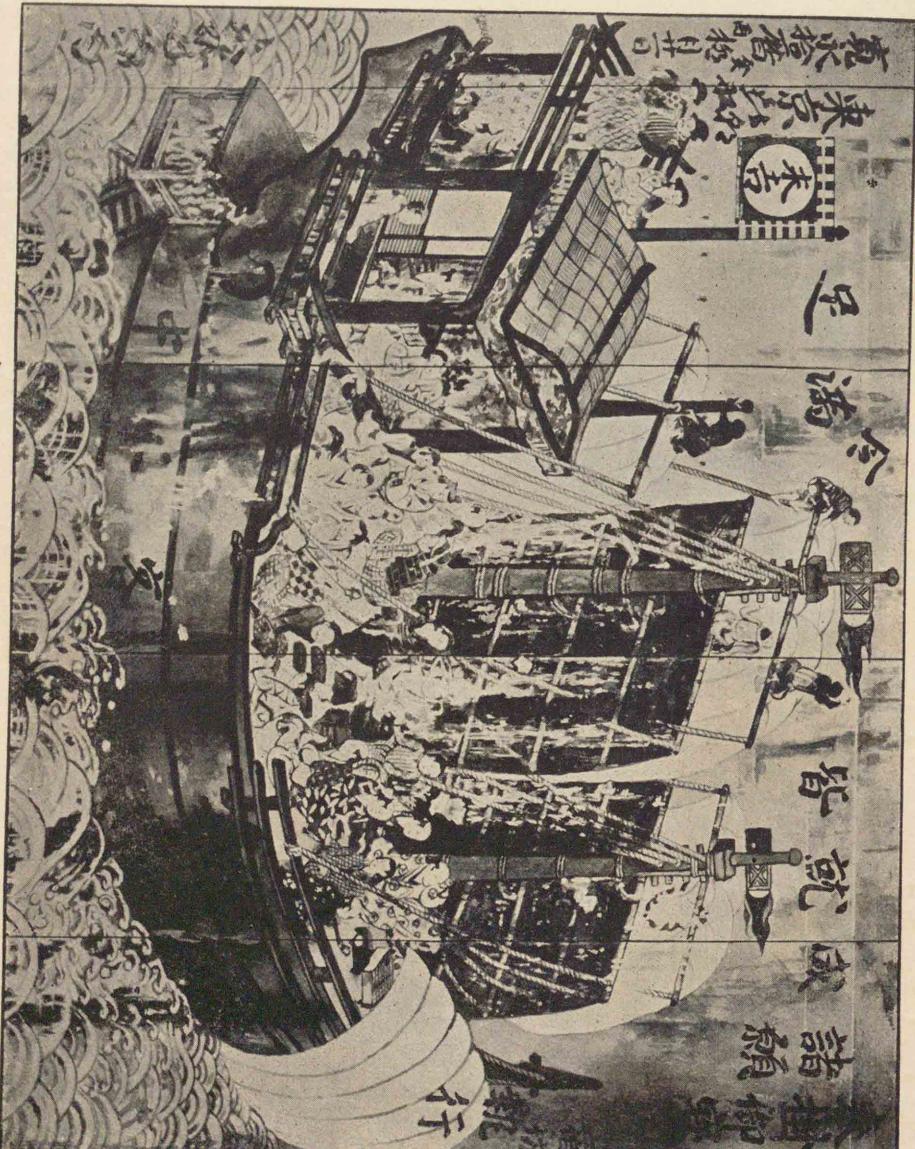
邦人の海外
通商
御朱印船
その渡航地と
ノゼスパン
との貿易

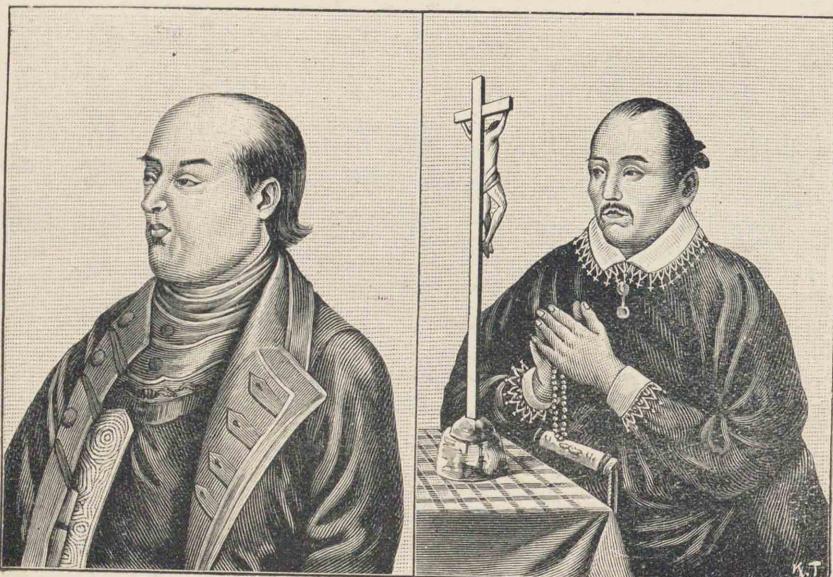
自日本到
昌黎國舟也

右

御朱印狀

當時、邦人の進取雄大の氣性、大いに振ひければ、御朱印船に乗りて、媽港門、高砂、那支東蒲塞、暹羅、麻六甲等に渡航通商せしもの、甚だ多し。家康は、なほ進みて、我が國と濃昆數般ノビスバン新西班牙即ちメキシコとの間に、太平洋を横ぎりたる貿易の新路を開かんことを企て、





政 長 山 田 常 倉 支

慶長十五年に至りて成功したり。かの支倉常長が、その主伊達政宗の命を受け、ローマに使せしこと、山田長政が暹羅に在留せる日本町の邦人を率ゐ、暹羅王を助けて、國亂を戡定せしこと、濱田彌兵衛が臺灣のオランダ人を懲らしこと等は、皆この前後の事なり。

三代家光は、天主教を信するもの、なほ絶えざるを

慶長十五年夏都蘭人田中勝助 リビス・パンニス

この圖は、京都清水寺に現存せる額面の寫真にて、末吉氏が、幕府の許可を得て、外國貿易のために用ゐたる朱印船の一を示す。寛永十年、東京より、無事歸朝したるを祝し、その船を圖し、額として、奉納したるものなり。

小西幸長香
シガ開ケ原ノ戰
其浪士ハ荷肥
サビチル屏ナキ
二曰
「吾日本ヲモリシ
墨累生ナシテ
其機ヲ逸エバ
ト教ハ普及セシ
時ナキ花ヲ咲
カハシド
ト誤傳也
天草四郎呼貞
好寄子ニシテ懸掛
天草島ナシ
見乎ナシ半家
高シ
眞ナキ
秋
候化良ル

寛永十三年
の禁令
之ニ肥前ヲ賜
為没収セシ
前ノ了
コセレ
木鑑
島原の亂
三十一年ヲ除ナヘ
原の古城
松平信綱の
西下と蘭人の
援助
ト殊シ莫
天主教の嚴
禁
宗門改ミ踏
繪

見て、明正天皇の寛永十三年(紀元二二九六年)遂に全く異國渡航を厳禁し、密航者及び海外在住邦人の歸來せるもの等を死刑に處することとし、また益、教禁を嚴にし、南蠻人の胤を索めて、これを媽港に放逐したり。

かくの如く、天主教の禁令は、益、嚴密となりしかば、寛永十四年、九州地方の信徒等、益田時貞といふ者を戴き、島原半島なる原の古城に據りて、亂を作せり。その勢、日に熾んなりしかば、幕府は、板倉重昌義成を遣はして、これを討たしめ、つきて、更に松平信綱を遣はし、翌年、これを平げたり。この役、オランダ人、幕軍を援けて功ありき。

これより、幕府は、愈、嚴令を布きて、天主教を禁じ、時々、宗門改を行ひ、疑はしきものには、踏繪を踏ましめて、これを糺しさきに定めたる海外渡航の禁を厲行し、且、船を造るに種種



踏
(據る據に物現藏館物博室帝京東)

の制限を設け、また外國人の渡來を拒絶し、ただ、支那・オランダ二國人にのみ、長崎に來航貿易することを許しつきて、長崎の出島を以て、オランダ人の居留地と定めたり。是に於て、開國變じて鎖國となり、世界の事情は、たやすくは知られずなりぬ。

これよりさき、支那にては愛親覺羅氏滿洲より起り、遂に明に代りて、國を清と號せり。明人鄭芝龍といふ者嘗て本邦に來り、平戸に寓して、邦人を娶り、男成功を生む。芝龍、恢復を圖り、書を幕府に上りて、援兵を請ひしが、聽かれざりき。後、芝

清の興起

鄭芝龍父子
の恢復運動

龍は遂に清に降りたれども、成功は臺灣のオランダ人を逐ひ、これに據りて、なほ屈せざりき。この前後には、明の遺臣の我が國に歸化せしもの少からず、水戸侯徳川光圀に聘せられたる朱之瑜號す水と黃璧宗を傳へたる僧隱元等の如きは、その有名なるものなり。

正雪

明人の來歸

浪士の陰謀
由井正雪等の陰謀
別木庄右衛門等の陰謀
別木庄右衛門
門等の陰謀

別木
芭嘴等ニ僕屋
アルヤ大老志申等皆當參拝
トキニ旅大江等ニ芭嘴等ナシト
セシガ芭嘴等

家綱時代

後光明天皇の慶安四年(元和二年)將軍家光薨じて、その子家綱つぐ。浪士由井正雪・丸橋忠彌等、喪に乘じて、亂を作さんと謀り、事露れて、或は自殺し、或は誅せられたり。當時、江戸に滯在せる浪士、甚だ多く、翌年、また、別木庄右衛門等の陰謀ありければ、幕府にても、これが取締を厳密にするに至れり。

家綱は、多病にして政治に勉むること能はず、その晩年に

第四章 德川綱吉

寶永ノ遺臣
酒井忠勝・井伊直厚・保科正之、

専權
酒井忠清の

は、名臣多く世を去りて、大老酒井忠清、ひとり威權を恣にし、下馬將軍の稱ありき。蓋し忠清の邸(江戸城の大手門なる下馬札の附近にありしを以てなり。下馬札外に於て日は軍旗を拂ひ)

家綱の時、百姓庄右衛門・清右衛門の二人、玉川の水を引きて、江戸市民の飲料に供し、江戸の豪商河村瑞軒は、また幕府の命を受けて、奥羽・江戸間の海運を開きたり。足に於て、江戸は益殷賑を加ふるに至れり。

家綱薨するや、弟綱吉・館林より入りて、五代の將軍となる。綱吉夙に賢明の聞えあり。まづ前代に權を専らにせる大老酒井忠清を黜け、政令嚴肅にして、頗る見るべきものありき。然るに、後、漸く政に倦み、諸政を寵臣柳澤吉保に委ね、己れは奢侈遊宴を事とし、また篤く佛法を信じて、施與を濫りにし、大いに僧侶を優遇し、護國寺・護持院等の大寺院を建てたり。

護持院

大和長谷寺・陸奥綱寺・第四章

徳川綱吉

在小石川大塚

護持院御三官寺

江戸・中野及大久保、犬小屋作ル。
敷地十石坪、犬數十匹正。

一日費用
味噌
乾餅

三百三十石
三石
十俵

而シテ犬小屋總奉行
奉行置ケ
医者

二四

第四章 德川綱吉

綱吉、常に子なきを憂へ、僧隆光が生類を憐まば、嗣を得べしといへるを信じ、生類憐みの令を發し、殊に己れが生年戌なるを以て、最も厚く犬を保護し、犬小屋を造りて、これを養ふ。

犬公方

元孫ト子年
諸國農叟
室永西年
室火

財政困難
天災地變と
政奢移及び弊
貨幣改鑄策の

赤穂重秀
前後年同
職就私腹
肥ス
神田・宝火災ニ
世の武士
種ナシキ其ノ事等
三千坪ニモ年
レ邸宅完成セド
イタズナ不義
財貨ヲ以テ己
ミナス匿ニシテ
重シシカク和
事ニシカク和

士風壞敗

江戸幕府の初世は、すべて浮華柔弱を嫌ひ、士民とともに朴實にして、廉耻を尚び、信義を重んじたりしが、太平久しく続けるままに、上下安逸に慣れ、勤儉尚武の風、次第に失せんとせり。かかるをりしも、綱吉の如き豪華を好める將軍出で、殊には貨幣制度亂れて、物價大いに騰貴し、廩米を受くる旗下に

米
フケ
テモ



俗風時代の祿元時

家人の歳入、遽かに増加し、その家計、暴富を致しければ、さなきだに、漸く一變せんとせる士風は、愈々頽廢するのみなりき。當時、江戸の市民も、また太平の惠澤に浴して、頗る富有に赴きしかば、世風一般に華奢優柔に傾き、能樂・淨瑠璃・芝居等、大いに流行し、衣服に調度に、競ひて華美を極めたり。

赤穂の義士
浅野長矩と
吉良義央と

流行物

市民の富有

士風の頽廢

の遺臣大石良雄以下四十七人、千辛萬苦に堪へて、高家吉良

ヨシタカ
時に當り、赤穂の城主浅野長矩

かくの如く、士風の廢れたる

良雄等の切腹を討ち、以て亡主の仇を報じたり。時に靈元天皇につきて立ちたまへる東山天皇の元祿十五年紀元二年三月なり。良雄等悉く切腹を命ぜられしが、世舉りて、その舉を賞讃し、稱して赤穂の義士といへり。

これよりさき、岩佐又兵衛ははじめて浮世繪を起して、當時の風俗を寫し、狩野探幽は狩野派を中興し、本阿彌光悦は蒔繪に新法を出ししが、元祿に至り、諸般の技藝益進歩し、繪畫に菱川師宣英一蝶等あり。蒔繪の名人尾形光琳、また一新機軸を出して、濃彩燦爛たる畫を作る。この後、寶曆・明和の頃、祇園南海・柳澤里恭等の學者、南宗畫を唱へ、池野大雅、これを承け、畫風瀟洒を以て著れ、南畫、大いに世に行はれたり。つぎて、安永・天明の頃、京都に圓山應擧出で、力を寫生に盡して、一代の大家となり、その門弟松村月溪ははじめて四條派を開く。寛

美術工藝の進歩
元祿以前
元祿時代
元祿以後

政年間、江戸に谷文晁あり。南北折衷を唱へて有名なり。

第五章 文教の振起

元祿時代は、ただに美術・工藝等の進歩の著しきのみならず、名儒・大家、和歌・俳諧の巨匠等輩出して、文物の甚だ盛んなる時なり。

これよりさき、學問・教育は、多年の戰亂のために、いたく衰へたりしが、織田・豊臣二氏、撥亂反正の功を奏して、天下を平定するに及び、文運漸く啓けて、藤原肅窩^{（播磨人）}出でぬ。肅は詠歌の名人定家の裔なり。初め僧となりしが、後、佛を棄てて、儒に入り、刻苦淬勵、その天稟の識と、勉勵の力とを以て、大いに發明する所あり。程朱の學を唱へ、道德、一世に高く、實に儒學中興の祖たり。肅、門人、甚だ多く、京都の人林信勝羅その高足なり。

林羅山 建仁寺・僧ナリ 薩摩守・文章ヲ草シテ讀す。恒齋ハ朋友・文ヲ以テ遊ニ其ノ介ラヨ。鎌倉府一臣トナリ。外交・法令・制度・諸書ヲ司ル。信トテ法印・絆をえ。

第五章 文教の振起

二八

家康の文教

振起

學校の建設
羅山その他の重用

第五章 文教の振起

家康は、意を文教に用ゐること深く、關原の役の翌年、はじめて學校を伏見に建て、また藤原肅を尊信し、林信勝を聘して侍臣としたり。この外、僧承兌・崇傳・天海等も、また重く家康に用ゐられ、政教上に盡しきこと多し。

書物の出版
奈良朝以後の印刷術



家康は、また廣く遺書を天下に求め、活字を以て、これを出版したり。印刷は、奈良時代にその術既に起り、鎌倉時代に數種の佛書印刻せられ、南

光川

安積源氏
草木史雜
著者ス

文學復興

活版術

北朝の時に、堺に於て、はじめて論語を刊せり。その後、僧徒及び武人にして、意をこの事に注ぎしもの出づ。活字を列ぬる法も、いつしか傳はりて、室町幕府時代の末より、間間、これを

徳川光圀（京都高臺寺藏）

用ゐしものあり。家康の時には、木製・銅製の兩活字、並び行はれたりき。

家康の勸奨保護により、文學は年を追ひて復興し、諸大名にも、學問に志すもの、相つきて出て、碩學の士に



西山 伍之
光圀

徳川光圀筆

漢字藝術興

諸大名の文
教振起

御三家

朝廷の儒學
崇尚 松永昌三の
經書進講尚仁親王の
好學綱吉の好學
創建 綱吉の儒學
獎勵

して、閨巷の間に、書生を教授する者も、また漸く多くなりたり。尾張の徳川義直、紀伊の徳川頼宣、水戸の徳川頼房及びその子光圀、會津の保科正之、備前の池田光政等は、皆善政を施き、盛んに文教を興して、その名高し。義直・頼宣・頼房は、いづれも家康の子にして、所謂御三家の祖なり。

天朝にても、後水尾・後光明靈元三天皇、皆儒道を崇尚したまひ、林信勝の同門なる松永昌三等の如き、特に召を被り、布衣の身を以て、天顔に咫尺し、以て經を進講したてまつれり。後西院天皇の皇子尚仁親王も、また學を好みて、篤く程朱を信ぜられ、栗山愿を召して侍讀となしたまひき。

五代將軍綱吉は、殊に深く學を好み、自ら儒書を講じて、大いにこれを獎勵し、袖珍本の四書を發行せしめ、以て繙讀に便ならしむ。これよりさき、寛永七年九〇年(元二二)將軍家光、林信勝

中江藤樹	孔子廟 先聖殿ト称ス 寛永十年祝慶 ノ事也自ラ奉 拜ス	忍岡の塾舍 外神田臺の 聖堂及び學 舎
又の姓山ノ六國史 ヲ根本トシテ日本 歴史ヲ考キ早々天皇迄至 ルニ及シ其時此 用意ニシテ於ク学族姓 之即チ本朝通鑑也	外神田臺の 聖堂及び學 舎	外神田臺の 聖堂及び學 舎
弘平院	宇賜史館 ノヤ幕府ヨリ補助 成ニシテ之を 用意ニシテ於ク学族姓 之即チ本朝通鑑也	宇賜史館 ノ更篇萬葉 忠
川村 中江藤樹	中江藤樹 祖元伯耆加 後加藤親威 ナル伊早大洲 トモナレテ大洲 寛永七年既死 十六方ニキ備前侯ニ仕フ、又藤樹門徒ニテ角住官遂ニ家走ト有リガ一部ノ姫妹、得致仕ニテ浮浪し且林家即程米空派ノ歴史ノ事也、是年甚不運	中江藤樹 近江鳥居郎子 祖元伯耆加 後加藤親威 ナル伊早大洲 トモナレテ大洲 寛永七年既死 十六方ニキ備前侯ニ仕フ、又藤樹門徒ニテ角住官遂ニ家走ト有リガ一部ノ姫妹、得致仕ニテ浮浪し且林家即程米空派ノ歴史ノ事也、是年甚不運

著名的學者

にその別墅として江戸上野忍岡(今の山王)の地を與へ、別に資金を給して、塾舎・書庫を建てしめしが、同九年、尾張侯義直、此處に孔子の廟を營み、寛文中、信勝の子恕齋(春)幕命を以て、史館を此に開き、本朝通鑑を編纂せり。元祿三年、綱吉、更に地を外神田臺にトし、聖廟を改築して、これを官祀となし、親ら大成殿の三字を扁額に書し、祭田千石を附して、春秋二回の釋奠に資し、諸藩に獻金せしめて、廟側に學舎を設け、幕府及び諸藩の士の才藝あるものをして、ここに學ばしめたり。後、これを昌平阪學問所といふ。綱吉、朝廷に請ひ、林信篤(鳳)を蓄髮せしめて、大學頭に任じ、以てその教授に當らしめたり。是が後、翌年(元和二年)卒す。

これよりさき、將軍家光の頃、近江に中江藤樹あり。篤く王陽明の學を信じ、德行、甚だ高し。世、稱して近江聖人といふ。その門人熊澤蕃山、經世の才を懷き、池田光政に仕へて功あり。

木下貞幹
初松井昌學之子

前田利常の子。応じて時々往復して書翰往来す。

木門十權
前田利常の子。対馬守忠政の子。

室鳩巢

木下貞幹及
室鳩巢の孫

第五章

文教の振起朝鮮へ對馬守忠政の子。其の文章、詩等唐トナル

三二

木下貞幹
初松井昌學の子。後上京し師ヲ求めて乃ち遂ニ歸り。二十年一重屏居を守る。

但深辞を曰く、「順庵先生、扶桑一詩皆唐トナル」

鳩雨森俊良、洲等の名士

伊藤樹江、中藤仁齋、伊藤維楨仁齋、伊藤仁齋は

京都には、また山崎闇齋。

程朱に出て、神道に依り

て、一派を開き、垂加流と

稱し、維楨は古學を唱へ

程朱を究め、後

て、一派を立て、學徳天下

に高く、その堀川塾に出

入せしもの、殆ど全國に

遍く、たゞ飛驒・佐渡・壹岐三國の人のみ、その門に及ばざりき



伊藤樹江、中藤仁齋、伊藤維楨仁齋、伊藤仁齋は
京都には、また山崎闇齋。
程朱に出て、神道に依り
て、一派を開き、垂加流と
稱し、維楨は古學を唱へ
程朱を究め、後
て、一派を立て、學徳天下
に高く、その堀川塾に出
入せしもの、殆ど全國に
遍く、たゞ飛驒・佐渡・壹岐三國の人のみ、その門に及ばざりき

山崎闇齋
木下貞幹
室鳩巢
木門十權
室鳩巢
木下貞幹及
室鳩巢の孫
第五章
文教の振起朝鮮へ對馬守忠政の子。其の文章、詩等唐トナル

木下貞幹
初松井昌學の子。後上京し師ヲ求めて乃ち遂ニ歸り。二十年一重屏居を守る。

但深辞を曰く、「順庵先生、扶桑一詩皆唐トナル」

といふ。維楨の子長胤東また該博にして、家學を紹ぎ、著述甚だ多し。維楨父子と時を同じくして、江戸に荻生徂徠あり。人謂之「長胤東、徂徠、維楨」。三人ともに、當時の文豪として知られる。徂徠は、江戸に出て、浮華を嫌ひ、多く假名交り文の書を著して世を益したり。

貝原益軒



貝原益軒

益軒の自贊あり。曰は

く、名手狩野昌運爲予

描像。欲其克肖。凡五易

稿。而後淨寫如此。可謂

鄭重不苟也。因自贊以

遣來裔云。

樸陋之質。衰朽之軀。引

鏡窓影。彷彿畫圖。玩古

不倦。至老增娛。千慮有

得。斯語庶乎と。

氣豪邁、眼
一世を空
うす。その
博、兼ね綜

學、汪洋浩

く、また朱
木下貞幹
初松井昌學の子。後上京し師ヲ求めて乃ち遂ニ歸り。二十年一重屏居を守る。

但深辞を曰く、「順庵先生、扶桑一詩皆唐トナル」

國學の興起

この頃、また難波の僧契沖は、古語を研究して、はじめて國學を起し、近江の人北村季吟も和歌・和文に名あり。綱吉は國學にも心を用ゐたりければ、季吟を召して歌學方とし、祿を與へて、國學を講ぜしめき。

この外、俳諧に松尾芭蕉あり。戯曲に近松門左衛門あり。農學家に宮崎安貞あり。天文學者に安井算哲あり。數學家に關孝和あり。書家に北島雪山・細井廣澤あり。小説家に井原西鶴あり。學者・文人、一時に輩出して、所謂元祿時代の隆盛を致せり。

第六章 新井君美 德川吉宗

家宣・姫綱墨經
間御絹房
新井白石
ト委用さんハ
綱墨ト稱せシ
時ヨリ臣す
白石者ト謂じ
詔同ノ事ノ家宣竹篠ト傳ジ 同件裏身トエテ曰フ

綱室
ハジメ甲府・大森
タリキ
六代家宣の
弊政改革
新井君美の
登庸

寶永六年
綱吉薨するや、家光の孫家宣、繼きて、六代の將軍となり、新井君美を擧げ用ゐたり。君美は白石と號す。その家宣に用ゐ

らるるや、幕政、一としてその議に與らざるなく、著著、前代の弊政を改め、また、朝鮮の使者を待遇すること、禮に過ぎたるをも改正したり。

江戸の風

これよりさき、皇子・皇女は、多く佛門に入

り、親王家は、伏見・京極・有栖川の三家に過ぎざりき。君美、これを歎き、皇子は親王とし、皇女は降嫁あらしめられんことを建議したり。家宣、その議を納れ、これを朝廷に奏せしに、中御門天皇、これを嘉したまひ、皇弟直仁を立てて親王と



新井君美
(る據に幅藏館物博室帝京東)

し、閑院宮と稱せしめたまふ。是に於て、四親王家あることとなり、後に光格天皇は閑院宮より入りて、皇位を繼がせたまへり。

君美の進退

正徳長崎合戦
外國へおん便銀
セシタコトナリ

七代家繼と
君美

元祿以來の
世風

八代吉宗と
君美

質素儉約

家宣は、在職僅かに四年にして薨じ、子家繼、幼にして繼げり。君美、家宣の遺命を受けて、これを輔け、外國貿易の價格を制限して、金銀の海外に濫出するを防ぎ、なほ、諸種の改革に志ありしが、多くは實行するに及ばずして、家繼薨じ、紀伊賴宣の孫吉宗、入りて將軍となりければ、則ち退隱して、専ら著述を事とせり。

吉宗、英邁にして材略あり。元祿以來、世風殊に華奢柔弱に流れ、勤儉尙武の精神、大いに衰へしかば、吉宗、これを憂へ、就職のはじめ、まづ諸大名を集めて、華美を戒め、政治を勵むべき旨を諭し、自ら節儉を守りて、天下を率ゐ、また、大いに武技

刑律書の編纂
正徳長崎合戦
外國へおん便銀
セシタコトナリ

刑罰法の制定
元祿以來の
世風

質素儉約

を獎勵し、或は弓馬の術を再興し、或は親しく風雨寒暑を冒して、田獵に出でなどし、以て士氣を鼓舞し、勇健の風を養ふことを務めき。是に於て、一時の風尙、武事に傾き、士風復興れり。

吉宗、また、心を刑律に用ゐ、内外古今の律書を考へ、老臣・法官及び學者等と討議し、はじめて公事方定書を制定しけり。この時、江戸の町奉行に大岡忠相タカハシスケあり。斷獄に妙を得、公明にして神の如しと稱せらる。

吉宗、室直清を顧問として、治國の要を問ひ、荻生徂徠を重んじて、政務の要を言はしめ、また京の國學者荷田在満カタタマツを召して、古制を諮詢しなどしけるが、殊に實用の學を重んじ、自ら天文・曆數などの學を修めて、簡天儀を作り、また直清に命じて、六諭衍義の大意を平易に書き述べしめ、これを刊行し

大岡忠相
吉宗の實學
民教育に對する注意

刑律書の編纂
正徳長崎合戦
外國へおん便銀
セシタコトナリ

刑罰法の制定
元祿以來の
世風

質素儉約

刑律書の編纂
正徳長崎合戦
外國へおん便銀
セシタコトナリ

刑罰法の制定
元祿以來の
世風

質素儉約

刑律書の編纂
正徳長崎合戦
外國へおん便銀
セシタコトナリ

刑罰法の制定
元祿以來の
世風

質素儉約

て、寺子屋の師匠に授け、手習本として兒童に授けしめき。

吉宗は、また力を財政整理及び産業奨励に盡したり。即ち就職以来、しきりに儉約を勧めたのみならず、貨幣を改鑄して、品質精良なる享保金を造り、また足高の法を定めて、家祿と職給とを分ち、人材を自由に登用する路を開き、且、財政を亂さざらんことを圖れり。



徳川吉宗
(る據に像畫藏家爵公徳)

殖產興業
蕃薯栽培と
勸奨製造の

歲饑饉に備へしめ、或は砂糖の製法を調べて、その製造を勧め、或は人を諸方に遣はして、物産を巡檢せしむるなど、民業奨勵の法、盡さざるなかりき。諸藩も、また、その意を承け、競ひて國産を興しければ、上野・信濃及び奥羽の繭絲、阿波の藍、紀伊の蜜柑、薩摩の煙草及び鰹節、四國・中國の製鹽を始めとし、陶器、金属・革類の製品等、多くこの時より盛んなり。殊に農業は、吉宗が、最も深く心を用ゐたるものにて、水利を興し、墾田を勧め、米穀、遂に餘りあるに至れり。世、吉宗を江戸幕府中興の賢主と仰ぎ、その政を稱して、享保の治といふ。

第七章 寛政の治

將軍吉宗は、櫻町天皇の御代に、職を子家重に譲りぬ。家重、多病にして政を勤めず、近臣、事を用ひて、専恣多く、田沼意次、

家重
博弱
側用人
側用人
九代家重
而じて家重譲
而じて家重譲
徳二年大御所
徳二年大御所
在りて政ヲ助
在りて政ヲ助
かんサクル失
かんサクル失
政ヲカリキ

享保の治

十代家治

田沼父子の
執柄
弊政

殊寵を被りて、不次に擢用せられたり。

次代桃園天皇の寶曆十年(紀元二〇〇年)家重の子家治十代の將軍となるや、意次、益寵せられて、遂に老中に進み、その子意知は若年寄となり、父子、並び立ちて、苛政を行ひ、上下の間を壅蔽し、賦課を重くし、賄賂を貪り、奢侈遊惰、風をなし、吉宗中興の政衰へぬ。

この時に當り、大火・水害・地震・噴火・暴風等、諸種の災害、頻りに起り、後櫻町・後桃園二天皇を経て、光格天皇の天明年中に至り、所謂天明の大饑饉ありければ、人人、責を幕府の失政に歸し、怨嗟の聲、四方に起る。既にして、意知は旗下の士佐野政言のために、事を以て殿中に刺され、後、ほどなく、意次は黜けられ、家治も薨じたり。

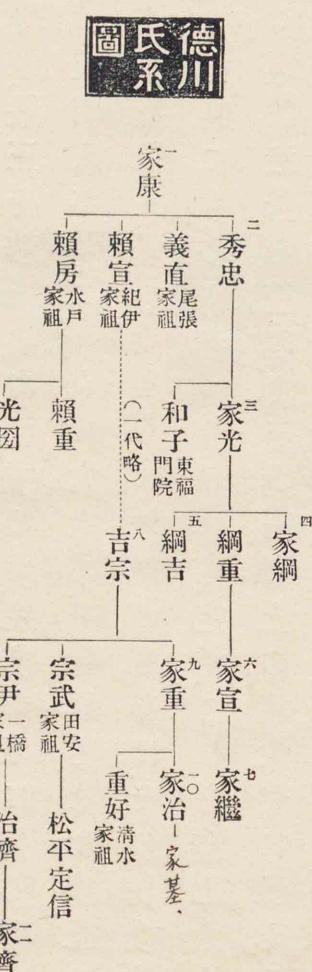
御三卿

天變地異大饑饉
野史・家譜
天明の大饑饉

天明大年家治病
日向東廣
若林秋慶
諱・病
諱・病
諱・病
諱・病
諱・病
世人之鳩
アレナトイフ
モニタニエス

はじめ、吉宗、その子宗武・宗尹に、田安・一橋二邸を分け與へ、

家重の時、また、その子重好に清水邸を與へ、並に諸侯に列せず、將軍の連枝として、これを待遇し、御三卿と稱したり。是に至り、宗尹の孫家齊、一橋家より入りて、宗家をつき、十一代の將軍となりぬ。



松平定信の執政

家齊就職の時、年なほ少く、天明饑饉の創痍、未だ癒えず、實に幕府の一大急時なりとす。時に白河藩主に松平定信あり。田安宗武の子にして、出でて松平氏を繼ぎたるものなり。定信、賢明にして學識に富み、その封内を治めて、治績、顯著なり。

定信の人物

ければ、遂に老中に擧げられ、つぎて輔佐の職となり、老中の上に班して、幕政を執れり。

定信、よく吉宗の遺法を守り、自ら衣食を薄くして、節儉を奨め、勵精して治を圖る。是に於て、大小の吏風一變し、儉素を守り、嚴正を務め、各自相戒めて、定信の風に化したり。

天明八年(紀元二四八八年)京に大火あり。皇居もまた炎上せり。皇居は、信長以來、屢々改修せられたれども、なほ、その規模狭小にして、古典にも多く違へりければ、定信、これを慨し、大火の後、自ら皇居造営を總理し、五萬石以上の諸大名に課して、その工費を助けしめ、日夜、工事を督し、寛政二年(紀元二四五〇五年)落成せり。光格天皇及び後櫻町上皇ともに御製の詩歌を家齊に賜ひて、これを賞せらる。

後數年、朝廷、皇父典仁親王に太上天皇の尊號を奉らんと

尊號事件

天明の炎上

皇居落成

定信の皇居
造営總理

儉素公正

定信の輔佐

定信の政治

定信の諫止

事件の真相

朱子學派の
名儒招聘の

正親町公明
中川愛媛
脇町計九

ヲ使トシテ
奉

柴野邦彦
阿波徳島人
河津傳之助
昌平校教官
元

學政の更改



定信 平松 衡

柴野 邦彦

林

て、幕府に諮詢したまひしに、定信、固くその不可を陳じ、事遂に止みぬ。蓋し、當時、家齊の生父一橋治濟を大御所となして、政務に干與せしめんと謀るものあり。朝廷尊號の議を翼賛し、因りて治濟に及ぼさんとしければ、定信、かくは拒みたてまつりたるなりといふ。

これよりさき、林家の學、漸く衰へ、仁齋・徂徠の學風、勢を得て、この學風、勢を得て、こ

れに赴くもの多かりしかば、定信、乃ち柴野邦彦(栗山田恕・寒泉憲)

尾藤孝肇ハサキ 父ハ船頭タリサニモ足タ病マ家業ヲは能ハシ学ニ志シ後幕ノ傳トたル。昌平校ト教官モ。

古賀樸コガヒツク

佐賀人ハサカヒト

佐賀侯ハサカヒ在テ、參勤ハ折ハ其學オアルニミアラテ昌平校ニ絃マト講ス。藩臣ニシテ昌平校ト教官タルモミテ嘴ナス。

松平衡マツヒラヒツク
十七八才ニシテ加蓬カボン。三十大ニシテ權チヨウ。昌平坂學問所カマツカヒツク。林家リョウカイ別營ベツエイ。學政所カクジンソウ。改革カイゴウ。慶廟ケイムイ等ドリ。最モ多ニ良ハシ材ツバ。遺ハシ物モノ。林衡マツヒツク。人物ヒツモノ。造ハシ主シヤウ。三事候マツシヤウ。備ハシ候シヤウ。比時ヒトキ。最モ大ニ良ハシ。美農ミノウ。三千余石ミサムイハ。林家中興リョウカイヂョウ。林衡マツヒツク。人物ヒツモノ。

人足寄場ヒトタマシマ
上大山ヒタカミ人生ヒシヨウ。婦女ヒトツウ乞ヒタツ。同ヒトツ乞ヒタツ。貢ヒタツ。金ヒタツ。財ヒタツ。人ヒトツ。中興ヒヂョウ。

尾藤孝肇マツヒラヒツク等ドリを登庸ドウヨウして、大いに學政カクジンを張り、また、古賀樸コガヒツクに命じて、經カニを講ぜしめ、且、時時、昌平坂學問所カマツカヒツクに臨みて、親しくその教授カクジンを視たり。また大學頭林信敬リョウシンキョウの死するに及び、岩村の城主松平乘蘊マツヒラヨウンの次男衡ヒツクが、才幹タレありて、天下の學政カクジンに當るべき人物なるを察し、これが後を嗣ヒツクがしむ。衡ヒツクは述齋スルサイと號し、大いに學政カクジンを振興カクジンして、林家中興リョウカイヂョウの業モノをなし、定信カタスルの素志スルモトを助成カクジンしたり。つぎて、程朱カツスルの學モノを奉ずる者ヒトツにあらざれば、進仕カクジンを許さざることと定めしかば、世ヒトツにこれを異學カクジンの禁タブといふ。

定信カタスルは在職七年にして退隱カクジンせしが、その間、諸大名に命じて、備荒儲蓄ヒツカヒツクをなさしめ、棄捐ヒツカヒツクといふ負債償却法ヒツカヒツクを設けて、旗下の士の困窮ヒツカヒツクを救ひ、人足寄場ヒトタマシマを石川島シロカシマに開き、無賴無宿ヒツカヒツクの徒ヒトツをして、常業カクジンに就かしめ、姦邪ヒツカヒツクを黜ハシけて、賢良ヒツカヒツクを用ゐ、盛んに

孝子カタスル・節婦カタスル・義僕カタスル等ドリを賞し、諸國の農桑カタスルを勸課カクジンし、風俗カタスルを矯正カクジンするなど、施設カクジンせし所ヒトツ甚だ多く、幕政カクジン再び振ひて、所謂寬政カクジンの治カクジンをなせり。

諸藩の治カクジン
善行旌表カタスル
勸業旌表カタスル
風俗肅清カタスル

賢諸侯

著名の藩叟



上杉治憲
(藏家爵伯)

津の藤堂高兌タカダ、福山の阿部正精アバキヨ等ドリは、皆賢明にして、よくその封内カタカミを治めたる者なり。殊に教育カクジン・學問カクジンは、諸藩の均しく注意せしところなれば、熊本の時習館カクジン、萩の明倫館カクジン、鹿兒島の造士カクジン、

川重賢カタスル、米澤の上杉治憲カタスル、鷹會カクジン、津の松平容頃カタスル、長門の毛利重就カタスル、安藝の淺野重晟カタスル、紀伊の徳川治貞カタスル、備前カタスルの池田治政カタスル、阿濃

咸宣園
懷德書院
淡菴
竹山

子屋
私塾及び寺
名高き私塾

心學

石田梅巖
手島堵庵及
び中澤道二

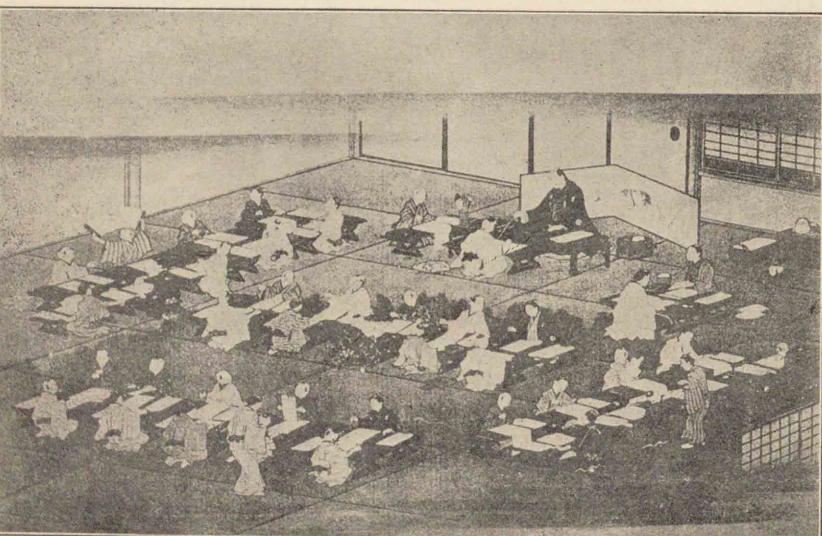
國學の大成

館、佐賀の弘道館、米澤の興讓館、仙臺の養賢堂の如き名高き學校あるに至りぬ。
また、儒者も私塾を開きて、子弟を教育し、僻陬の地に至るまで、寺子屋ありて、庶民の初等教育を施せり。備後福山の菅晋卿茶の塾、豊後の廣瀬建窓の塾、大阪の中井積善竹の懷德書院の如きは、生徒頗る多く、塾規、大いに備れりといふ。

これよりさき、享保の頃、京都の石田梅巖、神・儒・佛三教等を調和し、極めて平易に實踐道德を説きたり。これ即ち心學のはじめにして、梅巖の高弟手島堵庵、堵庵の門人中澤道二に至りて、遂に大成し、下層社會の道德維持に與りて力ありき。

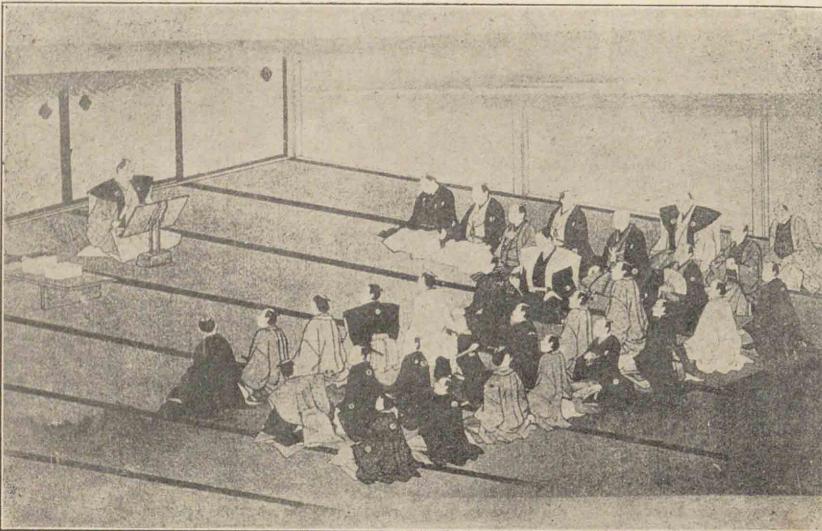
第八章 國學の勃興 尊王論

初め僧契沖の古學を唱ふるや、荷田春滿、これを承けて、古



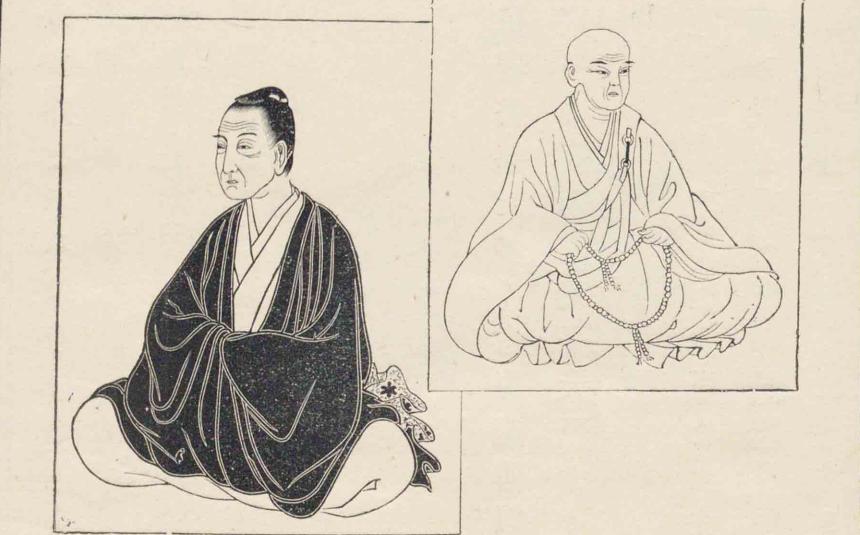
寺子屋の圖

(版藏博物館東京教育上二圖以上)



昌平講釋の図

荷田春滿 (東唐 東九) 賀茂真淵
 伏見稻荷神官ナナリ席ナ其
 神代卷万葉集ナ詳レ
 荷田在滿 故寔有職通ス



長 宣 居 本
 (藏校學範師等高京東)

沖 契
 (藏館物博室帝京東)

語舊典を究め、大いに發明する所あり。その養子在満、家學を紹ぎ、また斯道に功あり。春満の門人賀茂真淵、契沖・春満の説を補正し、この學の泰斗と仰がる。本居宣長、その門より出て、我が古道を明かにし、古典を究むるを以て、己れが任となし、俗儒が名分を亂り、本末を誤るを慨し、内

ふみわけ
 ゆやまと
 わから鳥
 のあとの
 道か
 は人
 (荷田春
 滿)

を尊び、外を卑み、佛を排し、儒を斥け、敬神・尊王の大義を明かにし、遂に國學を大成せり。

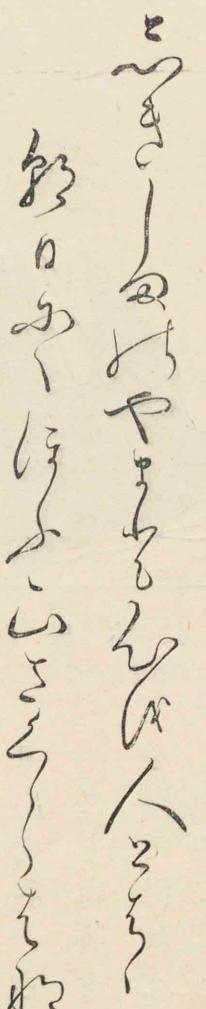
古事記傳
古事記傳解林

宣長の著書
春庭と大平

宣長の門人
と塙保己一
平田篤胤と
伴信友

宣長、著書甚だ多く、古事記傳以下、多く前人未發の卓見に富む。宣長の子春庭・義子・大平、よくその業を修め、益々家學を弘めたたり。

宣長の門人平田篤胤、また先師の遺志を紹ぎて、専ら敬神・愛國の説を唱へ、その同門伴信友は、考證に長じ、多數の著書、多くは考據正確、後人に益する所少からず。盲人塙保己一、ま



大成



塙
(藏氏 詔忠 塙京東)

た國學に精しく、寛政五年、幕府に請ひて、和學講談所を立て、散亂せる古書を蒐集して、群書類從を編し、大いに國學の研究に便せり。これより、大いに我が國民の自覺を喚起し、我が國體の尊嚴なることも、まことの君は將軍にあらずして、天皇にてまします事も、おひおひ知れわたるに至れり。これよりさき、徳川光圀、僧契沖を優遇して、國文を諮詢し、また、四方より學者を招きて、大日本史を編し、大いに尊王の大義を顯揚するや、天下の人心、稍々歸向する所を知り、山崎闇齋の門人淺見安正(齋綱)も靖獻遺言を著して、尊王の志を述べき。その後、桃園天皇の寶曆年

尊王論
國學勃興原因
一、國學復興
二、光圀
三、靖獻遺言
大義名分明之
大日本史
德川光圀の
淺見安正の
靖獻遺言の

竹内式部 竹曆の變部

中家の時に至り、竹内式部といふ者、京都に在り、皇室の式微を慨し、名分を論じ、氣節を振起せんことを謀り、公卿の志ある者と相交遊せり。藤井右門、また志を式部と同じくし、共に密かに謀る所ありしが、事漏れて、式部は逐はれ、公卿は罪せられぬ。

高山正之筆（自筆京日記より寫す）

明和の大貳と
大貳の人物

白、綱、錦、綿、寶、祚、長、久、久、
と、殊、し、く、て、も、の、無、き、の、増、
す、と、知、り、ば

甲州の人は山縣大貳、また常に皇威の陵夷したるを慨歎し、式部・右門と結べり。たまたま上野の小幡藩主織田

信邦、老臣吉田玄蕃を任用し、藩政を改革す。玄蕃、大貳と善し。藩士、玄蕃の權あるを忌み、玄蕃・大貳、謀叛の企ありと密告しけり。幕府、乃ち信邦を拘し、遂にその封を革め、大貳を斬り、右門を梶し、式部を流に處したり。時に後櫻町天皇の明和四年（紀元二四二七年）なり。家重時

寛政の尊王



賴
(藏氏三龍賴都京)

山縣・藤井・竹内の三人は、かく嚴刑に處せられたれども、尊王の思想は撲滅すべくもあらず、國學勃興し、その他の學問、また、大いに盛んなるに及び、寛政の頃、上野に高山彦九郎之下野に蒲生君平・實秀等の志士を出しめ。二人共に皇室の衰へたるを慨し、四方に遊びて、同志と交り、説くに尊王の

賴山陽とそ

大義を以てしたり。賴襄山も、また文筆を以て尊王の氣勢を助く。その著、日本外史・日本政記等は、文章明快、尊王の志氣を鼓舞したこと、頗る大なるものあり。

第九章 西洋學術の傳來

西洋學術講
習の始め
解禁の洋書
禁書譜讀の
青木文藏と

昆陽
和蘭語取
和蘭文字略考
著者ス

國學の盛んなりし頃、蘭學も、また漸く開けたり。これよりさき、寛永年中、鎖國の嚴令を布くや、洋書の繙讀をも嚴禁したりしかば、西洋の事情を知るは、ただオランダ人よりの傳聞、若しくは長崎に於ける通詞の口傳に依るのみなりき。將軍吉宗、これを不便とし、且、西洋學藝の利益あるを知り、享保五年(元二三〇八年)洋書輸入の禁を弛べて、キリスト教に關係なきものは、これを講讀することを許し、青木文藏(昆陽に命じて、蘭書を學習せしめたり。文藏、乃ち長崎に往き、通詞西善三郎・吉

前野良澤と

蘭學

長崎遊學

良澤
初音ナ
松江
叔父
家之
寄食
此遊
情ナリ
遊
見ナリ
後
或日
時
前
退
見
蟹
元
字
行
脚
度
之
遂
蘭
學
シトス

杉田玄白と
蘭學
罪囚解剖

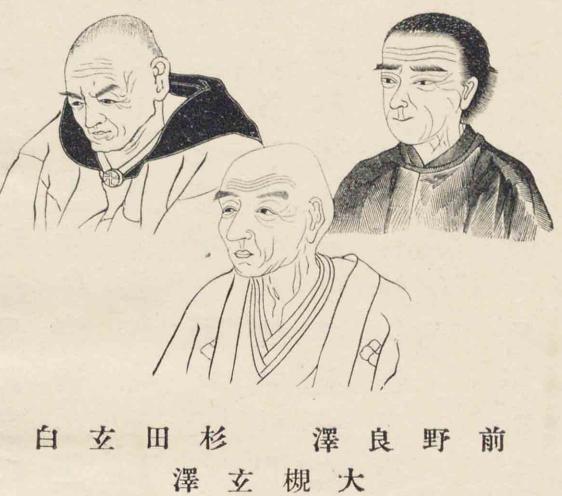
雄幸作等と共に、刻苦研究すること數年にして、江戸に歸る。その學び得し所は、僅僅四五百言の常語に過ぎざりきと雖も、これ實に我が國に於て、蘭學を講ずるの濫觴なり。

その後、豊前中津藩の醫前野良澤(蘭文藏)が蘭語に通ずるを聞き、四十七歳にして、始めて、これに就きて、教を受く。文藏、その篤志を嘉し、悉くその記憶する所の五百餘言及びその著和蘭文字略考を授く。時に明和六年(元二四二九年)なり。明年、良澤歸藩し、請ひて長崎に遊び、吉雄及びその他の通詞等と交り、更に二百餘言を習得し、且、蘭書人身内景圖說(Anatomie)を購ひて、江戸に歸れり。

若狭小濱藩の醫杉田玄白、また夙にオランダ醫學に志あり。明和八年三月、罪囚解剖(小塙ノ解剖)の舉あるを聞き、良澤等と共に往きて、これを觀、蘭書の圖解を實際に參照せしに、聊か違ふこ

人身内景圖說の翻譯

譯解體新書



前野 桧良澤 大澤玄

となきに驚嘆し、相謀りて、翌日より、直に人身内景圖說の翻譯に着手せり。毎月六次の會讀日を定め、刻苦勵精、或は一日に一語を解すること能はざるあり、或は一句の譯に數日を費すありて、稿を改むること十一度、およそ四年の歳月を経て、安永三年(紀元二三四四年)解體新書始めて成る。これまでには、外科療法にのみ蘭法を用ゐて、内科の醫療は、全く漢法に據りしが、解體新書の世に出でてしまり、内科の治療も、その術の精妙なるを窺ひ知るに至れり。つぎて、宇田川玄隨、オランダ内科醫書の譯述に從事し、十年を費して、内科選

和蘭內科醫書の譯述

要十八冊成り、寛政五年(紀元二四五三年)これを刊行したり。

この頃、仙臺の支藩一ノ關の醫員に大槻玄澤水馨あり。江戸に出て、玄白の門に入り、後良澤に就きて學び、日夜研究すること五年、遂に歐文讀法の要旨を會得し、蘭學階梯を著す。玄澤、この書を携へて、長崎に往き、これに校訂を加へ、天明八年(紀元二四四八年)刻本として世に公にしたり。蓋し在來の歐文翻譯書は、邦文若しくは漢文に譯して、その學說を傳ふるのみなりしに、蘭學階梯は、歐文字を擧げて、國語を施し、直ちに歐文を読み得る方法を示しければ、世人はじめて蘭書の讀むべきを知り、志を起すもの多かりき。

玄澤の門人稻村三伯後に海上隨鷗フランス人ハルマの辭書に蘭語の對譯を施せるものを得、その佛語を去り、蘭語のみを存して、これに邦譯を加へ、寛政八年(紀元二四五六六年)木製の活字版を

玄澤の門人

影響

蘭學階梯の

大槻玄澤と

著蘭學階梯の

平賀源内

讚岐人。名國倫。字士昇。号鳩溪。所戲作。号天ヶ浪人。松籟子。森羅萬人。本草學。詳レ

文。高仕侯。はす。其の重臣。眞田早石門。三佐。弱冠。三十。延長。封。通事。彭城。東吉。源内。唐人館。出。彼輩が偽。榮華。出。スラ。看破ス。

大阪。豪農。中島義四郎。第。十。章。露國人の來航。海防論。蝦夷地の開拓備後。地。研精教。培。通。不。敵。ヘ。五六

宝。曆。年。中。得。軍。船。喰。波。留。麻。和。解。

鴻。傳。三。重。船。成。る。

食。客。ト。リ。蘿。園。奉。う。肆。フ。

官。医。田。村。之。雄。ト。物。產。学。ナ。究。

造。船。洋。遂。ニ。諸。國。ヲ。遊。

曆。辛。寶。曆。己。年。三。千。六。二。

新。奇。事。子。ヨ。リ。湯。島。天。神。前。

良。利。ヲ。得。上。欲。ス。地。理。書。成。る。

御。種。人。參。ヲ。植。ル。

化。ハ。陽。子。セ。ン。ノ。鷹。カ。シ。テ。

風。船。ヲ。長。崎。遊。ビ。大。通。ア。

吉。雄。章。友。家。三。富。人。好。リ。テ。

晚。年。不。遇。タ。怒。ミ。酒。色。耽。ガ。サ。ニ。

已。ガ。書。翁。人。ノ。ア。シ。ニ。チ。

明。和。七。年。長。崎。遊。ビ。大。通。ア。

雄。章。友。家。三。富。人。好。リ。テ。

著。食。物。章。日。本。物。產。譜。神。農。本。草。傳。各。考。等。、

變。化。と。露。人。の。來。航。米。英。露。の。發。展。

造り、僅かに三十部を印刷し、これを波留麻和解と名づけた。實に對譯辭書のはじめなり。これより、蘭學を修むるものには、この辭書を手寫して、座右に備へたりといふ。山村才助、また玄澤の門より出で、萬國地誌を大成し、同門橋本宗吉は、新譯地球圖の著あり。これより、西洋風の醫學・理學・博物學等、漸く起り、外來の勢力に對して、國情を適應せしむべき精神準備、略成るに至れり。

第十章 露國人の來航 海防論 蝦夷地の

開拓

蘭學の漸く興れる頃、海外の形勢、大いに變じ、北アメリカには、アメリカ合衆國獨立して、日に月に隆盛に赴き、イギリスは、印度を略し、更に支那に來りて、次第に我れに近づけり。

また、ロシアは、既に悉くシベリアの地を併せ、進みて我が北邊に迫り、安永七年（紀元二四三八年）將軍家治の時、東蝦夷に來り、松前氏の家人に就きて、始めて交易を求め、翌年、再び來りしが、遂に許されざりき。

その後、天明五年（紀元一四五六年）將軍幕吏青島俊藏等、蝦夷に入り、露人侵略の實況を目撃して歸り、つぎて蝦夷拾遺を撰す。寛政の初め、水戸藩の儒臣立原甚五郎、また書を水戸侯及び松平定信に上りて、露人の大いに憂慮すべきを論じたり。仙臺の人林子平、また夙に



林 子 平
(藏氏彦文規大士博文學)

立原甚五郎
の上書
林子平の海
防論

青島俊藏の
蝦夷拾遺

蝦夷地警戒

露國 來航年則初ナテ來日先拂
根室。来ル松前
新井。田ハ。エミ
シコト。約ス
翌年春。キ。長
崎。以外。地。ミ。宣。第
之露室。ア。通
ナ。シ。ヘ。ナ。キ。

露國 來航年則初ナテ來日先拂
寄宿。宿東
天紅。護。ノ。人。殺
連坐。レ。テ
此年。春。五。セ。ニ。
瘡。犯。ス。
著。食。物。章。
日本。物。產。譜。
神。農。本。草。傳。各。考。
等。、

官。医。田。村。之。雄。ト。物。產。学。ナ。究。
造。船。洋。遂。ニ。諸。國。ヲ。遊。
曆。辛。寶。曆。己。年。三。千。六。二。
新。奇。事。子。ヨ。リ。湯。島。天。神。前。
良。利。ヲ。得。上。欲。ス。地。理。書。成。る。
御。種。人。參。ヲ。植。ル。
化。ハ。陽。子。セ。ン。ノ。鷹。カ。シ。テ。
風。船。ヲ。長。崎。遊。ビ。大。通。ア。
吉。雄。章。友。家。三。富。人。好。リ。テ。
晚。年。不。遇。タ。怒。ミ。酒。色。耽。ガ。サ。ニ。
已。ガ。書。翁。人。ノ。ア。シ。ニ。チ。
明。和。七。年。長。崎。遊。ビ。大。通。ア。

雄。章。友。家。三。富。人。好。リ。テ。

著。食。物。章。日。本。物。產。譜。神。農。本。草。傳。各。考。等。、

變。化。と。露。人。の。來。航。米。英。露。の。發。展。

内外の形勢を察し、海國兵談・三國通覽等の書を著して、海防を修め、外寇に備へざるべからざるを痛論せり。子平は、高山彦九郎・蒲生君平と同時の人にて、合せて寛政の三奇士といはる。

林子平の處
罰と露人の來航

松平定信筆（黒船の圖に題せるもの）

松平定信は、林子平の海
防論を以て、徒らに世人を
感はす妄言なりとし、寛政
四年紀元二四 五年二年
に禁錮し、版木を焼棄した
り。然るに、子平の先見違は
ず、露人益、北邊に迫り來り、この年、ラックスマンといふ者、我が
漂流民を護送して、根室に至り、書を呈して、通商を請ひたり。
幕府は、信牌を與へて、長崎に赴かしめしが、これより、漸く海

日本
即ち
日本國
ヨリ其の
自國一往置
ハ蘭書
ノ大體者ニ通入
世界

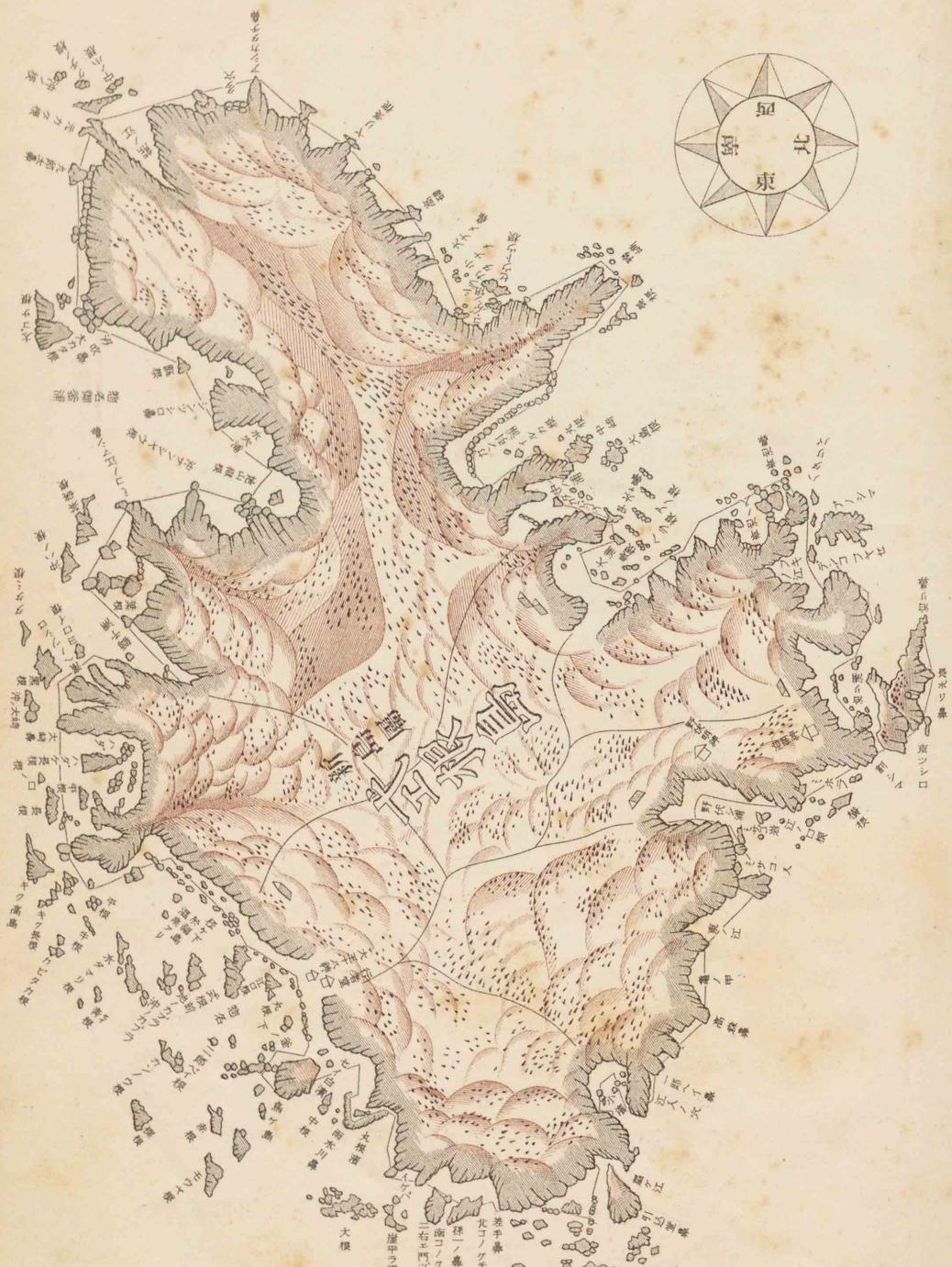
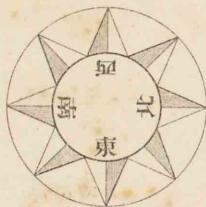
林子平の處
罰と露人の
來航

松平定信筆（黒船の圖に題せるもの）

此形のよほ
ワタのぬらぬのわも
室之々

す、露人益、北邊に迫り來り、この
漂流民を護送して、根室に至り
幕府は、信牌を與へて、長崎に卦

松平定信は、林子平の海
防論を以て、徒らに世人を
感はす妄言なりとし、寛政
四年紀元二四 五年二年
に禁錮し、版木を焼棄した
り。然るに、子平の先見違は
を呈して、通商を請ひたり。
しめしが、これより、漸く海



。な。り。中。敬。幕。府。の。天。文。方。高。橋。東。岡。の。門。人。

十八年にして日本興
の他の方を測量し、
て伊能忠敬は幕命
を奉じて、蝦夷及び
それを守りけり。
を巡視せしめ
るに近づくれば、幕府
は、近藤信重のや
りりけり。
出没する露人、餘多か
に近づくれば、幕府
は、近藤信重のや
りりけり。
後、蝦夷守に近づ
くれば、伊能忠敬
は、近藤信重のや
りりけり。

伊能忠敬
(藏家能伊町原佐総下)



地圖敬成の實測



防衛に付す江戸近海沿岸の地圖を以て、江戸近海沿岸を巡視せしめたり。

伊能忠敬實測圖

小笠原海軍太佐の「日本帝國海上權力史講義」に曰はく
林子平ト殆ど時代ヲ同ジシテ空前ノ偉業ヲナシタ
ノガ伊能忠敬アリマス、此人ハ上總ノ小堤村ニ生
レタノテ、幼少ノ時分カラ天文學ヲ修メタガ、餘程
不思議ノ人テ、五十歳迄ハ少シモ名ヲ知ラレテ居ラ
ヌ、晩年ニ郷里ヲ去ツテ江戸ニ出テ、西洋ノ曆法數
學ヲ學ブニ及シテ其發達シタルニ感ジテ大ニ悟ル所
ガアツタ見エル、五十歳マテハ家ヲ修メテ傍ヲ學
問ヲシテ居ツタノアリマスガ、江戸ニ出デテ後獨
リ竊ニ「國家ノ急務ハ世人ヲシテ日本國ノ眞位置ヲ
知ラシムルニアリ」ト考ヘテ、日本ハ如何ナル國勢
テ、經緯度が何度カラ起ツテ何度ニ至ツテ終ツテ居
ルト云フコトノ分ルヤウニ立派ナ地圖ヲ拵ヘタイト
ノ望フ起シ、日本各地ノ實測ヲシタイト云フコトヲ
幕府ニ請フタコロ、幸ニ許可ヲ得マシタカラ直ニ
實測ニ取掛ツタケレドモ、器械等モ不完全テ道路ト
テモ開ケテ居リマセズ、非常ナ困難ヲ極メタ、然ル
ニ五十五歳ノ彼レハ百折不撓ノ精神ヲ以テ羅針マテ
モ自ラ製シタノテ、其著沿岸測量書ノ序ニ高橋作左
衛門ト云フ人が左ノ如ク記シテアル、
(前略)伊能忠敬命ヲ奉ジテ海邊ヲ測量ス、要トスル
所羅鐵ニ在リ、其器ノ精巧ナルハ西洋ヲ以テ最トス
忠敬其巧ヲ借ラズ、自ラ羅鐵ヲ製シテ海邊ノ地勢ヲ
量リ、山島ノ近遠ヲ望ム、方位ヤ、合サルモノアレ
バ岩石險隘ヲ論ゼズ、即チ就テ之ヲ正シ、彌益精
測ス云々

。學生諸子、忠敬の學才人物にかんがみ感奮興起す
るところなくして可ならんや。

幕府の東蝦夷地經營の松平忠明の巡視
函館奉行設置及び東蝦夷直轄

上書

平山行藏の

享和元年(紀元二四)六一年幕府、松平忠明等をして、蝦夷地を巡察せしめ、また、松前藩に北海を委するの危険なるを認め、翌年、蝦夷奉行を置き、つぎて、これを函館奉行と改め、松前章廣の東西蝦夷を收めて幕領とす。當時、海防を論ずる憂國の士、益多く、平山行藏の如きは、上書して、不逞の徒及び罪人を率ゐ以て露寇を討たんと請ふに至れり。

文化元年(紀元二四)六四年露國の使節レサノフ、國書及び方物を齎し、さきに與へられたる信牌を持して、長崎に來り、通商互市を請ふ。幕府、祖法を守りて、これを拒絶せしに、露人フボストフ、これを憤り、文化三年、蝦夷を犯し、書を贈りて、互市を迫れり。幕府、またこれに應ぜず、益守備を嚴にし、文化四年、更に西蝦夷の地を松前氏より收め、つぎて、函館奉行を松前奉行と改め、以て東西蝦夷を經營せしむ。この頃、間宮林藏樺太を巡

松前氏・樺太
樺川・移せり

文化二年七月京を出立即ち樺太着——黒龍江畔トヌヒヤギハ源也

間宮林藏の
探檢

英人の來航
長崎奉行の
自殺

外船撃攘令

寛政令

文政令

文化文政時

檢し、間宮海峽を探檢し、進みて今露領沿海州に至りて歸りぬ。

文化五年、英人ペリー等、また長崎に來り、民家を掠む。長崎奉行松平康英、檄を移して、兵を徵したれども、事急にして及ばず、英船遁れ去り、康英は自殺したり。

これよりさき、寛政年間、松平定信の議により、外國船の來航せるものは、來意を尋ね、漂流船なる時は、薪水・食料を給し、諭示に應ぜざるものは、これを擊攘ふべしと命じたりしが、仁孝天皇の文政八年(紀元二四)八五年更に沿海諸藩に令して、岸に近づける外國船は、事情を問はず、これを擊攘せしむることとし、蘭人をしてこれを諸外國に告げしむ。されど、この後、我が沿海に來航せる外國船は、益多くなりゆけり。

定信の退職後は、家齊、政を親らし、凡そ四十餘年に及べり。

學問技藝の進歩

幕府重職より門閥子弟就職
遊情耽り販賣的
帳簿整理期會、當時の人心
士風頽廢
留守居士文書役時、他藩
士官キテ藩邸、屋敷ナシ費用
費用分私膳ヲ、外品物ナシ甚しきん金錢ナ
士ハ家屋ナ百姓、世人ニ慶ムニテ
家人株トイフ、傳主國学教典
攘夷外國、壓迫



藤 東田 湖
(る據に版藏學大國帝京東)

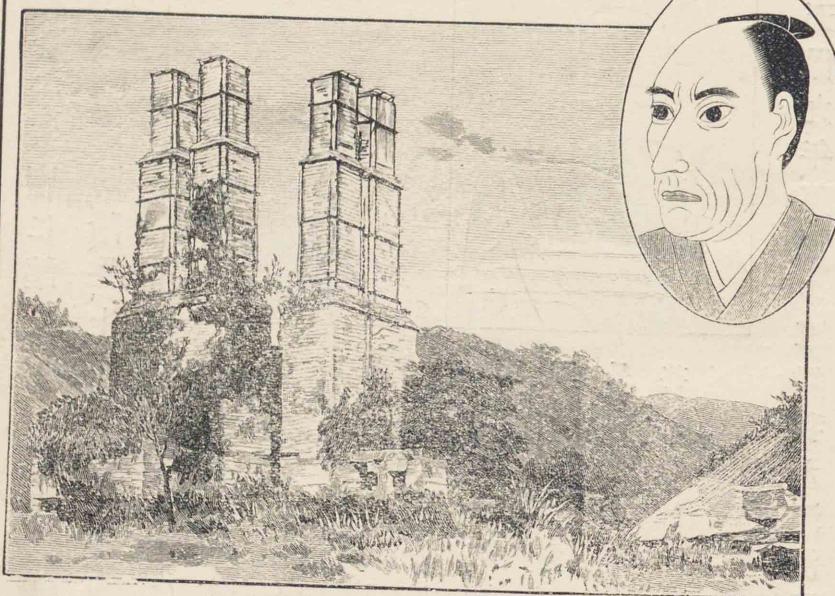
その間、學問・技藝、益進み、國學・漢學・蘭學・書畫等の大家、多く輩出し、瀧澤馬琴、その他多くの小説家も出で、著書の種類の多きこと、前古未曾有なり。されど、太平既に久しきままに、人心腐敗して、士風崩れ、財政も大いに困難となりしが上に、内には尊王の思想、益普及し、外には諸外國が頻りに我れを壓せんとする形勢もあり。されど、太平既に久しきままに、人心腐敗して、士風崩れ、財政も大いに困難となりしが上に、内には尊王の思想、益普及し、外には諸外國が頻りに我れを壓せんとする形勢

もありて、幕府衰亡の兆、漸く現れたり。

天保ノ年、饑饉打撲キ
天保の饑饉
天保八年大キキ
奥羽越後北陸
最も甚

物平八郎の人

と大鹽平八
郎の亂



爐射及び庵坦川江

幕りあに瀧鳴村中の里半南りよ條北豆伊は爐射反 筆自は像
りのものもしせ造築てとんせ造鑄を砲大が庵坦末

阪の興力大鹽平

八郎、官穀を發して、窮民を賑恤せんことを請ふ。平

八郎は、王陽明の學を修めて、才名あり。その請の納れられざるを怒り、天保八年（紀元一九七七年）徒黨を集め、亂を作しが、遂に敗れて自殺せり。この前年、家

齊、職を子家慶に譲る。兩ノアリ大所所ト科レ政ヲ監督ス。

海防攘夷論
水戸侯の海論
防攘夷論

この頃、海防論益々上下に喧かりしが、中にも、水戸侯徳川等を用ひて、文武を勵み、熱心、海防攘夷の策を講じ、佐賀の鍋島齊正、薩摩の島津齊彬等も、また、

高島秋帆
長崎人御族此方々犯犯ハナカナシ
司ル此字謂傳子目ヲモビ武
吾ヲ研究ス故ニ奉手テ莫事有
江川坦庵
伊至莊山人

西洋の兵學
砲術研究



渡邊華山高
登(筆藏)山盛(谷興)
高野椿(椿文)
英(本藏)原(圖文)大士(山士博)

齊昭は、天朝を尊奉し、藤田彪湖東等を用ひて、文武を勵み、熱心、海防攘夷の策を講じ、佐賀の鍋島齊正、薩摩の島津齊彬等も、また、

大いに邊防に注意したり。かく

海防論の盛んなるにつれて、高島秋帆四郎江川坦庵太郎左衛門等の如く、西洋の兵學・砲術を研究し、且洋式兵器を造るものも出

でたり。

渡邊華山高

英艦
セイキン艦長

岸山 懇機論・蕃諭私記
長英 著夢物語

兩人共書ツシキ公之見既近ノ人見せん
天保九年四月也

天保九年四月也

聞あり。幕府は、さきの撃攘令の旨趣を守り、これをも打拂はんとせり。蘭學者渡邊登山高野長英等、これを以て、外國の形勢を察せざる無謀の企なりとし、鎖國・攘夷の到底行ふべからざるを痛論して罪せられたり。

この時に當り、清國にては、阿片輸入の事に關し、イギリスと戰ひて敗れ、地を割き、港を開き、且、償金を出して、和を結べり。この報は、やくも我が國に達せしかば、幕府にても稍鑑み所ありて、天保十三年(紀元二五〇二年)さきの撃攘令を弛め、寛政の舊に復したり。弘化元年(紀元二五〇四年)オランダの使節來りて、國書を呈し、西洋の形勢を述べ、和交の利を説き、つぎて、また、この事につきて上言せしが、幕府は、なほ祖法を守りて、鎖國主義を變ずるを好まさりき。

天保の改革

和蘭の開國
勸告

水野忠邦の
改革斷行の

忠邦の失敗

振起せんと欲し、猛烈なる手段を以て、舊政改革を斷行し、遊惰を戒め、奢侈を禁じ、風俗の亂れたるを正し、兵備を厳にし、武技を講習せしめ、新刊圖書檢閱の制をも立てたり。されど、これがために、反りて人心を失ひ、天保十四年(紀元二五〇三年)忠邦もその職を罷められ、阿部正弘、これに代りしが、ほどなく、米國使節來朝の事起れり。

第十一章 北米合衆國使節の來朝 開港

攘夷の論 和親條約

孝明天皇の嘉永六年(紀元二五六)
一三年六月アメリカ合衆國の使節

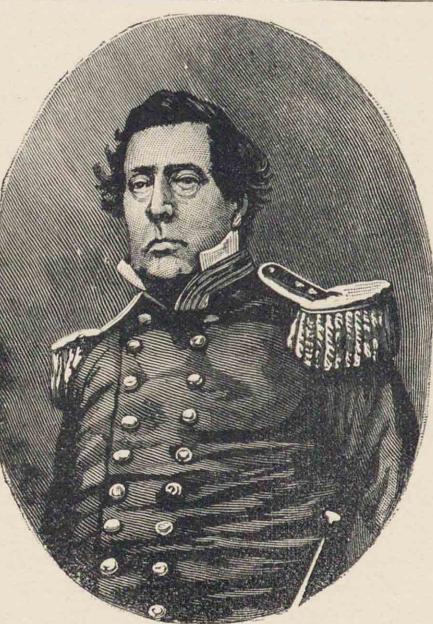
太平の眠上をさます
(蒸氣船)
喜撰はつたはいれ
氣船で夜四すもれ
れられ

米國使節の
來朝
に来る
ペルリ浦賀

人心惱惱

提督ペルリ、船艦四隻を率ゐて、浦賀に來り、國書を呈して通商互市を求む。浦賀はいふに及ばず、江戸の騒動、一方ならず、人心頗る惱惱たり。老中阿部正弘、諸有司を會して、米國使節

に對する處置を議し、浦賀奉行等をして、ペルリと久里濱に會見せしめ、その國書を受領し、明年、確答すべき旨を告げて歸らしめたり。



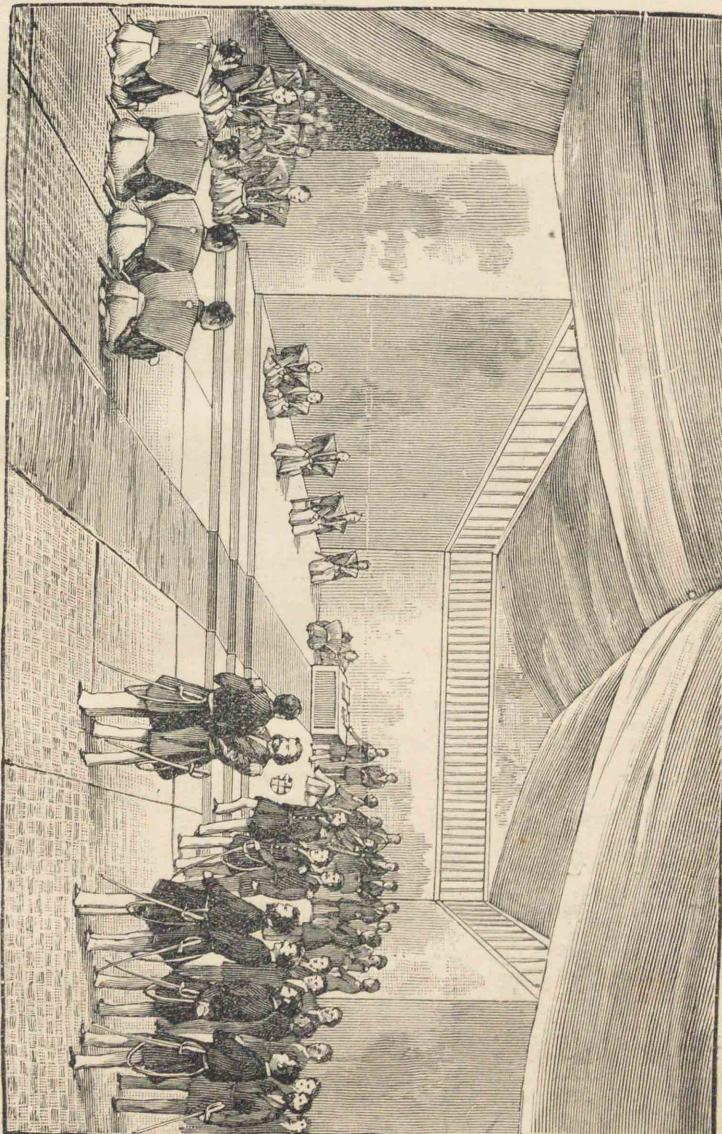
久里濱會見
捕鯨船・避難地・傳為
一八四四年平清和親條約成
元四年北米加州ニ金砲臺
清人渡未だモトモリカガニ船
船未往セリ其給炭所
Coaling-Station
ヨリ得シ事
ヨリ得セラ
印度支那艦隊
ヨリ得シ事
印度支那艦隊
ヨリ得シ事

京都への奏
聞
諸大名への
下問

露國使節の

諮詢したり。是に於て、徳川氏祖先以來、國政を專決せし舊慣、始めて破れ、その威令、これより漸く行はれざりき。

この年、將軍家慶薨じ、子家定繼ぐ。七月、露國の水師提督ブ



見　會　濱　横

Perry's Expedition to Japan. に 據る

來朝
ブーナヤ
ン長崎に來
る

和親條約
とその
大調印

神奈川條約

一チヤチン、また軍艦を率ゐて、長崎に來り、隣好を修め、貿易を開き、且、樺太島の境界を定めんと請ふ。幕府、またその決答を他日に期して歸り去らしめたり。

翌安政元年正月、ペルリ、前約により、七隻の船艦を率ゐて、また浦賀に來り、去年の決答を求む。時に、和戦の議、未だ決せず、國論、なほ、一定せざりしが、幕府は、林、辯等に全權を授けて、ペルリと横濱に會見せしめ、三月三日、遂に十二箇條より成る和親條約に調印するに至れり。これ所謂神奈川條約なり。その主なる箇條は、日本と合衆國とは、其人民、永世不朽の和親を結び、場所人柄の差別無之事第一 条、伊豆下田、松前地箱館の兩港は、日本政府に於て、亞墨利加船、薪水食料石炭欠乏の品を日本人にて調候丈は給し候爲め、渡來之儀、差免し候。尤下田港は約條書面調印の上、即時相開き、箱館は來年三月よ

開港攘夷の論

和親英蘭との
條約

下田條約



陰 松 田 吉
(る據に像畫藏家田吉)

佐久間象山

り相始候事條第二等にして、更に下田に於て、遊歩里程・埋葬地・遊獵等に關して、規程を定めたり。即ち下田條約これなり。つぎて、幕府は、露・英・蘭三國とも、また同様の條約を結べり。

の人吉田寅次郎松陰下田に赴き、米艦に投じて、海外に潜行し、以てその事情を知らんと欲し、成らずして罪せらる。寅次郎が師、信濃の人佐久間啓象山博學多識にして、夙に開港の意見を持せしが、また、連坐の罪に問はれたり。

第十二章 假條約 安政の大獄

安政三年(元治二年)五月、米國の總領事ハルリス、曩に結びたる和親條約に基きて、下田に來り、國書を呈し、且、將軍に謁せんことを請ふ。老中堀田正睦(マサヨシ)、正篤外國事務專任の老中たり。乃ちその請を許しければ、ハーリス、江戸に入り、將軍に謁し、退きて幕府の委員(井上信濃守岩瀬肥後守)と通商條約を議定したり。時に安政四年なり。幕府は、世論を憚りて、これが勅許を仰ぎたてまつりしに、朝議、これを許したまはず。正睦、自ら上京して懇請せしかど、志

直簡正睦意見、衝亮ヲモテ正睦達致仕ス

アロー旱事件、英艦モノモ底東洋ニ碇泊スルトキ支那、因人来リカクル支那官吏英人ノ許ヲ得ズニ侵入シ

佛國抗議
広西者於名仙西宣
敵師虐秋事件
遂美仙連合ニ天津ニ迫リ
奉約締結ニ事件
捕縛ス英艦長怒リ嚴重抗議ヲ申シ

第十二章 假條約 安政の大獄

七二

士、多く京都に集り、鎖國・攘夷の説、朝廷を動かししをりなり
遂美仙連合ニ天津ニ迫リ
奉約締結ニ事件
捕縛ス英艦長怒リ嚴重抗議ヲ申シ

士、多く京都に集り、鎖國・攘夷の説、朝廷を動かししをりなり
しかば、正睦も遂に空しく江戸に歸りたり。

安政五年の
假條約調印

井伊直弼の
英断來る
米露の軍艦



井伊直弼
(藏家伯伊井)

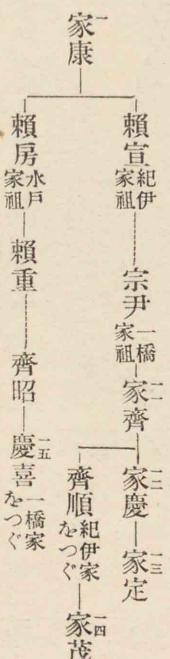
時に米露の軍艦、來り告げて曰はく、英・佛、相同盟して、支那を擊ち、戰勝の餘威に乘じ、將に來りて、通商條約の締結を迫らんとす。大老井伊直弼、事情の甚だ切迫せるを察し、勅許を待たず、終に斷じて米國との假條約に調印し、更に長崎・神奈川・兵庫・新潟の四港を開くべきこ

吏員及び留學生派遣

安政の大獄

立嗣問題

徳川氏系圖



ととし、宿次奉書を以て、これを奏上したり。これ實に安政五年(紀元二五)¹⁸⁵⁸の事なり。是に於て、直弼を非難する聲、大いに起る。つぎて、幕府は、露¹⁸⁵⁹英¹⁸⁶⁰蘭¹⁸⁶¹佛¹⁸⁶²の諸國とも、また米國との例によりて、假條約を結び、翌年六月¹⁸⁶³より、まづ、長崎・函館・神奈川(横濱)の三港を開きて、内外人の互市を許し、翌年、吏員を米國に派したり。この後、久しうからずして、幕府をはじめ、薩州・長州・佐賀等の諸藩よりも、留學生を英・米諸國に派遣するに至れり。

假條約締結の年、家定薨す。薨去前、直弼、徳川齊昭の子一橋慶喜を排し、紀伊藩主徳川慶福を以て、家定の嗣とせり。慶福、乃ち家茂と改名し、十四代將軍となる當時、世論、益々沸騰し、慷慨

第十二章 假條約 安政の大獄

七三

慨悲憤の舉動に出づる者、少からず。志士等、遂に同志の公卿と結び、外交に關する勅書を幕府及び水戸・尾張・越前以下十

幕政改革

三藩に申し下したり。

直弼、乃ち老中間部詮勝を上京せしめ、宮方

公卿の家臣、水戸・越前

長州・薩州諸藩の武士、

浪人・儒者・僧侶等、すべ

て彼の勅書の事に與

れる者を逮捕せしめ、

これを江戸に檻致し

て、悉く禁錮斬流に處したり。是に於て、安島帶刀・梅田源次郎

濱雲 賴三樹三郎・橋本左内

景吉・田寅次郎等の諸名士、多く除か



齊川 昭徳
(藏家爵侯)

士處罰

勅書事件

親おもふ
心にまさふ
る親心
日おと
づれ何と
きくらむ
吉田松
陰辭世

公武合體論

桜田の變と

直弼の掩殺

同題

桜田之變原因

一 得軍ノ経嗣
二 安政大獄
三 教書奉還

幕府ノ子
十三藩ノ教書奉還
水戸藩士極力と公武合體論
又對之不文
逢中長岡
金ノ蒲頭等ニテ解説
太老暗殺
義正企て

れ、近衛・三條等の公卿も幽せられ、齊昭慶喜及び土佐藩主等は、或は蟄居、或は退隱を命ぜられぬ。これを安政の大獄とす。これよりさき、尾張・越前二藩主も、また罰せられたり。

この獄のために、天下の人心、益激し、萬延元年(紀元二〇五年)水戸藩の浪士等、直弼を櫻田門外に要撃して、これを殺したり。これより、幕府の威勢、大いに衰へ、親藩といへども、また、これを助けず、尊攘論の氣燄、益熾んなり。是に於て、老中安藤信正等、相議し、公武合體し、上下一致し、十年以内を期して、攘夷の功を奏せんことを誓ひ、しきりに、皇妹和宮親子内親王の將軍家茂に降嫁あらんことを請ひたてまつりければ、天皇も、やむなく、これを許したまひ、文久元年(紀元二五六年)内親王をして東下せしめたまふ。されど、幕府は、かへりて尊攘論者の怨を深くし、外國人襲撃・開港論者暗殺等、屢行はれ、翌年、信正も阪下

阪下門の變

京都の形勢

尊攘論者の勢

討幕論

島津久光の入京

門外に要撃せられて負傷するに至れり。

當時、諸藩を脱走して、京都に集れる尊攘論者甚だ多く、同志の廷臣と合體して、頗る勢あり。平野國臣等の如きは、文久二年、薩摩の島津久光齊彬の弟を東上の途に要し、皇駕を奉じて、幕府の罪を問ひ、併せて攘夷を決行せんことを迫るに至れり。久光これを慰諭して入京し、輦下鎮靜のため、京都滯在の命を拜せり。久光は、夙に尊王の大義を唱へ、志士の間に重きをなせるものなり。

既にして、勅使大原重徳、久光を從へて東下し、將軍の上洛を促し、且、幕政を改良すべきことを命じぬ。家茂、詔を奉じ、上洛を來春に期し、慶喜を擧げて後見とし、前越前侯松平慶永シゲヨシを政事總裁職とし、頗る改新する所ありしが、幕府の威力は、かへりて益衰へぬ。

勅使東下

大原重徳の東下

益衰ふ

幕府の威力



孝明天皇

(藏爵子羽福)

小が翁靜美羽福爵子故しせ事奉に帝先
繪油るためしせ寫謹てしな氏郎太正山

つきて、朝廷は、また三條實美等を勅使として、江戸に下し、攘夷の決定を促したまふ。これよりさき、長州藩の世子毛利元徳、土佐藩主山内豊範も、また入京し、島津氏と同じく關下鎮撫の詔を拜せり。これより、薩・長・土三藩の威望、天下に重し。

三條實美等の使命
の東下とその
三藩の威望
と薩長の三藩

長州藩の世子及び土佐藩主の入京

第十三章 長州征伐

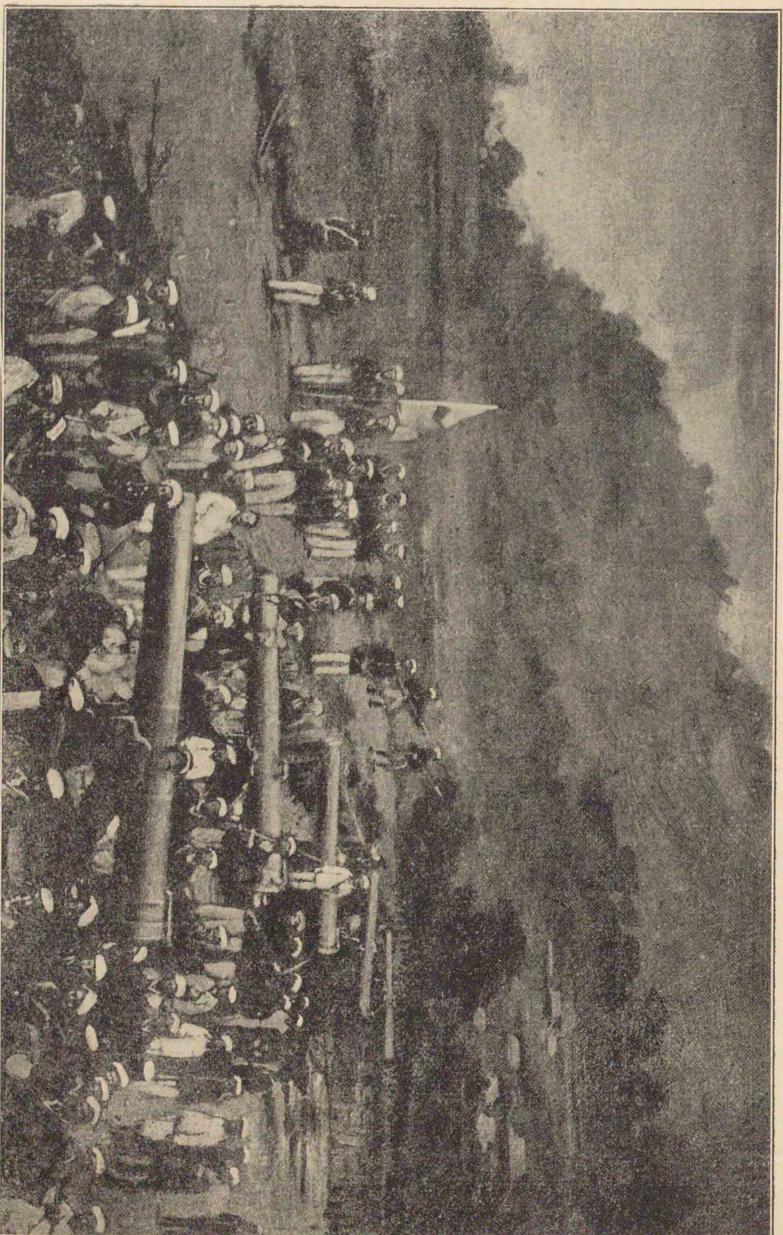
將軍上洛と
男山行幸
攘夷論の中
心
八幡祠前に
於ける失態

攘夷の期
下ノ關事件

生麥事件
久光の從士
英人を斬る

文久三年^{紀元二五二三年}三月、將軍家茂、上洛す。當時、京都にては、攘夷論、勢を得、長州藩、その中心たりき。四月十一日、車駕、男山に行幸し、八幡の祠前に於て、攘夷の節刀を家茂に授けんとしたまふ。家茂、病と稱して從ひたてまつらず。よりて、慶喜に代理を命じたまひしに、これもまた急病と稱して退出せり。されど、家茂、遂に勅を奉じ、五月十日を以て、攘夷の期と定めた。期に至り、長州藩、獨り令を奉じて、米國船を下ノ關に砲撃しつき、英・佛・蘭三國の船をも砲撃せしかば、英・米・佛・蘭聯合して、下ノ關を砲撃し、互に勝敗あり、つきて、和を講ぜり。

さきに、島津久光が、勅使を護して東下するや、歸途、生麥村に於て、從士、英人の無禮を怒りて、これを斬りければ、將軍上洛の前月、英の軍艦、舳艤相呴みて、横濱港内に入り、代理公使ジョンニール、幕府に向ひて、嚴談する所ありき。然るに、將軍は



擊砲關馬
(戴氏馨上井爵侯)

下ノ關は元治元年八月五日より同月八日に至るまで、英・米・佛・蘭四箇國聯合艦隊の砲撃を受けたり。本圖は砲臺占領の光景を同艦隊乗組員の親しく撮影したる原版より油繪に描寫せるものに係る。

上洛して、京都に留まりしを以て、幕府は、大いにその處置に惑ひ、屢々決答の期を延しあり、五月初旬に及び、危機既に目前に迫るを見、遂にやむなくその要求に應じ、償金十萬ポンドを出して、局を結びたり。つぎて、英艦は、被害者の遺族扶助料一萬ポンド及び兎行者の處分を要求せんとて、鹿兒島に迫り、反りて敗走しけり。

當時、京都にては、攘夷の議、益々盛んにして、八月十三日、車駕、大和に行幸し、敵傍御陵を拜し、御親征を議したまはんとの大詔下るに至れり。然るに、薩摩・會津兩藩士等、朝廷の溫和黨と結び、中川宮尊融法親王をして、その不可を奏せしめしかば、朝議、俄かに變じて、大和行幸を止められ、長州藩の禁衛を解き、且、その在京藩士に退去を命ぜらる。長人、乃ち三條實美以下同志の廷臣七人を奉じて、長州に走りぬ。是に於て、尊攘

五條生野筑
波の變

元治の變

長州人の入
京

船御門の變

論者、大いに激し、藤本眞金^石松平衡^奎等は、大和の五條に起り、平野國臣等は、但馬の生野に兵を擧げ、つきて、水戸の武田耕雲齋等も筑波山に據りしが、久しうからずして、皆敗れたり。元治元年^{紀元二四五}長州藩の老臣福原越後等、藩主父子、及びかの七人の廷臣等の免罪を請はんとて、兵を率ゐて入京せり。京都守護職會津藩主松平容保^{カタモリ}、所司代桑名藩主松平定敬、薩藩等の兵と共に、防ぎ戰ひて、これを破る。この役銃丸、禁闕に及びたり。

初度の長州
三十六藩の
兵を發す
毛利氏の恭
順

征再度の長州

つぎて、幕府は、奏して征長の師を起し、三十六藩の兵を發す。前尾張侯徳川慶勝總督たり。長州藩主毛利敬^{タカ}親^{チカ}慶^{チカ}初名一意、恭順を表し、老臣等を斬りて、罪を謝せしかば、開戦に及ばずして、總督以下凱旋せり。

然るに、慶應元年^{紀元二五六}長州藩士高杉晋作・山縣有朋等、兵

長藩の態度
一變薩藩その他
の態度假條約勅許
諸外國の強
請兵庫開港不
許可

征長の結末

將軍の薨去

を擧げ、恭順黨を討ちて、藩論を一新し、専ら戰備を修めたり。幕府、乃ち再征の師を發し、紀州藩主徳川茂承^{モチ}を以て總督とする。將軍家茂、また親ら大阪に行きて、事を視しが、薩州藩は、斷然、出兵を辭し、その他の諸藩にも、幕命に従はざる者ありき。時に、英・米・佛・蘭、兵艦を連ねて、大阪灣に入り、條約の勅許及び兵庫開港を請ふこと、甚だ急なり。廷議、遂に安政五年の假條約を許したまひしが、兵庫開港は、なほ聽許せられざりき。征長の幕軍は、連戦利あらず。偶々家茂、病を以て大阪に薨す。乃ち勅して追討の兵を停め、慶喜をして、軍職をつかしむ。

第十四章 大政奉還

慶應二年十二月、孝明天皇崩じたまひ、翌年正月、今上天皇、明治
皇祚を踐ませたまふ。御年十六歳にまします。この時に當り、

幕府の無力
と時論の變化

幕府の威權、既に全く地に墜ち、内外の政務を處する力なし。從來、幕府に對して、多少の望を囑したる佐幕黨の人々も、多くは幕府の與に謀るに足らざるを覺り、天下のために、寧ろ幕府を倒して、以て我が日本を振起せざるべからざるを考ふるに至れり。この運動の樞軸たりしは、薩州藩士西郷隆盛・大久保利通にして、岩倉具視以下の公卿等と結び、なほ長州藩と聯合し、その藩士木戸孝允等とともに、益、討幕の密議を進め、更に藝州藩士をも誘ひて、これに加はらしめたり。

前土佐藩主山内豊信^{トヨシキ}容事の未だ發せざるに先だち、幕府をして大政を返上せしめ、斷然、大權を朝廷に復し、以て靜穩の政變を行ふに如かずと思惟し、この年九月、建白書を裁し、その臣後藤象二郎・福岡孝弟等を上京せしめて、これを慶喜^{ケイキ}に上らしめたり。その文中に「唯幾重にも公明正大の道理に

大政返上意見

山内豊信の
部分後藤象二郎
等の上京

建白書の一

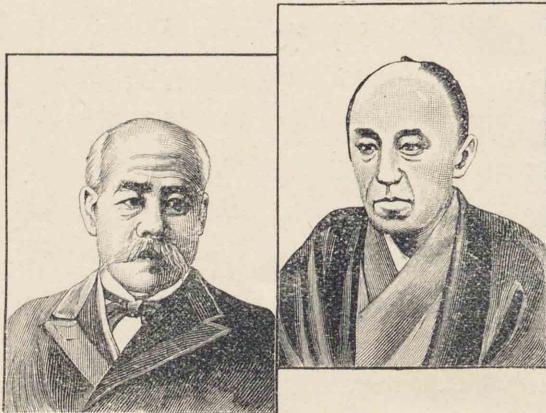
樞軸運動の

討幕運動の

大政返上

二條城會議
と後藤象二郎
及び小松帶刀

上文の略奏



後藤象二郎 山内豊信

歸し、天下萬民と共に、皇國數百年の國體を一變し、至誠を以て萬國に接し、王政復古之業を建てざる可らざるの大機會と奉存候^{マツシタ}の文句ありき。

慶喜深く時勢を察して、その意を決し、十月十三日を以て、在京四十餘藩の重臣等を二條城に召し、大政返上の奏案を示す。後藤象二郎及び薩州藩士小松帶刀、大いにその英斷を贊成しければ、慶喜、意益^{セイギ}決し、翌十四日、直にこれを奏上したり。その略に曰はく、「皇國時運の沿革を考へ候に、昔王綱紐を解き、相家權を執り、保平の亂、政權、武門に移てより、祖宗に至り、更に寵眷を

蒙り、二百餘年、子孫相承、臣其職を奉ずと雖も、政刑當を失ふこと不少、今日の形勢に至候も、畢竟薄徳之所致、不堪慙懼候。況や當今外國之交際日に盛なるにより、愈、朝權一途に出不申候而は、綱紀難立候間、從來之舊習を改め、政權を朝廷に奉歸し、廣く天下の公議を盡し、聖斷を仰ぎ、同心協力、共に皇國を保護仕候得ば、必ず海外萬國と可竝立候。慶喜國家に所盡、是に不過と奉存候」と。これ實に薩・長二藩が討幕の密勅を拜受せしと同日の事なり。廷議、允許に決し、翌日、直に勅許ありたり。家康が將軍となりしより、十五代・二百六十五年にして、江戸幕府は亡びたり。

第十五章 伏見・鳥羽の戦 明治戊辰の役

王政復古

勅許

徳川慶喜、政權を奉還するや、朝廷、乃ち國政の方針を議定

せんがために、翌十一月を期して、諸侯の上京を命じたまふ。前越前藩主松平慶永・前土佐藩主山内豊信・前佐賀藩主鍋島齊正・宇和島藩主伊達宗城及び薩摩の島津久光も、また特に上京の命を蒙れり。つぎて、三條實美以下の官位を復して、歸京を許し、毛利敬親等の罪を赦して、その官位を復し、攝政・關白・征夷大將軍及び守護職・所司代等を廢し、新に總裁・議定・參與の三職を置き、有栖川宮熾仁親王を以て總裁となし、仁和寺宮嘉彰親王(ヨシアキ)、彰仁親王(アキラヒ)、山階宮晃親王・中山忠能・正親町三條實愛・德川慶勝・島津茂久(後義忠)、松平慶永・山内豊信・淺野茂勲(廣島長勲)等を議定に任じ、大原重徳・岩倉具視等を參與とし、王政復古の大號令を發布したまふ。自今、攝關幕府、廢絶、即今、先假に總裁・議定・參與の三職を置き、萬機、可被爲行、諸事、神武創業之始に基き、播紳・武辨・堂上・地下の別なく、至當の公議を竭

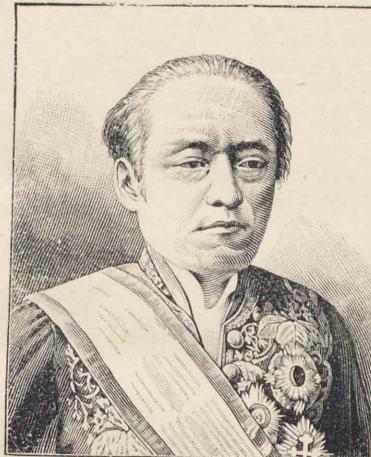
王政復古の
大號令1
20
總裁、議定、
參與の新設國是議定の
を召すに諸侯の

し、天下と休戚を同く可被遊覧に付、各勉勵、舊來驕怠の汚習を洗ひ、盡忠報國の誠を以て、可致奉公候事」と。つぎて、西郷隆盛・大久保利通・後藤象二郎・福岡孝弟・西園寺公望等、また參

與たり。

これよりさき、岩倉具視、尊玉家玉松操と共に、復古の業を謀る。操、復古の目的は、中古の制度を本とせず、専ら神武天皇創業の御旨趣に基き、進取濶大的の政務を執るべきを論す。具視、その言を納れ、以て國事を贊畫し、王政復古の大業、始めて成り、大小の政令、皆朝廷より出づることとなりぬ。世、稱して王政維新といふ。つきて、才俊を列藩に徵し、庶民と雖も、材器ある者

岩倉具視と
玉松操の意
見



岩倉
具視

家玉松操と共に、復古の業を謀る。操、復古の目的は、中古の制度を本とせず、専ら神武天皇創業の御旨趣に基き、進取濶大的の政務を執るべきを論す。具視、その言を納れ、以て國事を贊畫し、王政復古の大業、始めて成り、大小の政令、皆朝廷より出づることとなりぬ。世、稱して王政維新といふ。つきて、才俊を列藩に徵し、庶民と雖も、材器ある者

人才登庸

見

玉松操の意

見

は、これを擢用し、以て官職に就かしむ。是に於て、門閥政治の宿弊、一掃したり。

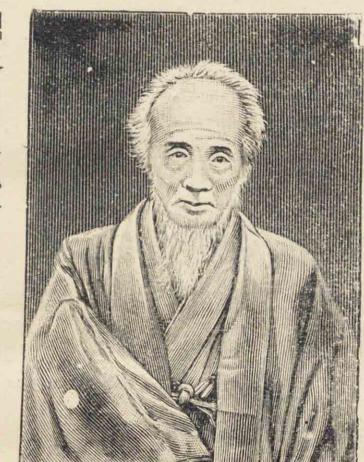
時に、慶喜二條城に在りしが、ただに、この改革に與らざりしのみならず、その内大臣を辭し、封土を納むべし内旨をさへ受けしかば、譜第の將士等、これを喜ばず。殺氣、京都に満ち、闕下騒擾す。慶喜、ひそかに、將士の或は輕舉して、國事を誤らんを慮り、松平慶永の説に従ひ、十二月、遽かに將士を率ゐて、大阪に退けり。

翌明治元年正月、慶喜、討薩の表を捧げ、會津・桑名等の兵を先鋒とし、將に入京せんとせり。よりて薩長の二藩に命じて、これを伏見・鳥羽に邀へ擊たしめ、更に嘉彰親王を征討大將軍に任じ、錦旗・節刀を授けたまふ。幕兵、敗れて大阪に走り、慶喜は松平容保・松平定敬等とともに、夜に乗じて、海路より江

伏見鳥羽の戰
慶喜入京の企圖

詔歸と征討の東

戸に歸りぬ。乃ち征討の詔を發し、公卿・諸侯をして、去就を決せしめ、慶喜以下の官位を削りたまひ、舊幕領を以て直隸との布告書を諸道に掲示せしめられたり。

征討軍東下
西郷隆盛等の參謀慶喜の恭順
と勝安芳

徳川慶喜

江戸攻撃中

二月、朝廷、熾仁親王を東征大總督となし、西郷隆盛・林通顯・和宇島藩士を參謀とし、旗旗堂堂、江戸に向はしむ。慶喜、上野寛永寺に屏居し、勝安芳等を遣はし、西郷隆盛に就きて、具さに恭順の状を陳べ、深くその罪を謝せしむ。

總督の宮、令して江戸攻撃を止め、狀を朝廷に奏せしかば、乃

書るたり贈に芳安勝の盛隆郷西

伏見に伏見軍を締合せりナホシテ
て侵敵の令ありと同日の日も、伏見緒參津等
達も一是、伏見ふ奈高將軍御の跡より到る
所名一傍をば一傍かとて御ふ初の足を曰
時生半至伏見君集にて宿、威風あらや否と家
益田今武ノ君と伏見勢へむれらをとて至る
洋馬をも能ひてすずりと名づくと
経例也

勝 安 芳 筆

(しへる見せ併と書のジーハ前)

戊辰の役

海軍副總裁
榎本武揚
歩兵奉行
大鳥圭介
播磨人等
氏江川坦庵
彰義隊
榎本武揚と
大鳥圭介
医者等トナ
徒及び圭介等
會津に遁する
彰義隊の殘
若松城降服

會津征伐
東北平定

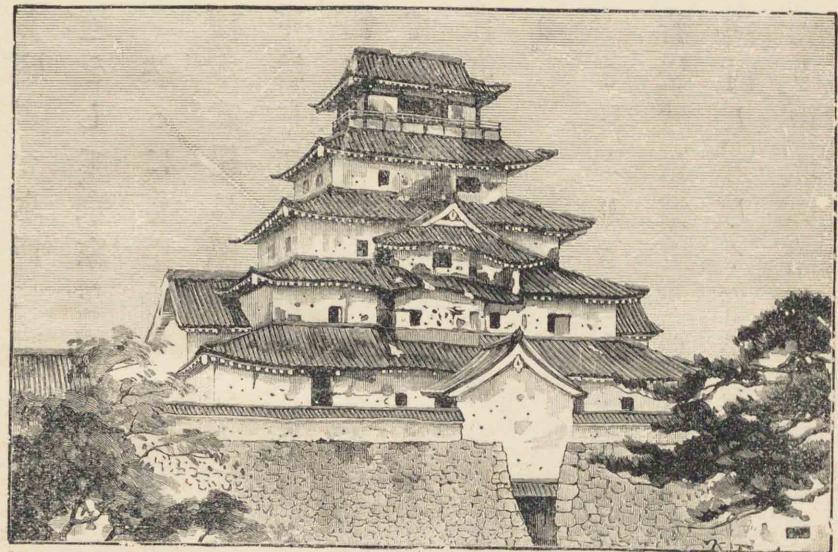
ち慶喜を水戸に幽し、江戸城及び軍艦・兵器を收め、後田安家
達をして、宗家を嗣がしめたまひぬ。

然るに幕臣等の中には、慶喜の恭順を喜ばざるものあり。
榎本武揚は、船艦を率ゐて、安房の館山に遁れ、大鳥圭介等は、
下總に走り、彰義隊の徒は、公現法親王後に北白川宮能久親王を擁して、上
野に據る。つぎて、彰義隊は、官軍に破られ、残徒等、親王を奉じ
て、會津に走る。また、大鳥圭介等は、總野の間に轉戦し、大いに
官軍を惱しが、宇都宮・日光に敗れ、また會津に向ひて走れ
り。

これよりさき、會津藩主松平容保、奥羽・越後の諸藩と結び、
若松城に據りて、死守の計をなせり。官軍、越後口・白河口より
進討し、齊しく若松城に迫り、明治元年九月、遂にこれを降し
たり。東北の諸藩も、皆相前後して降り、十月、奥羽、全く平ぎけ
り。

北地平定

榎本武揚
五稜廊に據る



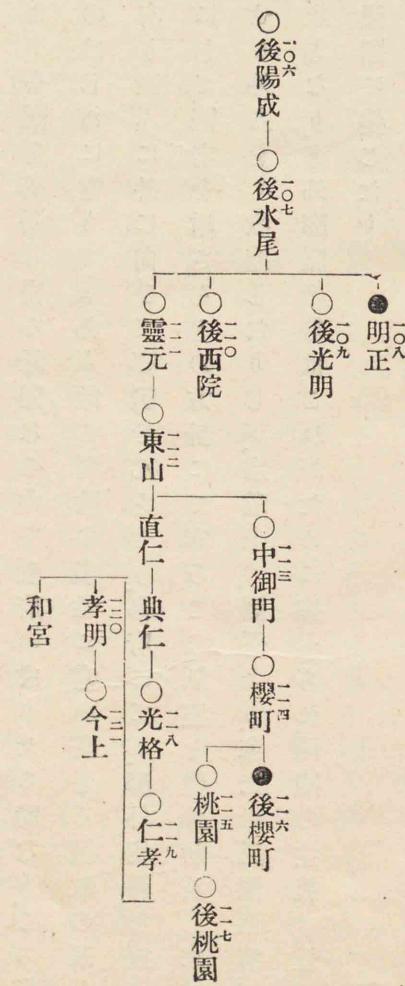
舊 松城

れば、十二月、陸奥を分ちて、磐城・岩代・陸前・陸中・陸奥の五國となし、出羽を分ちて、羽前・羽後の二國とせらる。榎本武揚は、軍艦を率ゐて、陸奥の沿海にありしが、若松城、陥るに及び、大鳥圭介等を載せて、函館に走り、五稜廊に據る。五稜廊は、嘉永中、フランスの築城法に模して築きしものにて、據守、甚だ便なり。既にして、官軍進み攻め、武揚等に懇諭

北地平定終と
維新戦亂

する所ありければ、武揚等、遂に出で降り、北地も、悉く平ぎ、維新の戦亂、ここに終を告げ、天下、全く鎮定したり。時に明治二年五月なり。

御室圖



概 括

徳川家康が、江戸に幕府を開きしより、十五代將軍慶喜の大政奉還に至るまでは、江戸の徳川幕府が、巧妙なる封建政治を以て、約二百六十五年間の太平を致したる時代なり。今、これを左の三期に分つ。

一、幕府創業期。

この期は、後陽成天皇の慶長八年より、後光明天皇の御代の末年に至るまで、即ち家康の江戸幕府開始より、三代將軍家光の世の終りに至る間に、久しく廢れたる文教を起し、幕府の制度を整へ、實際に於て、よく全國を統制し得る鞏固なる中央政府の成りたる時なり。この期のはじめに當りては、邦人、頗る冒險の氣性に富み、著しく進取の傾を有し、盛んに外に向ひて膨脹せんとせり。幕府にても、海外貿易を盛んにして、國富を増さんとの方針にて、寧ろこの氣運を獎勵助長し、來航せる外人をも歓迎したりしが、宗教上の關係より、家光の異國渡海禁止となり、海外膨脹の勢は、これがために抑へられ、開國の主義は遂に鎖國に變じたり。

二、幕府隆盛期

この期は、後光明天皇の御代の末年より、孝明天皇の嘉永六年に至る。即ち四代將軍家綱より、十二代將軍家慶までの間に、文學益盛になり、藝術愈々興起して、まづ元祿時代の盛運を見つぎて、新井君美、一代

の學者を以て、大小の幕政に參與し、文飾の風、漸く起らんとせしが、八代吉宗、つとめて武家風に復し、質素儉約を獎め、法律を改正し、實學實業を獎勵し、所謂享保の治をなし。九代家重・十代家治の時、田沼父子、權を専らにして、吉宗中興の政衰へ、剩へ天明の大饑饉ありて、人心、とかくに安からず、既にして十一代家齊、松平定信の輔を得て、寛政の改革を行へり。これよりさき、諸種の學問、殊に國學の興れるにつれて、わが國體を明かにし、尊王の大義を唱ふるもの、漸く多く、定信の頃には、高山彦九郎・蒲生君平等の尊王家も出でたり。

これまで、鎖國政策行はれ、對外的活動とては、殆どなかりしが、蘭學の漸く開けしままに、自ら海外の形勢に通じて、意を國防に用ゐるもの出でぬ。定信以來、ロシア等の船、次第にわが近海に出没するや、ここに海防問題盛んに起りて、尊王論とともに、頗る人心を動かしたり。然るに、定信の退職後、奢侈、また起りて、士風くづれ、幕府、漸く衰運に向へり。この時に當りて、天保の饑饉あり、大鹽平八郎の亂も起りたり。十二代家慶の時、水野忠邦、天保の改革を企てて失敗し、幕府の運命は、益々衰亡

に近づけり。

三、幕府衰亡期。

本期は孝明天皇の嘉永六年より、今上天皇の慶應三年に至る。即ち家慶の末年より、十五代慶喜の大政奉還に至る間なり。米艦渡來以後、和親開戦の争論盛んなりしが、大老井伊直弼、遂に假條約に調印し、且、幼主家茂を紀伊家より迎へ立てければ、國論愈々沸騰し、開港・攘夷・尊王・佐幕、互に争ひ、直弼も、安政の大獄を起し、つぎて掩殺せられたり。これより、幕府の威權、地に墜ち、政治の中心、江戸を去りて、漸く京都に移らんとせるをりしも、薩・長・土等の大藩入りて京都を護り、志士、その間に奔走して、朝議を制せんとし、幕府は遂に長州征伐に失敗して、愈々權力を失ひ、十五代慶喜、將軍となるに及び、久しうからずして、大政を奉還したり。

官制

太政官及び
三職七科

三職八局及
び徵士貢士

第二篇 明治の新政より現時に至る

第一章 明治の新政

明治元年正月、伏見・鳥羽の戦終るや、乃ち職制を定め、太政官中に神祇・内・國・外・國・海陸軍・會計・刑法・制度の七科を設け、各科に總督を置き、總督の下に事務掛を置きて、以て行政事務を掌り、別に議定官を置きて、總ての政務を議定し、議定官及び總督の上に總裁職を置きて、立法・行政を總理せしむることとし、また參與をも置きたり。二月、更に三職・七科を改めて、總裁局及び神祇・内・國・外・國・軍防・會計・刑法・制度の七局となし、總裁局に正副總裁、七局に各督を置きたり。また、徵士・貢士の制を設け、徵士は諸藩士及び都鄙有才のものを選舉拔擢し、貢士は大藩四十萬石以上三員、中藩十萬石二員、小藩一萬石一員と

して、その主の選に任せ、輿論公議を執るを旨とす。

三月十四日、天皇紫宸殿^南に御し、公卿・諸侯を率ゐて、親しく天神・地祇を祭り、五事を誓約したまふ。その一に曰はく、「廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ。」その二に曰はく、「上下心チニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ。」その三に曰はく、「官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス。」その四に曰はく、「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ。」その五に曰はく、「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ。」よりて詔したまはく、「我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ」と。公卿・諸侯、皆叡旨を服膺し、宸襟を安んじたてまつらんことを誓ひぬ。この五條の御誓約は、實に維新洪謨の大

大詔

本にして、開國進取の國是、ここに定まり、以て今日の盛運を見るに至れり。

この年閏四月、政體書を頒布して、施政の方針、各官廳の責任を明示したまひ、太政官を分ちて、議政・行政・神祇・會計・軍務・外國・刑法の七官とす。議政官は、上下二局を以て成り、上局は、議定・參與、下局は貢士を以てこれに充て、専ら立法の權を掌り、刑法官は、司法の權を掌り、他の各官は、行法の權を掌ることとし、地方をば、府・藩・縣に分ち、府・縣に知事を置き、藩は姑く舊に仍ることとせられぬ。

八月二十七日(太陽曆推歩十月十二日)即位の大禮を挙げさせられ、九月八日、慶應四年を改めて、明治元年とし、一世一元の制を定めたまふ。これよりさき、江戸を改めて東京とせられしが、十月、此に行幸したまひ、江戸城を東京城と改め、以て皇居と定め

たまへり。十二月、京都に還幸し、一條忠香の第三女美子を立てて皇后となし、翌年三月、再び東京に入らせたまひ、爾後、永くこの地に留まりたまふこととなれり。

官制の更改
大寶の古制に據れる官制
位階
諸藩の處置

この年七月、大寶の古制に倣ひて、大いに官制を改定したまひ、行政官を以て太政官となし、左右大臣・大納言・參議等を置き、神祇官をその上に班し、民部・大藏・兵部・刑部・宮内・外務の六省、待詔院・集議院・彈正臺・宣教使・開拓使・按察使等を置き、位階十八を定め、一位より八位までは、各、正從を設け、初位に大少を分ちたまふ。是に於て、中央政府の組織、始めて整然たり。

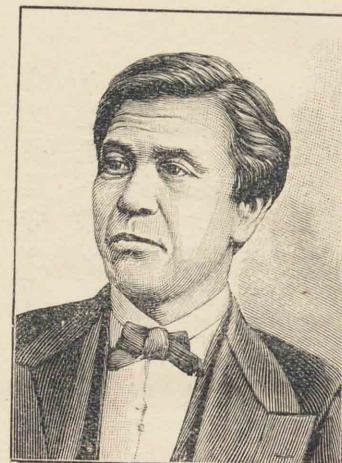
第二章 版籍奉還 廢藩置縣

版籍奉還
舊幕府及び諸藩の處置

明治元年、朝廷、徳川氏の領地を沒して、これを直轄としつきて、萬石以下の舊幕臣の知行所約三百萬石をも收め、府ま



大久保利通



木戸孝允

薩長土肥四

酒井忠邦の建言
大久保利通
木戸孝允の功

たは縣を置き、知事をして、これを治めしめたまひしが、諸藩は、なほ依然として藩主の支配に委ねられしを以て、統一の政、未だ行はれざりき。この年十一月、姫路藩主酒井忠邦、まづ、これにつきて建言せしが、參與大久保利通・同木戸孝允、またこれを憂へて、各、その藩主に説く所あり。二年正月に至り、薩摩藩主島津忠義・長門藩主毛利敬親・土佐藩主山内豊範・肥前藩主鍋島直大、相連署して書を上り、封土・人民

を奉還せんことを奏請せり。曰はく、
臣某等頓首再拜謹案スルニ朝廷一日モ失フ可ラサル者ハ大體ナリ一日
モ假ス可ラサル者ハ大權ナリ天祖肇テ國ヲ開キ基ヲ建玉ヒシヨリ皇統
一系萬世無窮普天率土其有ニ非サルハナク其臣ニ非サルハナシ是大體
トス且與ヘ且奪ヒ爵祿以テ下ヲ維持シ尺土モ私ニ有スルコト能ハス是
大權トス在昔朝廷海内ヲ統馭ス一ニコレニヨリ聖躬之ヲ親ラス故ニ名
實竝立テ天下無事ナリ中葉以降綱維一タヒ弛ヒ權ヲ弄シ柄ヲ爭フ者踵
ヲ朝廷ニ接シ其民ヲ私シ其土ヲ攘ムモノ天下ニ半シ遂ニ博噬攘奪ノ勢
姦雄迭ニ乘シ弱ノ肉ハ強ノ食トナリ其大ナル者ハ十數州ヲ併セ其小ナ
ル者猶士ヲ養フ數千所謂幕府ナル者ノ如キハ土地人民擅ニ其私スル所
ニ頤チ以テ其勢權ヲ扶植ス是ニ於テ乎朝廷徒ニ虛器ヲ擁シ其視息ヲ窺
テ喜戚ヲナスニ至ル横流之極滔天回ラサルモノ茲ニ六百有餘年然レ共
其間往々天子ノ名爵ヲ假テ其土地人民ヲ私スルノ跡ヲ蔽フ是固ヨリ君
臣ノ大義上下ノ名分萬古不拔ノモノ有ニ由ナリ方今大政新ニ復シ萬機

之ヲ親ラス實ニ千載ノ一機其名アツテ其實ナカル可ラス其實ヲ擧ルハ
大義ヲ明ニシ名分ヲ正スヨリ先ナルハナシ嚮ニ徳川氏ノ起ル古家舊族
天下ニ半ス依テ家ヲ興スモノ亦多シ而シテ其土地人民コレヲ朝廷ニ受
ルト否トヲ問ハス因襲ノ久シキヲ以テ今日ニ至ル世或ハ謂ラク是祖先
鋒鏑ノ經始スル所ト吁何ソ兵ヲ擁シテ官庫ニ入り其貨ヲ奪ヒ是死ヲ犯
シテ獲ル所ノモノト云ニ異ナランヤ庫ニ入ルモノハ人其賊タルヲ知ル
土地人民ヲ攘奪スルニ至ツテハ天下コレヲ怪シマス甚哉名義ノ紊壞ス
ルコト今也丕新ノ治ヲ求ム宜シク大體ノ在ル所大權ノ繫ル所毫モ假ス
可ラス抑臣等居ル所ハ即チ天子ノ土臣等牧スル所ハ即チ天子ノ民ナリ
安ンソ私有スヘケンヤ今謹テ其版籍ヲ收メテ之ヲ上ル願クハ朝廷其宜
ニ處シ其與フ可キハ之ヲ與ヘ其奪フ可キハコレヲ奪ヒ凡列藩ノ封土更
ニ宜シク詔命ヲ下シ之ヲ改メ定ムヘシ而シテ制度典型軍旅ノ政ヨリ戎
服器械ノ制ニ至ルマテ悉ク朝廷ヨリ出テ天下ノ事大小トナク皆一一歸
セシムヘシ然後ニ名實相得始テ海外各國ト竝立スヘシ是朝廷今日ノ急
務ニシテ又臣子ノ責ナリ故ニ臣某等不肖謗劣ヲ顧ミ斯敢テ鄙衷ヲ獻ス

天日ノ明幸ニ照臨ヲ賜ヘ臣某等誠恐誠惶頓首再拜以表
議嘉納選の

と列藩、これに倣ふもの相踵ぐ。六月、勅してその請を聽し、未だ請はざるものには、奉還を命じ、なほ舊藩主を知藩事として、各藩政を執らしめ、また、公卿・諸侯の稱を廢して華族としつきて、各藩の臣隸をば、悉く士族としたまへり。是に於て、天下の土地・人民、皆朝廷に直隸し、八府・二十六縣・二百六十二藩

五六月二十となれり。

廢藩置縣

知藩事辭職
の奏請

三千五百三十万石
三千三百三十万石

詔廢藩置縣の

翌七月、丹波龜岡藩知事松平信正、上總菊間藩知事水野忠敬、河内狹山藩知事北條氏恭、上表してその職を辭す。朝廷、これを聽したまはざりしが、十二月、氏恭及び上野吉井藩知事吉井信謹、また上表して辭職を請ふ。乃ち二人の請を嘉納し、四年七月十四日、更に廢藩置縣の詔を發したまふ。

朕惟フニ更始ノ時ニ際シ内以テ億兆ヲ保安シ外以テ萬

三府セイシ縣

國ト對峙セント欲セハ宜ク名實相副ヒ政令一一歸セシムヘシ朕曩ニ諸藩版籍奉還ノ議ヲ聽納シ新ニ知藩事ヲ命シ各々其職ヲ奉セシム然ルニ數百年因襲ノ久キ或ハ其名アリテ其實舉ラサルモノアリ何ヲ以テ億兆ヲ保安シ萬國ト對峙スルヲ得ンヤ朕深ク之ヲ慨ス仍テ今更ニ藩ヲ廢シ縣ト爲ス是レ務メテ冗ヲ去リ簡ニ就キ有名無實ノ弊ヲ除キ政令多岐ノ憂ナカラシメントス汝群臣其レ朕カ意ヲ體セヨ

かくて、列藩を廢して、悉く縣となし、縣令を置きて、その政を行はしめ、舊知藩事をして悉く東京に在住せしめたまへり。是に於て、中央集權の實、全く舉り、明治維新の大業、一大段落を終りぬ。參議木戸孝允・大久保利通、並びに西郷隆盛等の盡力、與りて多きに居るといふ。つきて、大いに府縣の廢合を行

中央集權の
實舉る

府縣の廢合

ひて、全國を三府・七十二縣となしたまひしが、その後、屢々縣の分合廢置行はれて、二十二年、三府・四十三縣となり、以て今日に及べり。

第三章 外交の進歩 歐米文物の採用 社會及び風俗に及ぼしたる影響

慶應三年六月、兵庫開港勅許あり。翌明治元年正月、朝廷、外國事務總裁及び外國事務取調掛を置き、その十五日、上下、心を同じくし、萬國の公法に遵ひ、外國と交誼を厚くすべきを布告し、同日、兵庫に於て、外國公使に國書を付して、大政復古の事を通告し、二月、はじめて公使等を延見したまふ。是に於て、外交の儀、一變し、開國の規模、大いに定まりぬ。三年、公使をイギリス・フランス・プロシア及びアメリカ合衆國に遣はし

東人せ通
兵庫開港勅
外交一變
許
國書交付及
び公使延見

國書
公使派遺
安政五年一月
百七十一月
改正ヲナシコト
正月
法權、稅權、改正ノ事
報聞一不は
神佛混濁
禁
神佛混濁
禁
諸變革
化
社會上の變
化
郵便と電信
郵便
散髮脫刀
僧侶の肉食
妻帶許可
國立銀行創立
鐵道開通

岩倉具視等
歴訪
歐米各國

傳
僧侶の肉食
妻帶許可
國立銀行創立
鐵道開通
散髮脫刀
社會上の變
化
郵便と電信
郵便
散髮脫刀
僧侶の肉食
妻帶許可
國立銀行創立
鐵道開通

て、各、その國に駐劄せしめ、翌年、また、岩倉具視を特命全權大使とし、木戸孝允・大久保利通・伊藤博文・山口尙芳等を副使として、歐米各國を歴訪巡察せしめたり。爾後、海外諸國に留學し、或は彼の地を遊歷するもの、益多く、彼の長を探りて、我が短を補ひ、舊を改め、新に就き、百物、その觀を改むるに至れり。明治三年、平民の一般に苗字を稱するを許し、同四年には、華族と婚を通ずるを許し、穢多・非人の稱を廢して、平民籍に編し、華・士族の農・工・商業に從事するを許し、郵便制を東京・京都及び大阪の間に實施し、東京・長崎間の電信線架設の功を竣へ、士民の散髮・脱刀を許したまへり。また、五年には、僧侶にも氏を稱せしめ、肉食・妻帶することを許し、はじめて、國立銀行を立て、九月十二日には、車駕親臨して、東京・横濱間の鐵道開通の式を擧げさせたまふ。この月、また横濱の高島嘉右衛

此日一慶草
余々多々之接機ラリシテ
太陽曆採用
瓦斯燈

禮服及び祝
日祭日の制

門の計劃せし瓦斯燈工事も成りたり。十一月、太陰曆を廢して、太陽曆を行ひ、明治五年十二月三日を以て、同六年一月一日とし、つぎて、舊來の禮服を廢し、洋式に模して、大禮服・通常禮服等の制を定められ、また、舊來の五節句を廢して、祭日・祝日の制をも立てられたり。

かくの如く、萬事、範を西洋に取りしを以て、教育の制度も、多く歐米の風に倣ひたり。明治二年、昌平校を大學校と改めて、皇學・漢學を授け、洋書調所初名洋學所。安政三年二月蕃書調所に改め後更に洋書調所とす後久九年に開成所と稱せるを大學南校となして、英・佛・獨等の洋學を授け、醫學所を大學東校となして、醫學を授けしむ。同三年、小學規則を定め、また諸藩に令し、生徒を選びて、これを大學南校に入れしめ、稱して貢進生といふ。既にして、大學東南兩校の生徒より選びて、海外に留学せしむ。四年、文部省を置き、大いに教育の普及を圖り、五年には、學制を頒布して、義務教育の大方針を定められ、同時に特に聖諭を下したまひ、「自今以後、一般の人民華士族農工商及婦女子をして均しく學に就かしめ、邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめんことを期す」と。當時の學制によれば、全國を八大學區に分ち、每區に一大學校を設け、大學區を三十二の中學區に分ち、每區に一中學校を置き、中學區を更に二百十の學區に分ち、每區に一小學校を置くこととなる。その數、全國を通じて、八大學校・二百五十六中學校・五萬三千七百六十小學校なり。この年、また師範等の實業諸學校に關する學制をも定められたり。爾後、各種の學校、漸次、建設せられ、民間にも、私立の學校、相踵ぎて起り、學制も、屢々更改良せられて、遂に今日の隆運を見るに至れり。

（皇學人道）モモチ

教育

大學校及び
大學南校東

小學規則の
はじめ
貢進生及び
留學生
文部省の設
置と學制の頒

學制の規模

被仰出書

實業諸學校
創設師範學校

明治五年
五百人

傳國

近藤宣政
新島襄
中村正直
同人社
近藤宣政
新島襄
中村正直
同人社
近藤宣政
新島襄
中村正直
同人社

り。

明治三年十二月、新律綱領を頒つ。大寶律令に基き、徳川氏の法制を參照し、更に明清の諸律を参考して定めたるものなり。四年七月、刑部省彈正臺を廢して、更に司法省を置く。江藤新平、司法卿となるに及び、各國の法律を參照して改定律例を定め、六年六月、これを布告したり。後、十三年七月、歐米諸國、殊に佛國の法に倣ひて制定したる刑法・治罪法の公布あり。警察の組織は、四年に邏卒を東京に置きしにはじまり、漸次、全國に布置して、民安を保護するに至れり。八年、邏卒を巡査と改稱したり。

山縣有朋
桂太郎 観

法律
新律綱領
司法省設置
改定律例
刑法・治罪法
警察
兵制
御親兵 の大村益次郎 の意見

陽安房
海軍本営
陸軍海軍二
省分置
徵兵令發布
西山道本營は石巻、分營は福島、盛岡
五年、兵部省を廢して、陸軍・
海軍の二省を分置し、六年、徵兵令を發布して、士族の兵職を解き、士庶・貴賤を問はず、丁年に達すれば、兵役に就くべき義務あるものとせらる。これ實に我が國軍制振興的一大美事なり。

明治元年、全國の稅法、姑く舊慣に仍らしみしが、六年、舊法を廢し、全國の地價を定め、地價百分の三を以て地租とせらる。徳川時代に、諸藩の地租、輕重相異なりしもの、是に至りて一定せり。北海道は、開拓、未だ完からざるを以て、九年に至り、姑く地價百分の一を以て地租とする事に定められ、十年、更に全國の地租を減じて、地價百分の二半、北海道は、百分の一と定められたり。

北海道の地

十年の改正

第四章 征韓論 朝鮮との修好

朝鮮の鎮國
政策
王政復古通
告

大院君の
國柄とその
政策

征韓論

江戸幕府の末葉、國事多端なるや、朝鮮との交際は、殆ど絶えたりしが、王政復古するに及び、明治元年三月、對馬藩主宗義達主事勤皇後重正をして、幕府が政權を奉還し、萬機、朝廷より出づるに至りし旨を通ぜしめ、つぎて、使を朝鮮に遣はして、舊好を修めしめんとせられしが、峻拒して應ぜざりき。時に朝鮮王李熙太王李年なほ少く、生父李量應君大院政權を握り、嘗て國內の天主教徒を殺戮し、後、またアメリカ合衆國の通商互市を求めたるを拒み、遂に佛・米二國と事端を開きしが、幸に大事に至らずして和することを得たりければ、意、大いに傲りて、益、固く鎮國政策を執るに至れり。

明治三年二月、佐田伯茅等、命を受けて、朝鮮に赴き、直接に

佐田伯茅の
建白

朝鮮の不遜
無禮

政府の態度

その政府と交渉する所ありしに、また要領を得ること能はざりき。伯茅、大いにその無禮を怒り、歸朝の後、當路に建白して、徒らに使節を往復せしめんよりは、寧ろこれを征討するの速かなるに如かざる旨を述ぶ。我が政府は、なほ事を平和に決せんとし、爾後數回使節を派して、修好の事を謀らしめたり。然るに、朝鮮は、ただに我が求めに應ぜざるのみならず、傲慢不遜、禮を失ふこと、頗る大なり。乃ちやむなく、陸軍若干、軍艦數隻を釜山に遣はして、我が居留民保護の任に當らしめ、更に使節を派遣して、朝鮮政府に嚴談せしめんとせり。時に明治六年なり。

參議・陸軍大將西郷隆盛、論じて曰はく、今遽かに兵を出すは、徒らに彼れをして危懼の念を懷かしむるのみならず、隣邦扶掖の聖意に悖ること甚し。如かず、まづ大使を派して、彼

所謂西郷隆盛の征韓論

明治六年三月
支那ニ遣ニテ
同シシントス。

對大岩倉大久保
限等の反

オニ倉島國
内也彼ノ國セリ

好朝鮮との修好
職隆盛等の辭

れの政府に懇諭し、これをして反省せしめんには。若し夫れ
危害を大使に加ふることあらば、その罪を世界に聲明し、堂
堂、王師を加ふべきなりと。參議後藤象二郎・副島種臣・板垣退
助・江藤新平等、皆これに賛す。たまたま、さきに歐米各國に派
遣せられたる岩倉具視以下歸朝し、宇内の形勢に鑑みて、ま
づ内治を整理することの急なるを説き、遣韓大使の議を斥
く。參議大久保利通・大隈重信等、これに左袒し、議論鼎沸せり。
既にして、太政大臣三條實美病み、具視、勅を受けて、太政大臣
の事を攝行するに及び、隆盛等の意見遂に全く行はれざる
こととなりければ、十月、袂を連ねて、その職を辭したり。明治
政府創立以來の大破裂にして、朝野騒然たりき。

後一年を経て、明治八年に至り、我が政府は、また使を朝鮮
に遣りしが、またまた要領を得ずして歸りぬ。この年、我が軍

艦長
井上良馨

同罪使
黒田清隆
井上良馨副
山縣有朋等
元テ

江華島事件

艦雲揚號、清國牛莊に赴くの途中、薪水を江華島に求めんと
せしに、その守兵、俄然砲撃せしかば、我が艦應射して、忽ちそ
の砲臺を陥れたり。乃ち我が政府は參議黒田清隆を特命全

權辦理大臣に任じ、往きて修好の事を議し、且、軍艦砲撃の件
を詰らしむ。朝鮮政府は、躊躇遷延、久しう決する所なかりし
が、遂にその暴舉を謝し、且、十二箇條より成る修好條約を結
び、朝鮮國は自主の邦にして、日本國と平等の權を保有せり。
嗣後、兩國和親の實を表せんとするには、彼此互に同等の禮
義を以て相接待し、毫も侵越猜疑する事ある可らず。先づ從
前交情阻害の患を爲せし諸例規を悉く革除し、務めて寛裕
弘通の法を開擴し、以て雙方とも安寧を永遠に期すべきこ
と。及び京圻・忠清・全羅・慶尙・咸鏡五道の沿海にて、通商に便利
なる港口二箇所を見立てる後、地名を指定すべく、開港は、日

好條約の締
結

え山仁川ノ二港ヲ開カム

本暦明治九年二月より、朝鮮暦丙子年二月より、共に數へて二十箇月に當るを期とすべきこと等を約せり。實に明治九年二月二十六日にして、文化八年紀元二四その使聘の絶えしより、是に至るまで六十五年なり。この條約に於て、朝鮮の自家の邦なることを特筆せしは、即ち清國が從來半島に於て有せりと稱する宗主權を、明かに否認したるものなり。つきて、修好條約附錄及び通商章程議定せられ、翌年九月、外務大書記官花房義質ヨシモト代理公使を兼ねて赴任し、十三年、帝國公使館成るに及び、義質は辦理公使に陞任したり。

第五章 清國との修好 豐臺灣事件

好清國との修好
德川時代
於ける清國に
との關係

ふに至らざりき。王政維新以來、國運漸次伸暢するや、商民の彼の國に航するもの、日に多きを加ふるに至りしかば、明治四年、欽差全權大臣伊達宗城ヒタチノミコトシマを清國に遣はし、七月二十九日、十八箇條の修好及び通商の條約を結ばしめたり。これ我が國より、外國に向ひて條約を締結せるはじめなり。

この年十一月、琉球人、臺灣に漂著するや、その地の生蕃、これを殘殺せり。琉球は、これまで、時々、支那にも通貢したれども、古くより、我が國に屬し、殊に慶長以來は、薩藩に隸せしことを明かなり。よりて、明治五年、詔して、その王尙泰を封じて、琉球藩王となし、これを華族に列したまひしが、六年三月、小田縣の民、また臺灣に漂到して、蕃族の劫掠に遭ひたり。時に、特命全權大使副島種臣、清國にありて、條約の批准交換の事に當り居ければ、則ち兼ねて、この事件をも談判せしめしに清

小田縣民の

支那琉球とその處分
尚泰の候爵
五十四人殺
漂流者甚中
修好條約の
眞田人殺
琉球人殺戮
せらるる
小田縣民の



役の臺征年七治明び及臺の名四十五民瀕琉

リあに捕領統るな里ニ約方北の城春恒は臺

清國の返答

孝允維新前二桂少九郎
前レテ大ニ活節もダ洋行後
シ族ナテ獲健不放策ラトシ
トモ。

從道朝古達

命ヲ待テシテ師ス。

致

木戸孝允の

意見

臺灣事務都

督
臺灣蕃地事
務局長官

征臺の舉と
廟議の不一

致

木戸孝允の

意見

臺灣事務都

督
臺灣蕃地事
務局長官

國は琉球の我が領土たるを認めず、且、かの生蕃を以て、化外
に在るものとし、責任を帶びざる旨を答へたり。是に於て、征
臺の議、はじめて起る。

參議木戸孝允、これを不可とし、内治の整はざるに、事端を
外に開くは、甚だ政策を誤る所以を陳ぶ。然れども、廟議は、遂
に征臺に決し、七年四月、陸軍中將西郷従道を以て臺灣事務
都督に任じ、つぎて、陸軍少將谷干城・海軍少將赤松則良を參
軍となし、兵を率ゐて、これを討たしめ、また、臺灣蕃地事務局
を置き、參議大隈重信を以て、その長官となす。孝允は、その議
の容れられざるを以て、書を太政大臣三條實美に贈り、具さ
に内治の未だ整はずして、人民保護の任、全からざるの情を
述べ、この際、兵を外に出すは、治道の前後・本末を誤る所以を
痛論し、以てその職を辭したり。たまたま、英・米二國公使も、征
夷公使の辭職

恒春シムラン

出師を停め
人とす
都督等出發

蕃族平定

牡丹社土蕃

清國の異議

柳原前光清
國に赴く

清國の提議

李鶴年の要
求

臺のために、清國の異議を生ぜんことをいふ。よりて、將に再議する所あらんとし、遽かに出師を停めんとしたりしが、果さず、五月、都督以下、長崎を發したり。

征臺軍、臺灣の南部に上陸し、進みて蕃族を討す。酋長等、多く軍門に降り、幾もなくして、頑強なる牡丹社の土蕃も、その巣窟を覆され、南部の生蕃、略平ぎたり。我が軍、乃ち道路を開き、橋梁を架し、久しう留るの準備をなす。

初め都督の長崎を發するや、我が政府は、柳原前光^{サヨウカツ}を全權公使となし、清國に遣はして、出師の理由を告げしめんとす。公使、未だその國都に達せざるに、たまたま、清國、書を我れに寄せて曰はく、「臺灣は我が國の領土なり。貴國兵を發して、これを討つ。何ぞ豫めこれを我が政府に告げざるか」と。既にして、清國閩浙總督李鶴年、臺灣に至り、都督に向ひて、速かに兵

福建巡撫の
要求

清國遂に居す

大久保利通
の談判

英公使調停
條件

を撤去すべきを求む。都督、これを拒みて曰はく、「我れ天朝の命を奉じ、來りて蕃賊を蕩滅す。詔命あるにあらずば、寸歩も移すこと能はず」と。つぎて、福建巡撫、また來りて、同様の言をなしそが、また、これを卻けたり。

前光、清國に至り、往復辯論せしかど、事調はず、臺灣の征討は、將に轉じて清國との衝突とならんとせしかば、八月、大久保利通を全權辦理大臣として、清國に赴かしむ。利通、北京に至りて、その大官等と臺灣蕃地の所屬を論じ、議遂に決せず、國交、將に破れんとす。北京在留の英國公使、その間に立ちて調停する所あり。清廷、遂に我が出兵の義舉たることを認め、被害民の撫恤銀十萬兩と、道路修築及び兵營建設費等四十萬兩を支辨し、我れは臺灣駐屯の兵を撤去すべきことを約して、事、落著せり。十一月、利通歸朝し、十二月、都督以下、また東

征臺^ノ為^ル百萬円ノ巨費
ヲ投^セリ
日本武^チ一會^ヲ武^チ氣象^ヲ
外公使^ノ報^ヲ
往^ル來^ル佛^フ公使^ヲ
千萬人ノ兵^ヲテニ^ヲ守備^{セシ}ニ^シガ^ス我^兵ノ^事見^テモ^レ撤^セリ、

第五章 清國との修好
臺灣事件

京に凱旋せり。

第六章 北海道の拓殖 千島・樺太の交換

幕末に於
る蝦夷幕領と
なる

松前氏再び
蝦夷を領す
蝦夷となる幕
領と

端緒經營の
蝦夷また幕
領と

文化年中、徳川幕府の蝦夷地を收めて、これを直轄とするや、ほどなく、函館奉行を廢して、松前奉行を置き、以て東西蝦夷を經營せしめ、南部・津輕二藩に命じて、これを分守せしめたり。爾後、北邊、姑く事無く、且、その經營上の負擔に堪へざる所やありけん、文政四年紀元二四八年一幕府は再び松前家に東西蝦夷を還付したり。然るに、幕末に至り、内外の形勢、また北海を松前家に委托するを許さざるに及び、安政二年紀元二五五年一また東西蝦夷を幕府に收めて、これを函館奉行に隸し、本營・支營を十數箇所に設け、仙臺・秋田・津輕・南部等の諸藩兵をして、これを戍らしめ、且、漸次、屯田の制に倣ひて、移住制度を設け、道

路の開鑿、宿驛の新設、農商・礦業の獎勵、寺院の建立等、經營稍、その緒に就き、以て明治元年に至れり。この間、函館港を開きて、外國との互市場とせり。

明治元年四月、函館裁判所を置き、五月、函館府を建つ。二年五月、五稜廊陥りて、北地悉く平ぐや、六月、蝦夷開拓督務を任じ、つぎて、函館府を廢して、縣を設け、更に縣を改めて、開拓使を置き、八月、蝦夷を北海道と改稱し、分ちて十一國となす。四年六月、札幌開拓使廳を開き、函館・根室に出張開拓使廳を置き、各郡に出張所を設け、土民を撫育し、内地人の移住・開墾を奨励し、炭礦を開き、屯田兵を置き、拓殖の業、漸次進歩したり。十五年二月、開拓使を廢し、札幌・函館・根室の三縣を建て、つぎて、北海道廳を置きて、全道を管し、各地に支廳を設け、屯田兵の制を變じて師團となし、以て今日に至れり。

北海道廳設

北海道拓殖
蝦夷明治初年の

函館開港

樺太の探検

幕府の探検

問宮林藏の探検

露人の南進と樺太境界論

長崎に於ての談判

下田の約

初め松前氏の蝦夷を領するや、寛永年中、始めて、その家士を樺太に派したことありき。天明年中、幕吏山口鐵五郎等、幕命を奉じ、樺太の南端を探検して歸りしが、寛政四年（紀元五二）最上徳内、また命を受け、更に進みて、これを探検せり。後、間宮林藏等、またこれを探り、幕府にても、樺太を改めて北蝦夷と稱することとせり。

然るに、ロシアも、また、樺太の北より、漸次南下して、開拓の業を進め、嘉永六年、ブーチャンを長崎に派して、樺太の境界を定め、且、交易を通ぜんことを求めしむ。幕府、乃ち筒井政憲・川路聖謨等を遣りて、これを議せしめ、北緯五十度の地を以て、彼我の分界となさんとせしが、議協はさりき。翌安政元年、ブーチャン、また下田に來り、自今、擇捉・得撫二島の間を以て、兩國の界とし、樺太は、なほ舊に仍りて界を分たざることを

約す。然れども、露人の南侵するもの、歳に月に増加せしかば、文久二年（紀元二五）幕府は、使節竹内保徳・松平康直をロシアに派遣したり。我が使節は、北緯五十度を以て、彼我の境界とせんことを主張し、彼の委員イグナチエフは全島領有の議を執り、反覆辯論、容易に決せず、終に各人を樺太に派し、その地に臨みて定むべきを約して歸りぬ。

當時、國論紛糾、殊に鎖國攘夷の説、益熾んなりければ、また、この約を履行する暇なく、慶應二年に至りて、小出秀實をロシアに派したれども、十分の効果を見ること能はず、ただ難居の約を定めたるのみにて、結局、下田條約の外に出づること能はざりき。

王政復古の後、また樺太の舊稱に復し、明治三年、開拓使を分ちて、樺太開拓使を置き、以てこれが經營を計りたり。つき

外交の失敗

露人の南進と樺太境界論

長崎に於ての談判

下田の約

北邊問題解

樺太開拓使

千島樺太交換
反対不平ヲナシレバ実
ヘ改磨
二、徵兵
血稅國ノ社丁一國の名をアリ爾者
三、血ヲ以テ報モガヘドナリ意
此諸誤解モ

四、神保混滿ノ不
可、對之。
五、甚矣、唐信開
テヨリ風憤ク吹キ
暴動
佐賀黨
憂國黨
新鮮士佐ニ逃レ
常遷時代の
捕ハラレ已ガ司法卿タリシキ
クリニ罪ニシテ刑死シテ
兵約二千五百相
本ノ亂
利通征討ス。

天煥、其租税新政有
安ヒ
佐賀の亂
江藤新平の
暴動
熊本及び萩
等の亂
神風連と熊
本の亂

て、更に五十度分界の議を提出し、露國駐劄全權公使榎本武揚をして、これが談判の事に當らせたりしが、我れは遂に千島列島を收めて、樺太に對する要求を撤回することとなり北邊問題、はじめて解決したり。時に明治八年なり。

第七章 地方の騒亂

はじめ、江藤新平の、征韓の議合はずして、官を辭するや、明治七年、意見の達せざるを怒り、亂を佐賀に起して誅せられぬ。然れども、政治・社會・風俗、その他諸般の變革の激しき時代の常として、往往、意見の衝突することあるを免れず、この他にも、時に暴動を企つるものありき。

熊本には、神風連とて、守舊の說を持して、西洋風の浸染を惡み、且、新政を喜ばざる不平黨あり。明治九年十月、その徒、遽

かに起りて、鎮臺・縣廳等を襲ひ、鎮臺司令長官以下、縣官・士卒を殺傷せり。鎮臺の兵、擊ちてこれを平げしが、舊秋月藩士等、これに應じて、また亂を謀り、山口の前原一誠前兵部大輔も、また密かに黨與を萩に集め、將に縣廳を襲はんとしたり。幾程もなく、是等、皆討ち平げられしが、西國には、なほ新政に服せざる徒多く、明治十年に至り、遂に一大騒亂、破裂したり。

さきに、西郷隆盛の、職を辭して鹿兒島に歸るや、鹿兒島出身の武官桐野利秋・篠原國幹以下、多くその職を辭し、相率みて、郷里に歸りき。隆盛、私學校を立て、利秋・國幹等と共に、子弟を教養す。當時、隆盛の威望、甚だ高かりければ、四方、隆盛を慕ふ者、多く私學校生徒となり、現政府を倒して、改革を斷行せんと欲し、密かにその機の到るを待てり。

明治十年二月、隆盛、遂に私學校黨に擁せられ、政府に問ふ

鹿兒島ヲハ
海軍造船所
火薬庫
私學校黨生
徒ニ隆盛暗殺ノ爲トノロ
實ニシテ捕ノ政府ニ隆盛ノ
一月警視中
者ニシテ捕ノ
徒ニ隆盛暗殺ノ爲トノロ
實ニシテ捕ノ政府ニ隆盛ノ

鹿兒島の私
學校

私學校設立

目的の
私學校黨

西南の役

千島樺太交換
反対不平ヲナシレバ実
ヘ改磨

第七章

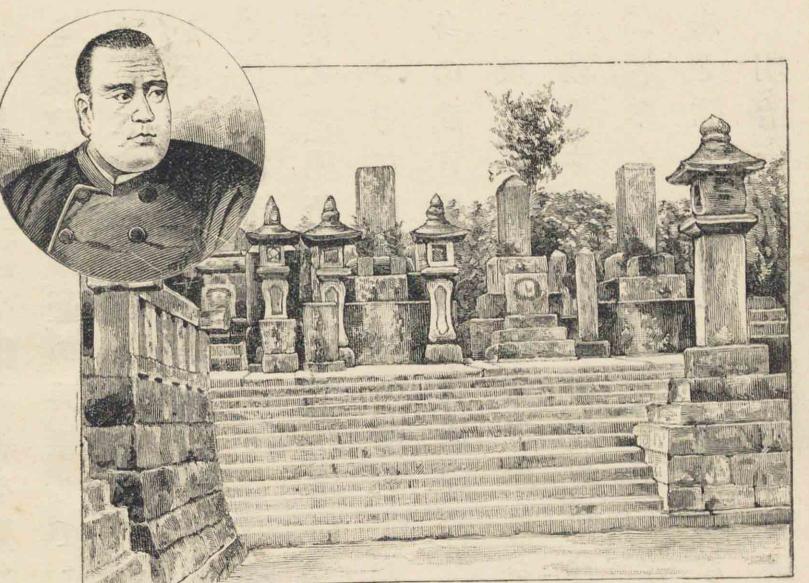
地方の騒亂

一二七

隆盛加治木ヨリ復原圖
韓伊集院口進し私造
低錦ヨリ出レ
新政主徳ノ旗ヲ翻レ
櫻佐ヨリ襲致ル
植木萬瀬、別軍ヲ先レ
テ官軍ヲ要シ本軍ノ熊本ヲ
包圍ス。
各千城ナ倉山ノ木ナ佐
急ヲ告ケテ大援ノ兵ヲ其ム
ヲ佐即チ都トノ大陽ヲ幸
ニ其ミ卦ク

征討の令

陸軍四万九千



墓のそび及盛隆郷西
りあに内寺明光淨市島兒鹿は墓

所ありと稱し、兵一萬五千を率ゐて鹿兒島を發し、進みて熊本城を圍む。司令長官谷干城、鎮臺兵を督し、固守して屈せず。時に車駕、西幸して、京都にましませり。乃ち蹕を此に駐めて、征討の令を下し、熾仁親王を征討總督とし、陸軍中將山縣有朋・海軍中將河村純義を參軍となし、諸鎮

重なる戰場
陸軍中佐山川賤民城内テ
ステ根道(ルニモ)
賊第一隊(大々)ハ「陽」
ヘ逃ル
別動隊

隆盛等戰死

臺の兵を發して、これを討たしめたまふ。賊高瀬・山鹿・田原阪・植木等の地を扼し、連戦五十餘日、勢頗る猖獗にして、官軍、大いに苦しめり。既にして、陸軍中將黒田清隆・陸軍少將山田顯義、別動隊を率ゐて、海路より肥後の八代に出て、以て賊背を衝く。これより、賊勢漸く衰へ、熊本の圍を解きて、次第に退却せり。官軍、これを追撃して、鹿兒島に迫るや、隆盛・利秋等皆戦死し、餘賊も悉く平ぎぬ。時に明治十年九月なり。これを西南の役と云ふ。

この役、佐野常民・大給恒等、總督に請ひて、博愛社を創立し、戰地に病院を設けて、官・賊を問はず、その傷痍疾病を治した。これ今の大日本赤十字社の起りなり。

第八章 朝鮮の事變 天津條約

大日本赤十
社の起り
立
博愛社の創
立
木戸孝允ハ、南役中、病死
ス。
大久保利通ハ、一年島田一良
ノ為ニ利タル
佐桀、鹿児島の乱
死傷三万七千余人
四千二百五十九
戦費七千三百七十七万円
敗戦地主三千七百石

第八章

朝鮮の事變

天津條約

一二九

閔氏一族ノ兵ナ糧食ヲ私レ
兵サニヲ犯ム

明治十五年
の變
制度の改革

大院君の不
滿

兵士の亂暴
花房公使等
の避難

濟物浦條約

さきに、朝鮮の一たび我れと修好するや、國王、銳意、國政を更張せんとし、金玉均・徐光範等を派遣して、我が文物・制度を視察せしめたり。外戚閔氏、是等の人々と結び、大院君及びその黨與なる守舊派を排して、全く政權を握り、頻りに制度の改革に力め、我が陸軍中尉堀本禮造等を聘して、軍隊の新式訓練を施さしむるに至れり。大院君、これを悦ばず、明治十五年七月、兵士が事によりて政府を怨めるに乘じ、陰にこれを煽動せしかば、兵士等、遂に亂を作し、王宮に闖入し、堀本中尉以下、我が國人數名を殺し、我が公使館を襲ひぬ。辦理公使花房義質等、仁川に走りしが、また、暴徒の襲撃に遭ひて、月尾島に避難し、舟を蟻して外洋に出で、遂に英國船に搭じて、長崎に達したり。

乃ち外務卿井上馨を下、關に遣はして、公使に旨を授け、陸

我が政府の
處置

大院君誠意
なし

清國の派兵

大院君清國
に拘致せらる

條約の内容

軍少將高島鞆之助・海軍少將仁禮景範をして、兵を率ゐて、公使を護し、以て急に朝鮮に赴かしむ。義質、京城に入り、國王に謁して、要求箇條を呈したり。時に、大院君、政柄を執り、また、善後の事を議する誠意なかりしかば、義質、怒りて濟物浦に退く。これよりさき、清國も、また、袁世凱・丁汝昌等を遣はし、海陸の大兵を率ゐて、朝鮮に赴かしめしが、遂に親しく事情を問ふ必要ありと稱へて、大院君を清國に拘致したり。是に於て、政權、また閔族の手に歸し、局面一變して、八月三十日、所謂濟物浦條約成り、朝鮮は、二十日を期して、兇徒を處罰し、撫恤金五萬圓及び償金五拾萬圓を出し、且、我が公使館に我が守兵を置くことを諾し、特に謝罪使を我が國に派遣することを約せり。

明治十七年
の變

この頃、朝鮮には、開進・事大の二黨起りて、相争へり。開進黨

開進事大二

清佛事件と
事大黨開進黨の勃
發京城郵便局開
場式ノ祝宴

虚來じ事大黨ヲ

京城條約

清兵の亡狀

は、金玉均・朴泳孝等を首領とし、我が國に依頼して、大いに改進の政を行はんとし、事大黨の首領閔氏は、大兵を擁して京城に駐れる清將袁世凱に結び、清國に事へて、以て舊習を守らんとす。明治十七年、清國、フランスと事端を開き、戰、甚だ利あらざるや、事大黨、頗る動搖せしかば、金玉均・朴泳孝等、この機に乗じ、急に發して、事大黨の領袖を殺傷し、國王を擁して、我が公使の援護を請へり。辦理公使竹添進一郎、兵を率ゐて、王宮を護衛せしが、清兵、事大黨を援けて、國王を奪ひ、また、我が公使館を焼けり。

この亂のために、我が居留民の清兵に慘殺せられしもの少からず、陸軍大尉磯林眞三等、またこれに死し、公使以下の諸員は、仁川に赴けり。我が政府は、外務卿井上馨を特派全權大使となし、陸軍中將高島鞆之助・海軍少將樺山資紀を伴ひ、

井上馨と京
城條約

條約の内容

天津條約

彼我全權の
天津會議

朝鮮に往きて、その罪を問はしめ、翌年一月、京城條約を結び、謝罪書を出さしめ、撫恤賠償金十一萬圓を徵し、兇徒處罰、公使館建築、兵舎設置等を諾せしめたり。

さてまた、清兵襲撃の事につきては、清國政府に交渉する必要ありければ、十八年三月、參議伊藤博文を全權大使として、清國に派し、四月、その全權大臣李鴻章と、天津に會議せしめ、兩國の朝鮮駐在兵を撤去すること、及び、將來、朝鮮に出兵の必要あらん時は、まづ互に行文知照し、事定まるに及びては、即ちこれを撤回すべきことを約せり。これ即ち天津條約なり。

第九章 立憲政體の確立

政黨の組織
と民選議院

第九章 立憲政體の確立

明治元年、廣く會議を興し、萬機公論に決すべきを宣した

設立の建白	公議所及び 待詔局
愛國公黨の 成立	元老院の 設置
議院設立反対ト	民選議院設 立の建白

まふや、政府は、ほどなく、公議所院と改む集議を開きて、制度・律令を議せしめ、待詔局を置きて、輿論を博探し、以て聖旨に副はんことを力めたり。七年に至り、板垣退助・副島種臣・後藤象二郎・江藤新平・由利公正・小室信夫・古澤滋・岡本健三郎等、愛國公黨を組織し、一月十八日、民選議院の設立を建白したり。その議、遂に納れられざりしが、一般の政治思想、これより、おひおり進みたり。

政府にても、次第に政治を輿論に決するの方針を執り、八年、始めて元老・大審二院を置き、元老院をして立法の事を掌り、大審院をして上告を判定せしむることとなり。この年、また地方官會議を起したりしが、十一年四月、その第二回の會議を開き、府縣會規則、その他の法案を議定せしめ、つきて、これを發布し、以て中央議會を開設する階梯を造りぬ。

松園寺輸入
シタル自由平等譜 (西園寺公望輸入)

國會開設の大詔	民權自由の說
自由・神救坦退助・ 岐阜ニ於テ改談演説序 途一教師時呼名曰ク・ 板垣・北スト	國會開設の請願
放墮退助	國會開設の請願
河野・高木 於田堂一 相筆渡トナハ万人計ノ	大詔
北海道官有物拂トシ於ケル 松下不ふ事件貴意スルキ 民論免モ津騰ス	

これよりさき、新聞・雑誌の刊行、漸く増しが、民選議院設立の建白書及び愛國公黨の宣言書の發表ありて、民權自由の說、大いに行はるるや、競ひて筆を鼓して、時事を論じ、政治を議したり。政談演説も、また各地に行はれ、社を立て、黨を結び、速かに國會を開設して、政治を改革せんことを希ひ、十三年、遂に國會の開設を請願せり。乃ち輿論を採用したまひ、翌年十月十二日、國會開設の大詔を發して宣はく、

朕祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣キ中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ大政ノ統一ヲ總攬シ又夙ニ立憲ノ政體ヲ建テ後世子孫繼クヘキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス嚮ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ十一年ニ府縣會ヲ開カシム此レ皆漸次基ヲ創メ序ニ循テ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非サルハ莫シ爾有衆亦朕力心ヲ諒トセん

顧ミルニ立國ノ體國、各宜キヲ殊ニス非常ノ事業、實ニ輕舉ニ便ナラス我祖我宗照臨シテ上ニ在リ遺烈ヲ揚ケ洪謨ヲ弘メ古今ヲ變通シ斷シテ之ヲ行フ責朕力躬ニ在リ將ニ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ朕力初志ヲ成サントス今在廷臣僚ニ命シ假スニ時日ヲ以テシ經畫ノ責ニ當ラシム其組織權限ニ至テハ朕親ラ衷ナ裁シ時ニ及テ公布スル所アラントス朕惟フニ人心進ムニ偏シテ時會速ナルヲ競フ浮言相動カシ竟ニ大計ヲ遺ル是レ宜シク今ニ及テ謨訓ヲ明徵シ以テ朝野臣民ニ公示スヘシ若シ仍ホ故サラニ躁急ヲ爭ヒ事變ヲ煽シ國安ヲ害スル者アラハ處スルニ國典ヲ以テスヘシ特ニ茲ニ明言シ爾有衆ニ諭スと。時に板垣退助、自由黨十三年十一月はじめて組織せらるを改造し、翌年、大隈重

急進黨—自由黨各政黨
漸進黨—維新黨
改進黨—立憲政黨

急進黨—自由黨各政黨
漸進黨—維新黨
改進黨—立憲政黨

憲法發布

憲法制定
歐洲遣サル

伊藤博文
伊藤正代治
井上毅
説長タリ

伊藤博文
伊藤正代治
井上毅
説長タリ

勅諭

信は立憲改進黨を組織し、福地源一郎・丸山作樂等は、立憲帝政黨を組織して、互に相論難攻撃せり。

さて、國會開設の大詔煥發せられて、憲法の制定、最も急務となりしかば、翌年、參議伊藤博文等を、歐洲各國に遣はして、その憲法を取調べしめ、これを參酌し、我が國體に基きて、帝國憲法を制定したまひ、明治二十二年に至りて成りぬ。よりて、二月十一日、紀元節の佳辰をトし、天皇親ら神祇を祭り、皇祖・皇宗の靈に告げて、これを發布し、左の勅諭を下したまふ。

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕力親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕力祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持センコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ

詔命ヲ履践シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕力率由スル所ヲ示シ
朕力後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行
スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕力之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳
フル所ナリ朕及朕力子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ
之ヲ行フコトヲ愈ラサルヘシ

朕ハ我力臣民ノ權利及財產ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護
シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラ
シムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ
時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ
將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜
ヲ見ルニ至ラハ朕及朕力繼続ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ

之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ
之ヲ議決スルノ外朕力子孫及臣民ハ敢テ之力紛更ヲ試
ミルコトヲ得サルヘシ

朕力在廷ノ大臣ハ朕力爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ
任スヘク朕力現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠
ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

この日、また皇室典範の裁定あり。抑、憲法を發布して、臣民に
參政の權を分與したまふは、開國以來の盛事なれば、衆庶、聖
旨を感戴して、歡呼の聲、都鄙に満てり。翌二十三年十一月、憲
法の定むる所により、はじめて帝國議會を東京に召集し、車
駕、親臨して開院の式を擧げさせたまひ、立憲政體の實、はじ
めて備はりぬ。

第十章 制度の發達 文物の進歩

内閣制度創立
明治十八年
前官制の改

十八年の改
正と内閣制
度創設

最初ノ内閣
伊藤博文

最初ノ内閣
伊藤博文

伊藤博文

法制その他
の整備
樞密院
府縣制
市町村制
郡制

維新以來、屢々官制を改正せられしが、大體は、大寶令の制を襲ふに過ぎざりき。既にして、伊藤博文明治十五年の歐洲を巡り、その制度を視察して歸朝するや、乃ち博文を制度取調局長官に任命され、これが調査に從事せしむ。その結果、十八年十二月、遂に官制に大改正あり、内閣制度はじめて立ちぬ。即ち太政大臣、左右大臣・參議等を廢して、内閣總理大臣及び外務・内務・大藏・陸軍・海軍・司法・文部・農商務・遞信九省の大臣を置き、總理大臣以下を以て内閣を組織し、宮中には、別に内大臣・宮内大臣を置かる。

二十一年、天皇最高の顧問府たる樞密院を置き、同年、市町村制を發布し、二十三年、府縣制・郡制をも發布せらる。この年、

西洋ノ内閣
伊藤博文

裁判所構成法
民事訴訟法
商法、民法
訴訟法
教育令及び
教育則大綱

また裁判所構成法・民事訴訟法・民法・商法等を頒布し、治罪法も改正せられて、刑事訴訟法となり、諸種の法制、大いに備はれり。つぎて、民法・商法の修正ありて、大いに我が民俗慣習に適合するものたらしめられたり。

是等法制の整備は、教育學問の進歩に負ふ所多し。明治五年、はじめて、學制を頒布せられしより、教育漸く普及せしが、十二年、更に教育令を發し、翌年、これを改正し、つぎて、小學校教則大綱を定めらる。これよりさき、明治十年、大學東・南兩校を合併して、東京大學とせられしが、後、工部大學・東京農林學校をこれに合せて、帝國大學とし、遂に今の大東京帝國大學となり、京都その他の帝國大學も、また設けらるるに至れり。王政維新後、上下舉りて、西洋の文明を輸入するに急にして、從前より傳來せるものは、とかくに、これを排斥する傾あ

教育の方針
輸入
西洋文明の

帝國大學

り。殊に西洋の學術・技藝の大的に我れに優る所あるを見るや、ひたすら、日新の智識を求むるに汲汲たりき。しかのみならず、民權自由の政治論、行はるるに及びて、教育社會も、また、その影響を受けしかば、十四年、府縣學務官を召集して訓示する所ありき。その旨趣たるや、殊に重きを修身の教育に置き、「教員たるものは、唯修身教科書の意を知るを以て足れり」とせず、必ず言行端正にして、其仁愛すべく、其威敬すべく、且つ世故に老練し、能く兒童を統理するの人ならざるべからず。されば、教育には碩學醇儒にして、德望あるものを選用し、生徒をして益、恭敬整肅ならしむべく、修身を教授するには、必ず皇國固有の道德教に基きて、儒教の主義に依らんことを要す」といふにありき。十八年、再び教育令を改正せらる。この年、森有禮、文部大臣に任せられ、力を教育に注ぎ、師範教育

アリリ 森有禮の文
部大臣
第一回 文相
明治三十二年
月ナ日 墓法
著者一式ノ脇イシレタルトニテ
前川 賢正
御制
兵制 徵兵令改正

の刷新、大・中・小學制度の整頓等、大的に見るべきものあり。二十三年十月、教育に關する聖勅煥發せらるるや、確乎不動の基礎立ち、その方針、益、明かなるに至れり。

民間にも、漸次、私立の學校發達せしが、就中、福澤諭吉の立てたる慶應義塾、大隈重信の東京専門學校の如きは、幾多の人才を出して、我が文明の發達に貢獻する所少からず。かくて、教育、益、普及上進し、醫學校・美術學校・音樂學校・盲啞學校・農工商に關する實業學校等の設立せられしものも少からず、西洋に留學するものも、また年年に多く、各種の學術・技藝、著しく進歩し、東洋學の研究、醫學上の發見、新式軍器・火薬の發明等、往往、西洋を凌ぐものあり。交通機關の整備、殖產・商・工業の振興等、また、皆未前の發展を見ざるはなし。

兵制は、六年、徵兵令を布きしより、數次の改正を経て、以て

東京專門學校	學術技藝の 進歩
政治教育	教育勅語の 煥發
東京專門學校 同志社 新島襄創立 同人社 中村教室	主なる私立 學校
兵制 徵兵令改正	

兵制 徵兵令改正	東京專門學校 同志社 新島襄創立 同人社 中村教室
2. 憲政改訂の方便トシテ 1. 西洋文學・國有土地之 長足・進歩	學術技藝の 進歩
明治十八年、改化思 想・極意・達	教育勅語の 煥發
西村光緒弘道全う立 元モヤ盛トナ	主なる私立 學校
兵制 徵兵令改正	

第十章 制度の發達 文物の進歩
第一回 文相
明治三十二年
月ナ日 墓法
著者一式ノ脇イシレタルトニテ
前川 賢正
御制
兵制 徵兵令改正

勅諭
今日に至り、益擴張整備せり。十五年、陸海軍人に下したまへる勅諭は、實に天地の公道、人倫の常經を訓示したまへるものにて、啻に軍隊教育の精神たるのみならず、我が國民たるもの、皆遵守服膺すべきものなり。

第十一章 明治二十七八年戰役

朝鮮にては、明治十七年の事變後、開進黨の志士、多くは國
を去り、政權、全く事大黨の手に歸せしかば、半島に於ける我
が勢力、頓に衰へたり。これに反して、清國の勢威、日に加はり
ければ、朝鮮政府は、萬事、清國公使袁世凱の意を承けて、その
施政・外交等の事を行ふの觀ありき。

施政・外交等の事を行ふの觀ありき。
大井憲太郎等、これを憤慨し、非常手段を以て、事大黨の領袖等を殲し、政權を開進黨に歸せしめ、その機に乗じて、清國

の朝鮮に於ける勢力を覆さんと謀りしが、事漏れて捕へられたり。これ所謂大阪事件にして、實に明治十八年十一月なり。

防禦令事件

威鎮道穀防令於ける

大公使の己正は、理辯石談と賞金

卷之三

卷之三

其尾傍

卷之二

國の暴慢

東學黨の亂

卷之三

不
得
不
三
十七

第十一章

明治二十七八年戰役

仲子解說

1

牒と清國の通
牒 我の回答
と派兵
主介自ラ王宮ニア親ノ
王迫リテ其
朝主國ナシ
キヤト詔同ニ及ア
オノハ旅以ヒ
オノハ旅以ヒ
カクニ清國ナ
カクニ清國ナ

端 我の提議
日清衝突の
清國の態度

豊島沖合戦
朝鮮ノ犯ニテ
陸兵襲也
東御艦長ノ仲
高陞號(高昇號)撃沈

て、これを我が國に通牒したり。我が政府は、朝鮮を以て清國の屬邦と認めざる旨を答へ、更に我が公使館・領事館及び在留邦人の保護のために、兵を派遣すべき旨を知照し、賜暇歸朝中の公使大鳥圭介をして、急に京城に赴かしむ。つぎて、陸軍少將大島義昌の統率せる混成旅團の兵、京城及び仁川に入る。

かくて、我が政府は、清國に勧むるに、東洋全局の平和を維持せんため、相協同して、朝鮮の内政改良を助け、以て永く禍根を絶たんことを以てしたり。然るに、清國は、啻にこれに應ぜざるのみか、擾亂既に鎮定せりと稱し、我れに對して、しきりに撤兵を求め、自らは更に大兵を運送船に載せて、朝鮮に送らんとせり。その途中、豊島沖に於て、我が軍艦に遇ひしに、清國軍艦、砲撃を開始せしかば、我が艦、應戦して、大いにこれ

成歎の戰	開戦と國民 の奮起 宣戦の大詔	朝鮮との同 盟	大本營轉進	海陸の大勝	平壤の戰	黃海の戰
------	-----------------------	------------	-------	-------	------	------

を破り、操江號を捕獲し、運送船高陞號(高昇號)を撃沈したり。時に七月二十五日なり。既にして、在韓の我が陸軍は、朝鮮王の依頼を受け、牙山に在りし清兵と成歎に戦ひて、これを逐ひぬ。八月一日、宣戦の大詔下る。國民、皆踴躍して戦に赴かんことを冀ひ、或は金品を獻じて、軍資を助くる者多し。この月二十六日、我が國は朝鮮と同盟の條約を結び、九月十五日には、大本營を廣島に進めて、天皇、親しく軍事を督したまふ。

この日、恰も陸軍中將野津道貫、第一軍の一部を率ゐる清兵の據守せる平壤を攻撃し、翌朝之を陥れたり。これより、朝鮮の域内には、また清兵を見ず。これと殆ど同時に、我が司令長官海軍中將伊東祐亨、艦隊を率ゐる、清國の北洋水師を黃海に撃ちて、大勝を得、敵の四艦を轟沈し、一隻を破壊したり。時九月十七日なり。これより、黃海の制海權、我が手中にあり。

廣島に於ける臨時議會
軍事費可決

頌徳表奉呈

第一軍及び
第二軍の連

勝第一軍の連

勝第二軍の旅

順攻陷

十月、帝國議會を廣島に召集し、臨時軍事費一億五千萬圓の公債を募集する案を提出す。議會は滿場一致を以て、これを可決し、皇上聖徳の頌を上りぬ。

つぎて、陸軍大將山縣有朋、第一軍に將とし、鴨綠江を渡りて、清國に入り、向ふ所、敵なく、九連鳳凰岬巖・柝木・海城の諸城を陥れ、陸軍大將大山巖は、また、第二軍を率ゐて、金州半島に上陸し、十一月、旅順口を略取せり。旅順口は、金州半島の要港にして、築壘の堅固、守備の完全、東洋第一の稱ありしものなり。

北洋水師全滅
威海衛略取
丁汝昌の自殺と殘將等の降伏

既にして、大山巖は、第二軍の一部を率ゐて、敵海軍の根據地なる威海衛に向ひ、海軍と力を協せて、これを攻陥れたり。時に二十八年二月なり。是に於て、渤海灣の兩關門、我が手に落ち、提督丁汝昌も、力竭きて自殺しければ、殘將等、相議し、砲

臺兵器・彈薬及び港内の軍艦を我れに納れ、將士の生命を助けんことを哀求して降伏せり。

時に、我が陸軍は、牛莊を擊ち、營口を占領し、田庄臺を平げ、破竹の勢を以て、將に北京に迫らんとし、南方に向へる別軍は、また澎湖島を略したり。

これよりさき、清國は使を我れに送りて、和を請ふこと二回に及びしが、使節の資格に缺くる所ありしを以て、我れはこれを却けたり。然るに、二十八年三月、清國更に李鴻章を全權大臣となして、下、關に派遣するや、我が全權辦理大臣伊藤博文・陸奥宗光、これと會見商議して、平和條約を結び、清國は、朝鮮の獨立を確認し、償金二億兩チリを出し、遼東半島・臺灣諸島・澎湖列島を割譲し、且、新に沙市・重慶・蘇州・杭州の四港を開くことを約しむ。時に二十八年四月十七日なり。つぎて、我が政

講和と遼東還付

敵都に迫らんとする

澎湖島占領

下ノ關條約締結

三國の忠言

府は、露・獨・佛三國の勸告を納れ、遼東半島を清國に還付し、その代償として、三千萬兩を收めき。

下、關條約により、臺灣は我が有に歸せしが、清の留將劉永福、愚民を煽動して、兵を擧げ、土賊、また各處に蜂起せしかば、

陸軍中將能久親王、近衛師團の兵を率ゐて、これを征したまひ、數月にして平定したり。

さてまた、朝鮮は、下、關條約によりて、全く清國に對する從屬的關係を斷つことを得たるが、二十八年の末頃より次第に、また、我が國の誠意を認めず、反りて、當時、漸く京城の政界に勢力を得たるロシアに頼らんとし、二十九年二月、國王、その公使館に潛幸し、以て悉く親日派の政權を解きたり。これより、韓國の政柄、しばらく露國公使の手に歸しぬ。

この年六月、我が國は、ロシアと協商して、朝鮮に於ける兩

日露協商	戰後朝鮮の 状況
商第一回の協	閔妃遭難
	露國の勢力

第二次の協

國の關係を定め、共に朝鮮の財政及び政治の助力勸告者となる。翌年、朝鮮國王、王城に還幸し、つぎて、國號を韓と改め、更に皇帝の位に即き、獨立國たる體面整ひたれども、ロシアの壓迫、益甚しかりしかば、三十一年四月、我が國は、また、ロシアと協商し、兩國共に韓國の獨立を確認し、その練兵教官若しくは財務顧問官の應聘には、兩國政府、豫め協議を遂ぐべく、また、ロシアは、韓國に於ける我が商工業の計劃に對して、その發達を妨害せざるべきことを約せり。

第十二章 條約改正

安政五年に調印せられたる歐米諸國との通商條約には、關稅權の制限、治外法權の規定等、我が國の利益を損し、且、その體面を害する條款少からざりければ、明治政府は、夙に意

アフリカ、イギリス オランダ、トホーリー	アラビア、ロシア アメリカノハレス
スエズ運河の開通 の價值ヲ認ナス。	ル奉均ヲナス。

企圖	條約改正の 安政五年の 不備
約ス	第二次の協

をその改正に注ぎたり。明治四年、廢藩を斷行せし後、岩倉具視等をして歐米諸國を歴訪せしめしも、その目的、一はここに在りき。爾來國內頗る多事なりきと雖も、政府は常に銳意條約改正の事を企てたり。

十五年に至り、外務卿井上馨、條約改正の豫備談判を開き、領事裁判制の撤去、外國法官の任用、法律の改正、税率の引上げ等を條件としたり。この談判は著著進行し、十九年五月、はじめて、第一回の本會議を開きしより、翌年四月に至るまで、各締盟國の代表者と論議すること、およそ二十八回に及べり。その間、法官任用件條件漏洩して、大いに世論の反抗を招きしに、十九年十月、たまたま英國船ノルマンドン號、紀州沖に於て難破し、我が同胞乗客、一人だに救助せられざりければ、ために國民の憤激を招き、排外思想、頓に昂騰せり。よりて、政府も、やむな

井上馨の條約改正不成功
豫備談判と
件に對する國民の不満とノルマントン號事件
本會議

輸入税改前
平税と並びに
シテ一割引上
ハト。
明治七年内閣成
機嫌ヲ何。
文附篇者
勝安房
若千城
ボアチード

延期	成功	大隈重信不成功	條約改正不成功	現行條約と國別の 談判行と國別 の對抗	對抗の 輿論に 反対する 談判と 改訂の 交渉	重信の遭 難と改訂 の交渉	青木周藏及 不成功
く、條約改正を延期することとなりたり。	二十一一年二月、大隈重信、外務大臣となるや、また、改正談判を開始し、まづ現行條約の範圍内に於て、我が國の有する権利を厲行し、以て外國人をして現行條約の不便に堪へざらしめ、且、聯合談判を避けて、國別談判となし、大いにその歩を進めたり。然るに、契約の條項中に、外人を我が法官として任用する等の事ある由、ロンドンのタイムス新聞に掲げられしかば、輿論の反抗、また大いに起り、外人法官の任命を非難し、重信は、遂に一兇漢に要撃せられ、その隻脚を失ふに至れり。是に於て、條約改正の事、また頓挫せり。	二十二年十二月、青木周藏、重信に代りて、外務大臣となり、つぎて、また、條約改正の談判を開始し、漸次、その歩を進めたるに、二十四年、湖南事件、突如として起り、來遊中のロシア皇					

湖南事件と周藏の引責
武揚の改正
談判の進歩

太子、大津に於て遭難せられしかば、周藏は責を負ひて辭職したり。榎本武揚、これに代りて、改正談判に當りしが、また果さざりき。

されど、帝國憲法既に發布せられ、先年來編纂に從事したりし各種の法典は、また、その功を竣へ、二十三年には、公布せられたるものも少からざりしかば、條約改正の談判も、稍、その困難を減ずるに至りしが如し。二十五年八月、陸奥宗光、外務大臣に任せらるるや、爾來、力を條約改正に盡し、まづ、改正案をイギリスに提議したりしに、ローデベリー内閣、これに同意し、二十七年七月十六日、ロンドンに於て、その調印を了したり。これ條約改正の功を奏したる第一著歩なり、諸外國も、また、引續きて、これに倣ひ、三十年の末には、歐米の主要國は、皆我れとの新條約の調印を了り、三十二年七・八月の交に

イギリスの
改正案同意

歐米主要國

至りて、愈、これを實施することとなりたり。是に於て、多年の宿題、はじめて解決せられ、我が國は關稅權の一部を除く外、全く歐米諸國と對等の地位を占むることとなれり。

第十三章 明治三十三年清國事變 日英同盟

明治二十七八年の戰役により、清國は多大の損害を被りしのみならず、その弱勢を暴露せしかば、列強は、忽ちこれに乘じて、各、その利權を獲得占有せんとせり。即ちロシアは、我が國が遼東を還付したる後、幾もなくして、清國と^{ロシア、英國}密條約を結び、以てシベリア鐵道を滿洲の南部^{大連}まで延長するの權利を收め、ドイツは、明治三十一年三月、九十九年の間膠州灣を租借する權を得、ロシアの太平洋艦隊は、また、俄然、旅順の軍港に入り、清廷に迫りて、遼東半島及びその沿海を、二十

保守黨、栗原一派政府、奥旗子援、
妻法自覆、光緒皇帝、派康有為、
露清密約

獨逸の壓迫

英國の壓迫
佛國の壓迫
東に於けると同等の條件の下に租借し、フランスは、また二十五箇年を期として、廣州灣の租借を承諾せしめたり。

五箇年間、租借することを諾せしめたり。イギリスもロシアの例に倣ひて、威海衛、同灣周圍の地十英里及び劉公島を、遼東に於けると同等の條件の下に租借し、フランスは、また二かくの如く、列強の清國に對する壓迫、遽かに激甚となりければ、その人心、大いに動き、進歩派は變法・自強の説を唱へて、國運を挽回せんと欲し、守舊派は排外・攘夷の念を固くして、その積憤を漏さんことを期し、相持して下らざりき。然れども、政府の實權、遂に守舊派の手に歸し、暗に閉關・罷約の主義を實行せんとし、地方大官中にも、滅洋の説を唱道して憚らざるものあるに至れり。

既にして、義和團と稱する暴徒、山東省に蜂起し、つきて直隸省南部に及び、キリスト教會堂を焼き、外人を殺傷せり。清拳匪の亂
義和團蜂起

清國人の排外心
守舊派實權
進歩派と守舊派
を握る

暴國官人の庇護
暴徒の猖獗
清國の開戦

國の官人中、反りて、これを庇護するものありて、斷然たる處置を施さざりければ、勢益猖獗を極め、明治三十三年五六月の交には、北京・天津間の交通、全く絶え、匪徒公然、北京市内を横行し、内外各處の教堂・洋樓を焚き、到る處、教民及び洋人に通ずるものを探めて、これを屠るに至れり。我が公使館書記生杉山彬及びドイツ公使も、相つきて殺害せられ、北京なる各國公使館、また包囲せられ、清廷は、遂に開戦の上諭を布告したり。

我が國、乃ち兵を發し、列國兵と聯合して進撃せしめ、八月十四日、北京に討入り、列國公使館を重圍の中に救ふことを得たり。清國帝室は、十五日朝、狼狽して城を出で、後遂に陝西省西安府に遷る。百官、或は遁逃し、或は自盡し、北京の混亂、名状すべからず、城内の戦は、十五日より三晝夜繼續し、十七日、

列國の出兵
と講和
救援
北京公使館
遷幸の西安

ワルデルゼー
元帥

Walderssee

はじめて鎮靜せり。つぎて、ドイツ元帥ワルデルゼー、聯合軍總指揮官として著清するや、直隸省を擧げて、聯合軍の制壓する所となる。清廷、乃ち慶親王及び李鴻章をして列國と講和を議せしめ、その元兇を罰し、償金四億五千萬兩を出す等のことをして約して、局を結べり。時に明治三十四年九月なり。

この騒亂の間、ロシアは、東清鐵道保護の名の下に、大軍を滿洲に派遣し、變亂鎮定の後も、これを撤去せざりき。十月、英・獨兩國協商して、支那または他國の利益に害ある行動を執る目的を以て、支那領土内の擾亂を利用するものある時は、兩調印國は自國の利權を保護せんがために必要な行動をなすべきを約したり。

既にして、露清密約締結の報傳はる。抑、この密約は、ロシアが滿洲に於ける實權をその掌中に握るものなるを以て、我

露清密約と
日英同盟露清密約と
滿洲露清密約と
英獨協商露國の満洲
出兵

講和

露國の態度
と英獨協商が國及び英・米の態度
日英同盟

露國の讓歩

が國及び英・米二國は、清廷に向ひて、本密約を承認せざることを警告し、同時に、我が國は、また、これにつきて、ロシアに抗議し、且、三十五年一月、英國と同盟して、東洋の平和と清・韓兩國の領土保全とを圖り、他の二國以上聯合して、東洋に於て、同盟國の一と開戦する場合には、他の一は、これを援助すべきことを約せり。是に於て、ロシアも大いに讓歩する所ありて、この年四月二日、滿洲還付條約を結び、六箇月以内に一部の撤兵をなし、更に爾後六箇月以内に他の一部に及ぼし、後、更に六箇月の間に、殘餘の軍隊を撤退すべきを約したり。この日英同盟は、三十八年八月、更に擴張せられて、十年間の攻守同盟となりたり。

第十四章 明治三十七八年戦役

第一期撤兵期三月二日ノ一ノモ撤兵を盡し兵ヲ出レ朝鮮ノ龍巖浦ア署シ保羅島ヲ奪キテ兵備ヲ品敵ニ
三十九年九月四日ナ林外相トハマリトナリ談判開始

西義
龍巖浦

露國の行動

露國の違約
と武備の増強

我が國の態度

露國の態度

ロシアは、滿洲の撤兵を約しながら、誠實にその約を履行せざるのみか、旅順口の要塞を修め、ダルニーの市街及び港灣を築造し、韓國北境に備兵を送り、艦隊を増遣し、陸兵を増加し、頻りに武備を修めたり。我が國は、あくまで、平和的協商によりて、事の解決を計らんとし、前後およそ十回の交渉を重ねたれども、彼れ常に誠意を以て、これに應ずることをせず、荏苒、月日を徒費し、ひたすら武備を修めて、以て我が國を壓服せんとせり。

明治三十七年二月六日、我れは、やむなく、ロシアに告ぐるに、國交の斷絶を以てし、その九日、我が軍艦は、ロシアの軍艦と仁川及び旅順口港外に戦ひて、多大の損害をこれに與へたり。

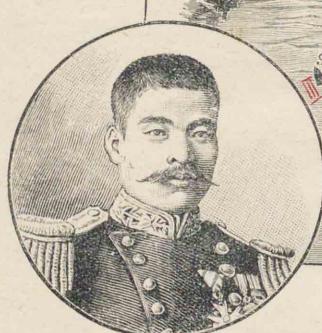
海陸の連勝

日露國交の
斷絶

國交と
一著歩
と交戦の
第

翌十日、宣戰の大詔發せらる。爾來、一年有半、海に陸に、皇師

東郷大將



佐中瀬廣

船塞閉の口港順旅

船塞閉るせ沒沈半は△し没沈は■しほ露を體船は△

1 報國丸(廣瀬武夫指揮)

2 仁川丸(齋藤七五郎指揮)

以上明治三十七年二月

二十四日第一次閉塞船

五隻の内

3 米山丸(正木美太指揮)

4 福井丸(廣瀬武夫指揮)

5 潤彦丸(森初指揮)

6 千代丸(有馬良橋指揮)

以上明治三十七年三月

二十七日第二次閉塞船

7 相模丸(湯淺竹次郎指揮)

以上明治三十七年五月

三日第三次閉塞船八隻



海軍の連勝

の向ふ處、勝たざるなく、海軍は、ロシアの太平洋艦隊を破り、旅順口を封鎖して、海上權を握り、數十萬の陸軍は、大山巖・兒玉源太郎・黒木爲楨・奥保鞏・野津道貫・川村景明等の諸將に率ゐられて進戦し、前に鴨綠江南山・得利寺に捷ち、後に遼陽・沙河の大戦に敵の主力を擊破せり。

さて別に乃木希典の率ゐたる一軍は、三十八年一月一日、難攻不落を誇れる旅順口を陥れ、また、ここに碇泊せる敵の太平洋艦隊を全滅せしめたり。

陸海の大勝
奉天會戰

日本海海戰

三月、諸軍進みて、敵の大軍を大いに奉天附近に破り、これを北方に驅逐せり。これよりさき、ロシアは、そのバルチック艦隊を東航せしめけるが、五月、わが聯合艦隊司令長官東郷平八郎、諸艦隊を率ゐて、對馬海峡にむかへ、日本海に追撃して、遂にこれを滅し、提督ロジエストウエンスキイを虜にしたり。つ

Rozhestvensky

撮影したる寫眞に據る
明治三十八年七月廿六日奉天府に於て



將大木黒 師大津野 師元縣山 師元山大 將大 奥將大木乃 將大玉兒 將大村川
I V II III

講和の米露大統領会議

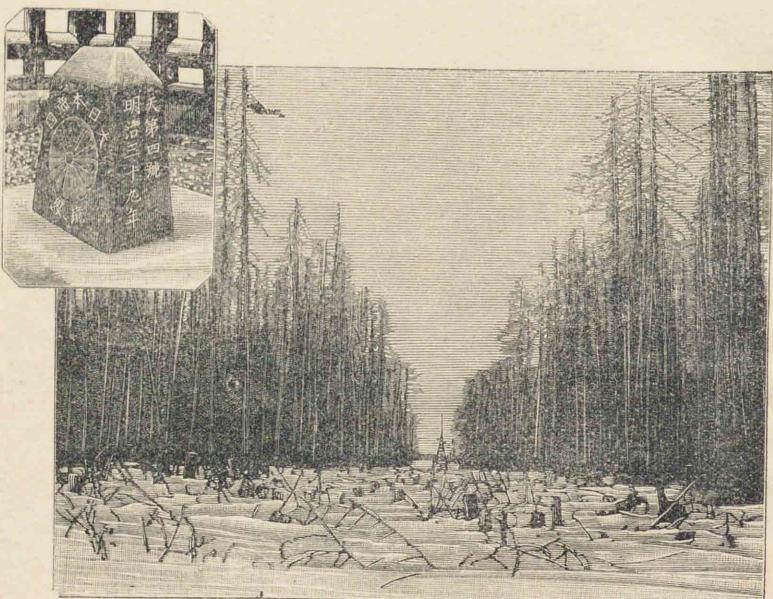
大統領

講和の米露大統領会議

大統領会議

講和
の米露
大統領
会議

樺太占領



石標四第び及點測天三第界境露日るけ於に太樺
十のもるな小、四のもるな大つたを石標はに界境の國兩露日
と界境國帝本日大てしと央中を章紋御の花薺はに面南のそ七
す記と界境國帝アシロてに文露に央中を章鷲はに面北し記

きて、北方に向へる
わが別軍は、また、樺
太を占領しけり。

八月、アメリカ合
衆國の大統領ローラ
ズ・ベルトの周旋に
より、わが講和全權
委員小村壽太郎等
は、ロシアの講和全
權委員ウイッテ等と、
合衆國のボーツマ
スに會議し、九月に
至り、愈、十五箇條の

和約の主なる箇條

和約を結べり。その主なる箇條は、ロシアは、わが國が韓國に於て政事上・軍事上及び經濟上の卓絶なる利益を有することを承認し、且、我が政府が韓國に於て必要と認むる指導・保護及び監理の措置を執るに當りて、これを阻礙し干渉せざること、その清國より租借せる旅順口・大連灣地方及び長春以南の東清鐵道とその支線とをわが國に譲り、また、北緯五十度以南の樺太を割くこと等なりとす。

十月、東郷平八郎、聯合艦隊を率ゐて、横濱沖に凱旋せしかば、その二十三日、天皇親臨して觀艦式を挙げさせたまひぬ。滿洲軍總司令官大山巖も、同軍總參謀長兒玉源太郎以下、總司令部員を率ゐて、十二月に凱旋し、諸軍、續々、引き上げければ、翌年四月三十日、凱旋記念大觀兵式を青山練兵場に舉行せられたり。

諸軍凱旋
艦式
横濱沖の觀

凱旋記念大觀兵式

戰後の處置
樺太政廳及關置
東都督府及鎮守府設置

南滿洲鐵道會社の設立

日韓議定書
及韓協約第一次
の大要

協約の大要

さて、平和克復の後、我が政府は樺太に政廳を開き、關東州に都督府を設けて、各、その政務を統べしめ、また旅順口に鎮守府を置きて、その方面の海防に當らしめたり。つぎて、また南滿洲鐵道會社も設けられて、滿洲なる鐵道及びその沿道の礦山等を經營するに至れり。

第十五章 韓國併合 世界平和の保證

世界に於ける日本の地位

明治三十七年二月、ロシアに對する宣戰の大詔煥發せらるるや、我が政府は、その二十三日、まづ韓國との親交を保持し、東洋の平和を確立するため、日韓議定書を協定作成し、その施政の改善に關して、忠告を容れしむることとし、つきて、八月二十二日、韓國をして我が政府の推薦にかかる邦人

協約 第二次日韓
協約の大要

第三次日韓
協約と日韓
覺書交換
ハーハー
事件
ハーハー
第三次日韓
協約の大要
伊藤博文の
統監
大要
日韓覺書の

を財務顧問とし、同じく外國人を外交顧問として、財務・外交の要務を諮詢施行すべく、また外國との條約をはじめとし、重要な外交事件の處理に關しては、豫め我れと協議すべき約を結ばしめ、以て次第にその内政改善の歩を進めたり。三十八年九月、日露講和條約成るや、その十一月、伊藤博文を遣韓大使となし、京城に赴きて、保護條約を締結し、まづ、その外交權を收め、統監を京城に駐在せしむることを約せしめ、つぎて、博文を統監に任じたり。是に於て、韓國は全く我が保護國となれり。

然るに、四十年六月、ハーハー密使事件起りて、韓帝、遂に位を太子に譲るや、七月二十四日、我が國は、更に韓國との間に協約を結び、その内政をも指導することとし、四十二年七月、また韓國と約して、その司法及び警察事務の委託を領して、司

伊藤博文の

遭難

伊藤博文の

韓國併合

合邦の上奏

と請願

併合條約締

法權を收めたり。蓋し韓國の形勢、常に平靜を缺き、相互の國利民福を増進し、東洋の平和を確保すること能はざるを以て、外交・行政と共に、司法權をも我れに收め、以てその統治の責任を完くせんとしたるなり。韓國併合の方針、是に於て確立したりといふべし。この年十月、前統監伊藤博文、滿洲に遊び、韓人安重根のために狙撃せられ、ハルビンに薨じたり。この後、ほどなく、韓人一萬餘人連署して、日韓合邦の上奏書を韓廷にささげ、また、この事を我が統監府に請願したり。その議、一時、却けられしが、我が政府は、既定の方針によりて、著著、その歩を進め、四十三年五月、陸軍大臣寺内正毅の統監を兼ねるに及び、八月二十二日、韓國との間に、併合條約を結ばしむ。これによりて、韓國皇帝は、韓國全部に關する一切の統治權を、完全且、永久に我が天皇陛下に讓與することとな

關する詔書に

りぬ。

二十九日、天皇陛下は、左の詔書を發して、韓國併合の事を天下に告げたまひ、併せて、その條約を公布せしめたまふ。朕東洋ノ平和ヲ永遠ニ維持シ帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スルノ必要ナルヲ念ヒ又常ニ韓國力禍亂ノ淵源タルニ顧ミ曩ニ朕ノ政府ヲシテ韓國政府ト協定セシメ韓國ヲ帝國ノ保護ノ下ニ置キ以テ禍源ヲ杜絶シ平和ヲ確保センコトヲ期セリ

爾來時ヲ經ルコト四年有餘其ノ間朕ノ政府ハ銳意韓國施政ノ改善ニ努メ其ノ成蹟亦見ルヘキモノアリト雖韓國ノ現制ハ未タ治安ノ保持ヲ完スルニ足ラス疑懼ノ念毎ニ國內ニ充溢シ民其ノ堵ニ安セス公共ノ安寧ヲ維持シ民衆ノ福利ヲ増進セム力爲ニハ革新ヲ現制ニ加フル

ノ避ク可ラサルコト瞭然タルニ至レリ
朕ハ韓國皇帝陛下ト與ニ此ノ事態ニ鑑ミ韓國ヲ舉テ日本帝國ニ併合シ以テ時勢ノ要求ニ應スルノ已ムヲ得サルモノアルヲ念ヒ茲ニ永久ニ韓國ヲ帝國ニ併合スルコトトナセリ

韓國皇帝陛下及其ノ皇室各員ハ併合ノ後ト雖相當ノ優遇ヲ受クヘク民衆ハ直接朕カ綏撫ノ下ニ立チテ其ノ康福ヲ增進スヘク産業及貿易ハ治平ノ下ニ顯著ナル發達ヲ見ルニ至ルヘシ而シテ東洋ノ平和ハ之ニ依リテ愈其ノ基礎ヲ鞏固ニスヘキハ朕ノ信シテ疑ハサル所ナリ朕ハ特ニ朝鮮總督ヲ置キ之ヲシテ朕ノ命ヲ承ケテ陸海軍ヲ統率シ諸般ノ政務ヲ總轄セシム百官有司克ク朕ノ意ヲ體シテ事ニ從ヒ施設ノ緩急其ノ宜キヲ得以テ衆庶

ヲシテ永ク治平ノ慶ニ賴ラシムルコトヲ期セヨ
また、李王家優遇の詔を發し、朝鮮貴族令を定め、特に大赦・減租を命じたまふ。

保世界平和の
保證
日佛露協約
アメリカ合衆國との外
交文書交換

世界に於ける
地位が國の

これよりさき、明治四十年、我が國は、フランス及びロシアと、相つきて協約を結び、翌年、またアメリカ合衆國とも外交文書を交換して、それぞれ親交を重ねしが、今や、韓國併合成りて、半島一千二百萬の民、また我が皇澤に浴するを得るに至り、世界の平和は、益々確かに保證せらるることとなりたり。

明治維新以來、僅かに四十餘年。その間、西洋最近文明の長處を探りて、善くこれを用ひ、國勢駿駿として進み、國威、大いに揚りて、世界強國の一となれり。今や、東西兩洋の關係は、日に密接して離るべからず、列強は、益々意を極東に注ぎ、その勢力を太平洋上に振はんとす。我が國の地位、實に多難多望なりと謂ふべし。それ世界の形勢は、靜止を許さず、一日進歩せざれば、則ち一日の退歩を致す。邦人たる者、須く古今の成敗、東西の形勢に鑑みて、自ら奮勵努力し、以て聖恩に答ふる所なかるべけんや。

學 師 範
歷 史 教 科 書 日 本 歷 史 卷 下 終

明治四十四年一月三日印行 刷
明治四十四年一月七日發行
明治四十四年三月十六日訂正印刷
明治四十四年三月十九日訂正發行

學校範歷史教科書 日本歷史下卷

定價 金五拾錢

著 作 權



著 者 東京市小石川區白山御殿町百廿七番地
峰 岸 米 造

發 行 兼

東京市日本橋區鐵砲町三番地

會 社 六 盟 館

右代表者

東京市日本橋區鐵砲町三番地

會 社 六 盟 館

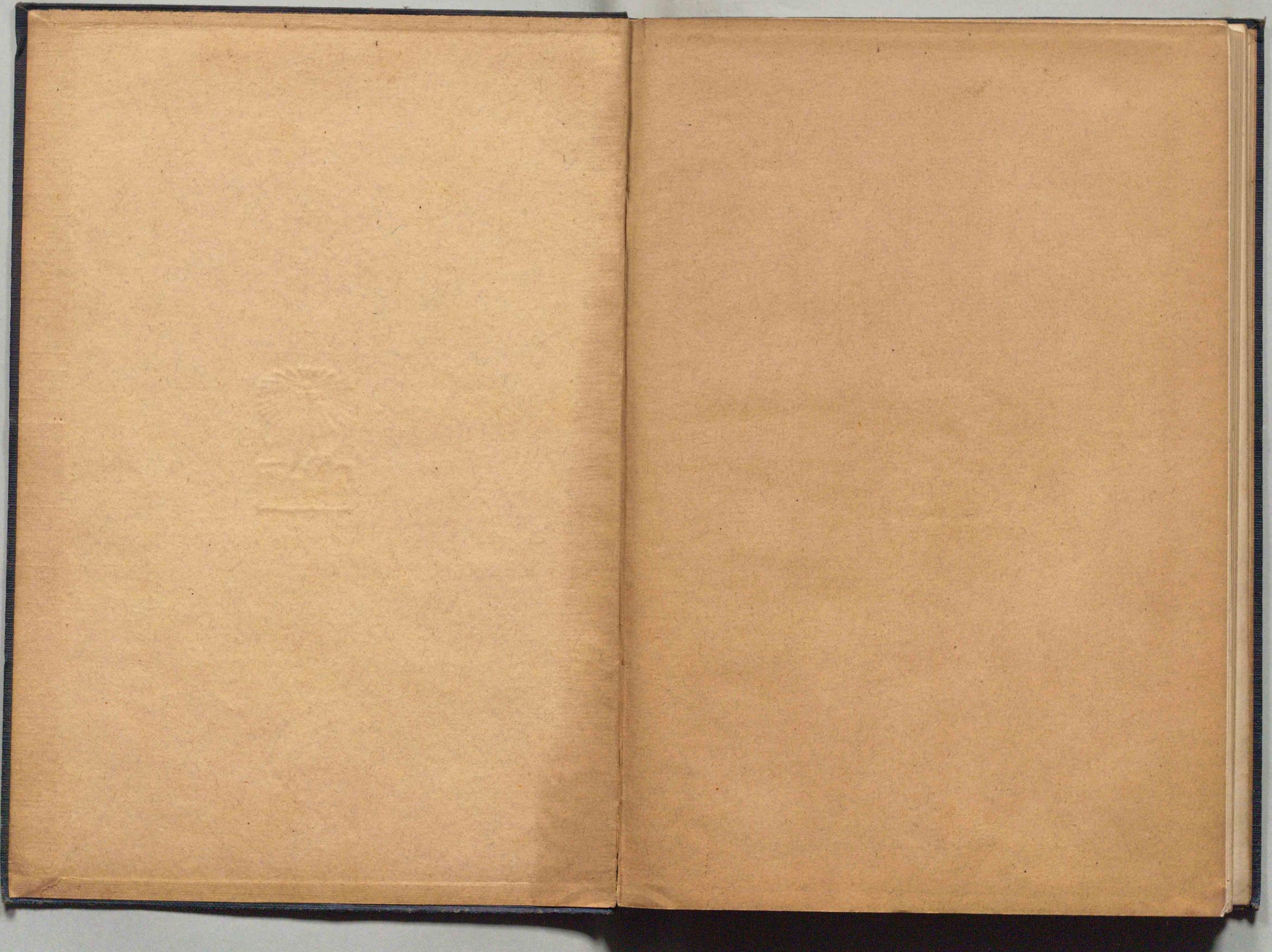
杉 本 七 百 丸

日 月 三 年 四 十 四 治 明
文 部 省 檢 定 特

發 行 所 東京市日本橋區
鐵砲町三番地
電話特長浪花二七六四番
大阪市南區心齋橋筋一丁目
電話長南九番 振替口座大阪四三二〇番
特約大販賣所 柏村文海堂

合資
會社
六盤館
出版圖書
大販賣所

東京市京橋南傳馬町二一丁目區
電話京橋二二六三番
東京市日本橋區
鐵砲町
電話浪花三三三二番
本石町二一丁目
電話本局一六九八番
長岡市表四ノ丁
電話長岡一八番
長野市大門町
電話長野一二四番
振替口座東京一〇七〇番
目黒十郎
振替口座東京三六一九番
西澤喜太郎
振替口座東京五六十番
杉本七百丸
振替口座東京五六一三番
柳原吉友
振替口座東京三〇九〇番
甚七
吉





広島大学図書

2000089534



庫

1
34